



はなさく生命

2026年2月

はなさく収入保障

収入保障保険(無解約払戻金型)

ご契約のしおり・約款

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

年金等の
お支払い

ご契約後の
取り扱い

その他
お知らせ

約款

約款別表

はなさく生命

日本生命グループ

はじめに

この冊子には、ご契約に関する大切なことがらが記載されています。
必ずご一読いただき、内容をご確認ください。

この冊子は「ご契約のしおり」「約款」の2つの内容で構成されています。



ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項（告知義務、保障内容、年金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。

約款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しています。

 **ご契約のしおり** (ご契約のしおり 1～61)

 目的別もくじ.....	2
 主な保険用語のご説明.....	4

 **ご契約にあたって**

1 商品の特 徴	7
2 適用する保険料率	9
3 申込みに際して	10
○保険契約の成立	10
○クーリング・オフ制度	10
○申込みに際してのご留意点	11
4 申込みに際して現在加入している保険契約を解約・減額して新しい保険契約に加入する場合	12
5 健康状態等の告知義務	13
6 責任開始（保障の開始）と契約日	16

 **年金等のお支払い**

10 年金等の請求	35
11 指定代理請求人による請求	37
12 年金等のお支払い時の保険料の精算	38
13 年金等をお支払いできない場合	40

 **ご契約後の取扱い**

14 解約と解約払戻金	48
15 ご契約後の保障内容の見直し	50
16 収入保障年金受取人の変更	51
17 住所等の変更にともなう手続き	52
18 生命保険と税金	53

 **しくみ**

7 保障内容	17
■ ①収入保障保険（無解約払戻金型）【主契約】	17
■ ②リビング・ニーズ特約	25
■ ③保険料払込免除特約	27

 **その他お知らせ**

19 その他お知らせ	55
■ はなさく生命の組織運営	55
■ 個人情報の取扱い	55
■ 個人情報保護方針	56
■ 生命保険契約者保護機構	57
■ 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度	59

 **保険料の払込み**

8 保険料払込方法・保険料の払込期月等	31
9 保険料の払込みの猶予期間と保険契約の消滅	34



約款（約款1～38）

● 収入保障保険（無解約払戻金型） 普通保険約款	3	● 口座振替扱特約	30
● リビング・ニーズ特約	20	● クレジットカード扱特約	31
● 保険料払込免除特約	23	● 約款別表	32



ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項（告知義務、保障内容、年金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。



目的別もくじ

こんなときは？		このページをご確認ください。	
ご契約にあたって	保険用語の意味がわからない	→ 4 ページ	主な保険用語のご説明
	この保険の特徴や 付加できる特約について知りたい	→ 7 ページ	1. 商品の特徴
		→ 17 ページ	7. 保障内容
	申込みを撤回したい	→ 10 ページ	3. 申込みに際して クーリング・オフ制度
	告知義務について知りたい	→ 13 ページ	5. 健康状態等の告知義務
いつから保障が開始されるのか 知りたい	→ 16 ページ	6. 責任開始（保障の開始）と契約日	
保険料について	保険料の払込方法を変更したい	→ 31 ページ	8. 保険料払込方法・保険料の払込期月等
	いつまでに保険料を 払込むのか知りたい	→ 31 ページ	8. 保険料払込方法・保険料の払込期月等
	保険料の払込みができなかった	→ 34 ページ	9. 保険料の払込みの猶予期間と 保険契約の消滅

年金等をご請求されるときは

保険証券と当冊子で契約内容をご確認ください。

①年金等の請求者（受取人）は誰か、また、支払事由に該当しているかをご確認ください。

7. 保障内容

P.17

②年金等をお支払いできない場合に該当していないかをご確認ください。

7. 保障内容

P.17

13. 年金等をお支払いできない場合

P.40



年金等の支払対象になるのか
知りたい



17
ページ

7. 保障内容

年金等が支払われないケースに
ついて知りたい



40
ページ

13. 年金等をお支払いできない場合

年金等の請求について知りたい



35
ページ

10. 年金等の請求

受取人が請求できない場合の
年金等の請求について知りたい



37
ページ

11. 指定代理請求人による請求

保険料の払込みの免除について
知りたい



24
ページ

7. 保障内容
①収入保障保険（無解約払戻金型）
【主契約】
保険料の払込みの免除



27
ページ

7. 保障内容
③保険料払込免除特約

年金等について

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

年金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ



減額したい



50
ページ

15. ご契約後の保障内容の見直し

解約したい



48
ページ

14. 解約と解約払戻金

収入保障年金受取人を変更したい



51
ページ

16. 収入保障年金受取人の変更

住所・名前等が変わった



52
ページ

17. 住所等の変更にとまなう手続き

税金について知りたい



53
ページ

18. 生命保険と税金

ご契約後について

③請求の流れをご確認ください。

10. 年金等の請求

P.35

④詳しい手続き方法は、

はなさく生命までご連絡ください。

（お問合せ先は裏表紙をご確認ください。）



主な保険用語のご説明

う	受取人 (うけとりじん)	年金等を受取る人をいいます。
か	解約払戻金 (かいやくはらいもどしきん)	保険契約を解約された場合等に、契約者に払戻すお金をいいます。 この保険には、解約払戻金はありません。
け	契約応当日 (けいやくおうとうび)	毎月または毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。 〔例〕 契約日が6月1日の場合 月単位の契約応当日 ⇒ 毎月の1日 年単位の契約応当日 ⇒ 毎年の6月1日
	契約者 (けいやくしゃ)	当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（例えば、契約内容変更等の請求権）と義務（例えば、保険料支払義務）を有する人をいいます。
	契約年齢 (けいやくねんれい)	契約日における被保険者の満年齢のことをいいます。 〔例〕 35歳7カ月の被保険者の方の契約年齢は35歳になります。 なお、「ご契約後の被保険者の年齢」は、年単位の契約応当日ごとに契約年齢に1歳を加えて計算した年齢のことをいいます。 ※当冊子における年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
	契約日 (けいやくび)	保険期間等の計算の基準日をいいます。
こ	告知義務 (こくちぎむ)	契約者や被保険者は保険契約の申込みに際して、過去の傷病歴、現在の健康状態等、「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ（告知）いただくことを要します。これを告知義務といます。
	告知義務違反 (こくちぎむいはん)	「告知書」の質問事項に対して、事実が告げられなかったときには、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。
	告知書 (こくちしょ)	保険契約の申込みに際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態等について記入していただく書面のことをいいます。 ※情報端末上の告知画面を含みます。

し	指定代理請求人 (していだりせいきゆうにん)	所定の年金等について、その年金等の受取人が年金等を請求できない所定の事情があるとき、年金等の受取人に代わって請求を行うために、被保険者の同意を得てあらかじめ契約者が指定した人をいいます。(請求時において被保険者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲内であることを要します。)
	支払事由 (しはらいじゆう)	約款で定める、年金等をお支払いする場合をいいます。
せ	主契約 (しゅけいやく)	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。(特約は含まれません。)
	責任開始時／責任開始日 (せきにんかいしじ／せきにんかいしび)	当社が保険契約上の保障を開始する時点を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始日といいます。
と	責任準備金 (せきにんじゅんびきん)	将来の年金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。
	特別条件 (とくべつじょうけん)	保険契約を引受けるにあたり、被保険者の現在の健康状態や過去の傷病歴等に応じて保険契約につける条件(年金を削減して支払う等)のことをいいます。
ね	特別 (とくそく)	主契約および特約の契約内容のある特定の事項について、追加・変更を定めた約束のことをいいます。
	特約 (とくやく)	主契約の保障内容をさらに充実させる等、主契約とは異なる特別な約束をする目的で、主契約に付加する契約内容のことをいいます。
	年金 (ねんきん)	被保険者が死亡した場合や所定の高度障害状態になった場合等に、毎月お支払いするお金のことをいいます。
ね	年金月額 (ねんきんげつがく)	毎月の年金の支払金額のことをいいます。
	年金支払期間 (ねんきんしはらいきかん)	第1回の年金の支払基準日(支払事由該当日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日)から保険期間満了日の翌日までの期間のことをいいます。
	年金の支払基準日 (ねんきんのしはらいきじゅんび)	毎月の年金をお支払いする基準となる日をいいます。第1回の年金の支払基準日は、支払事由該当日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日となります。第2回以後の年金の支払基準日は、第1回の年金の支払基準日の翌日以後に到来する月単位の契約応当日となります。
	年金支払保証期間 (ねんきんしはらいほしょうきかん)	年金をお支払いする場合の保証年数のことをいいます。ご契約時に2年・5年から選択できます。
	年金の現価相当額 (ねんきんのげんかそうとうがく)	将来の年金をお支払いするために必要なその時点における金額のことをいいます。(将来の年金額を所定の利率で割引いて計算します。)

ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等のお支払い

ご契約後の取扱い

その他お知らせ

は	払込期月 <small>(はらいこみきげつ)</small>	<p>毎回の保険料をお払込みいただく期間をいい、具体的な払込期月は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第1回目の保険料の払込期月 責任開始日から翌月の末日まで ● 第2回目以後の保険料の払込期月 月単位の契約応当日（年払の場合は年単位の契約応当日）の属する月の1日から末日まで
ひ	被保険者 <small>(ひほけんしゃ)</small>	<p>保険の保障の対象となる人のことをいいます。</p>
ほ	保険期間 <small>(ほけんきかん)</small>	<p>当社が保険契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡等の支払事由が発生した場合に、年金等の支払対象となります。</p>
	保険証券 <small>(ほけんしょうけん)</small>	<p>保険契約の年金月額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものをいいます。</p>
	保険料 <small>(ほけんりょう)</small>	<p>契約者にお払込みいただくお金をいいます。</p>
	保険料期間 <small>(ほけんりょうきかん)</small>	<p>保険料が充当される期間のことをいいます。</p> <p>月単位の契約応当日からその翌月の月単位の契約応当日（年払の場合は、年単位の契約応当日からその翌年の年単位の契約応当日）の前日までの期間となります。</p> <p>* 第1回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月単位の契約応当日（年払の場合は、契約日からその翌年の年単位の契約応当日）の前日までの期間です。</p>
	保険料払込期間 <small>(ほけんりょうはらいこみきかん)</small>	<p>保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。</p>
	保険料率 <small>(ほけんりょうりつ)</small>	<p>保険料を計算する際に用いる率のことをいいます。保険料は、基準となる年金月額等に保険料率を乗じて計算されます。</p>
め	免責事由 <small>(めんせきじゆう)</small>	<p>約款で定める、支払事由に該当した場合でも、年金等をお支払いできない特定の場合等のことをいいます。</p>
や	約款 <small>(やっかん)</small>	<p>ご契約のご加入から消滅までのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約約款があります。</p>
ゆ	猶予期間 <small>(ゆうよきかん)</small>	<p>保険料の払込みを猶予する期間のことをいいます。</p> <p>月払・年払ともに、払込期月の翌月の1日から翌々月末日までの期間となります。この期間内に保険料の払込みがない場合、保険契約は消滅します。</p>
よ	予定利率 <small>(よていりりつ)</small>	<p>保険料を算出するにあたり、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、その分の保険料を割引くときの割引率をいいます。</p>

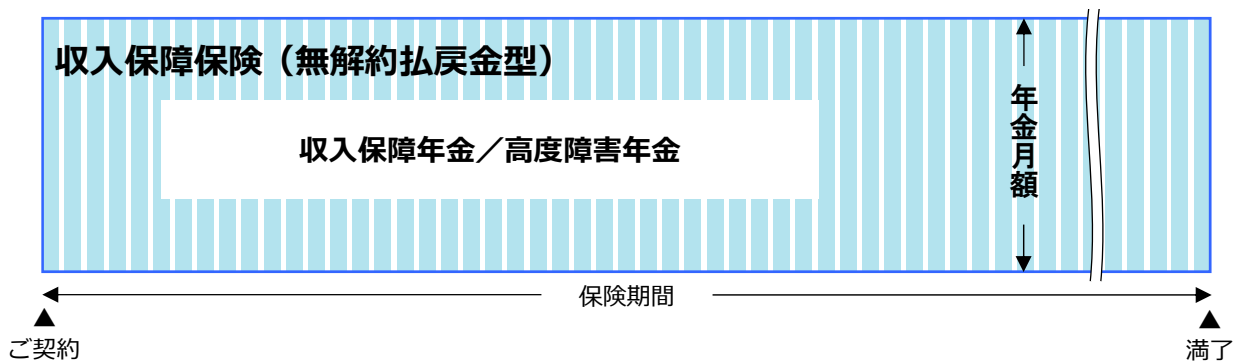


ご契約にあたって

1 商品の特徴

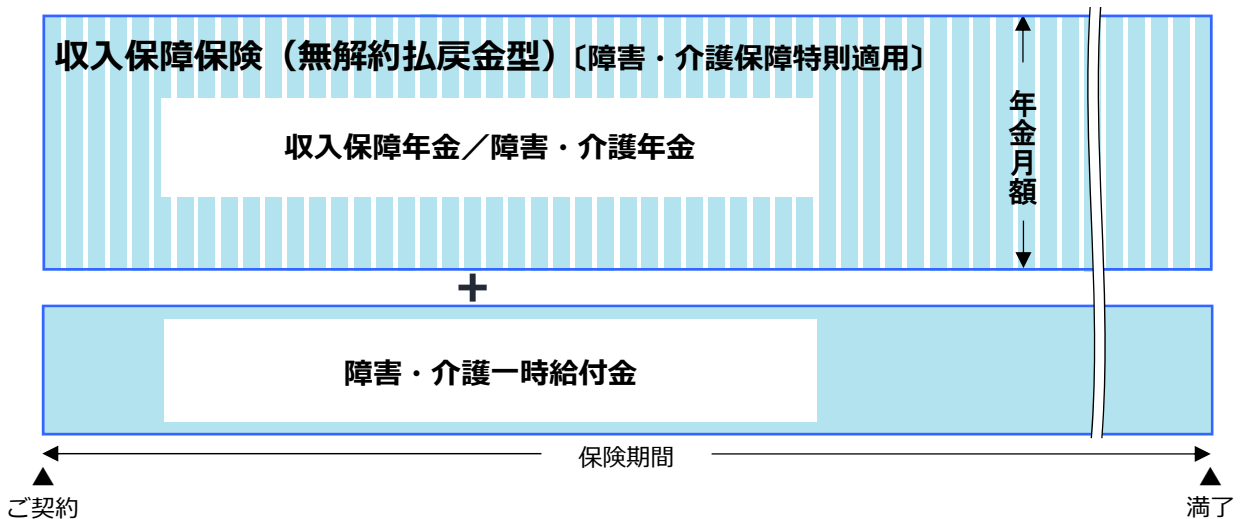
この商品は、死亡や所定の高度障害状態等を一定期間保障する商品です。死亡したときや所定の高度障害状態等に該当したときは、年金を毎月お支払いします。^①

ご契約時の被保険者の喫煙状況や健康状態等に応じて、「非喫煙者健康体料率」「非喫煙者標準体料率」「喫煙者健康体料率」「標準体料率」のいずれかの保険料率が適用されます。^②



<障害・介護保障特則を適用する場合>

- 障害・介護保障特則の適用により、所定の身体障害状態や要介護状態に該当した場合の保障内容を充実させることができます。



■ この商品に契約者配当金はありません。

① 年金のお支払いを開始した場合、以後の保険料の払込みは不要です。

② 詳細は、「2. 適用する保険料率」をご確認ください。

ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等のお支払い

ご契約後の取扱い

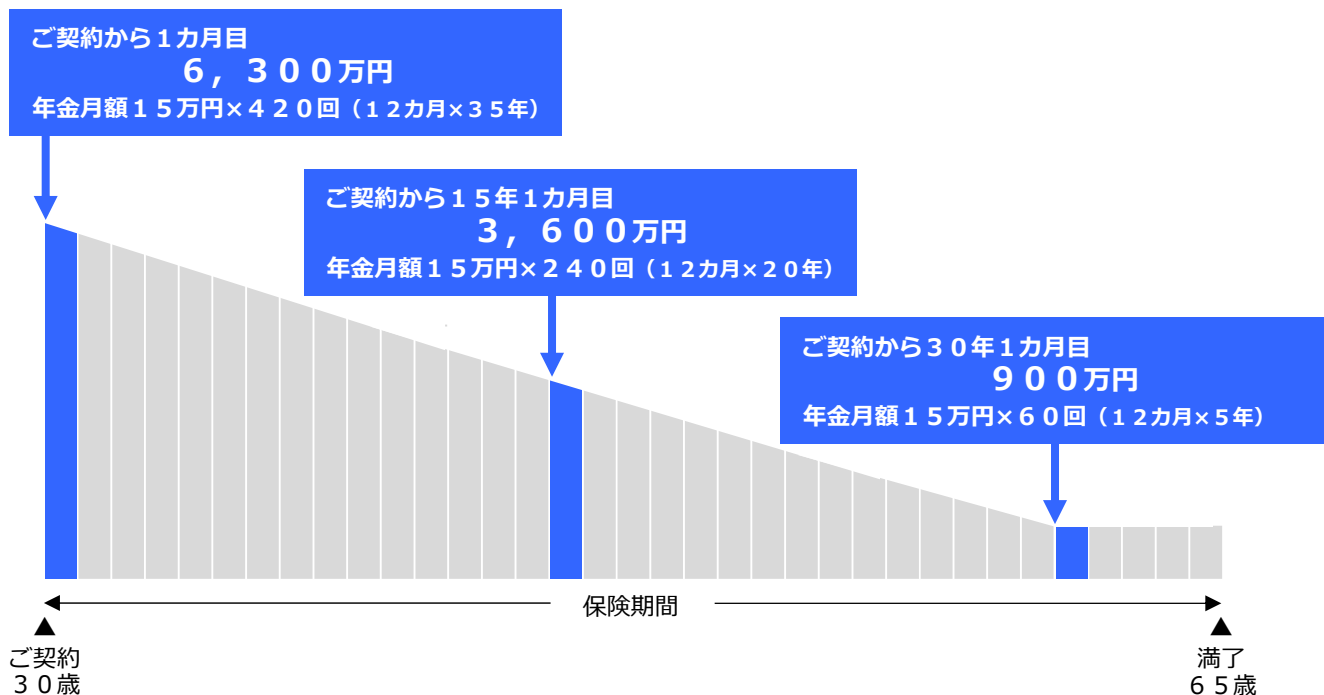
その他お知らせ

年金支払総額

年金の支払事由に該当した時期に応じて年金支払期間（年金を受取る回数）が変わります。
このため、年金支払総額は保険期間の経過とともに少なくなります。

■ 支払事由に該当した時期ごとの年金のお支払い事例

（契約年齢 30 歳、保険期間 65 歳満期、年金支払保証期間 5 年、年金月額 15 万円の場合）

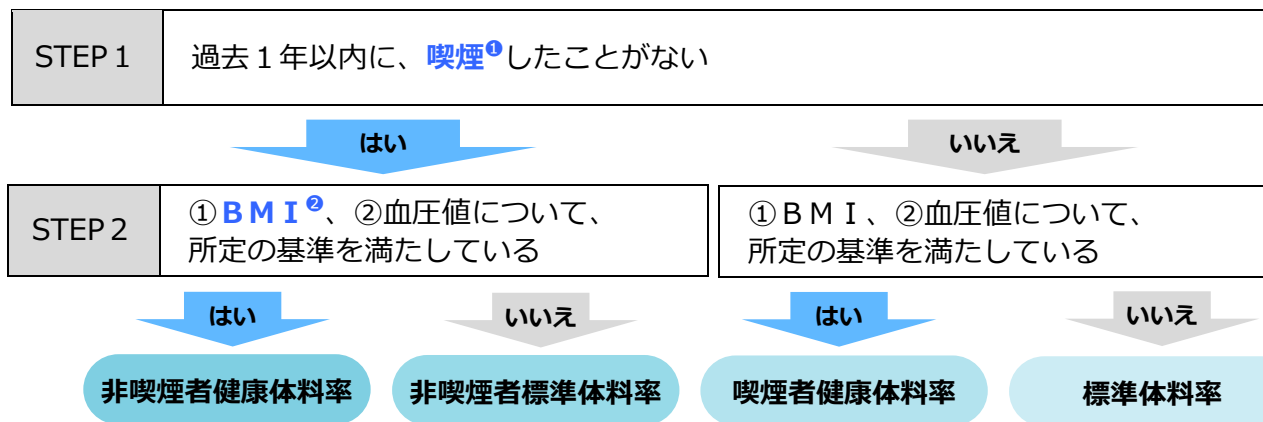


2 適用する保険料率

この商品は、ご契約時の被保険者の喫煙状況、体格（BMI）、血圧値等に応じて、「非喫煙者健康体料率」「非喫煙者標準体料率」「喫煙者健康体料率」「標準体料率」のいずれかが適用されます。

「非喫煙者健康体料率」「非喫煙者標準体料率」「喫煙者健康体料率」は「標準体料率」よりも保険料が割安となる保険料率です。

<保険料率の適用イメージ>



■①BMI、②血圧値の基準は次のとおりです。

①BMIが次の基準を満たしていること

契約年齢	20歳～39歳	40歳～70歳
BMI	17以上27以下	17以上28以下

②血圧値が次の基準を満たしていること

契約年齢	20歳～39歳	40歳～70歳
最低血圧値	90mmHg 未満	100mmHg 未満
最高血圧値	140mmHg 未満	150mmHg 未満



- 「健康体」とは、この商品における当社の呼称であり、「健康体」の基準に該当しない方が健康ではないということではありません。
- 「非喫煙者健康体料率」「非喫煙者標準体料率」「喫煙者健康体料率」を適用するご契約にお申込みいただく際は、健康診断・人間ドックの結果等のご提出が必要となります。
- ①BMI、②血圧値の基準のほか、被保険者の健康状態等が当社の定める基準を満たしていない場合、非喫煙者健康体料率・喫煙者健康体料率を適用することはできません。なお、特別な条件をつけてお引受けする場合や、ご契約をお断りする場合もあります。
- ご契約後に被保険者の喫煙状況、体格（BMI）、血圧値等に変化があった場合でも、ご契約時に適用された保険料率を変更する取扱いはありません。

① 喫煙 紙巻たばこ、葉巻、パイプたばこ、刻みたばこ、手巻きたばこ、嗅ぎたばこ、電子たばこ、加熱式たばこ、禁煙補助薬（ニコチンパッチ、ニコチンガム）等を使用することをいいます。

② BMI ボディ・マス・インデックスの略で、身長と体重の関係から算出される体格指数のことです。
 $BMI = \text{体重 (kg)} \div \{\text{身長 (m)}\}^2$

ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等のお支払い

ご契約後の取扱い

その他お知らせ

3 申込みに際して

保険契約の成立

保険契約は、お客様からの申込みを当社が承諾した場合に成立します。

- 当社が保険契約の申込みを承諾した場合は、「保険証券」を発行します。
- 生命保険募集人^①**は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、保険契約を成立させることができません。(生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。)

《契約締結の「媒介」と「代理」について》

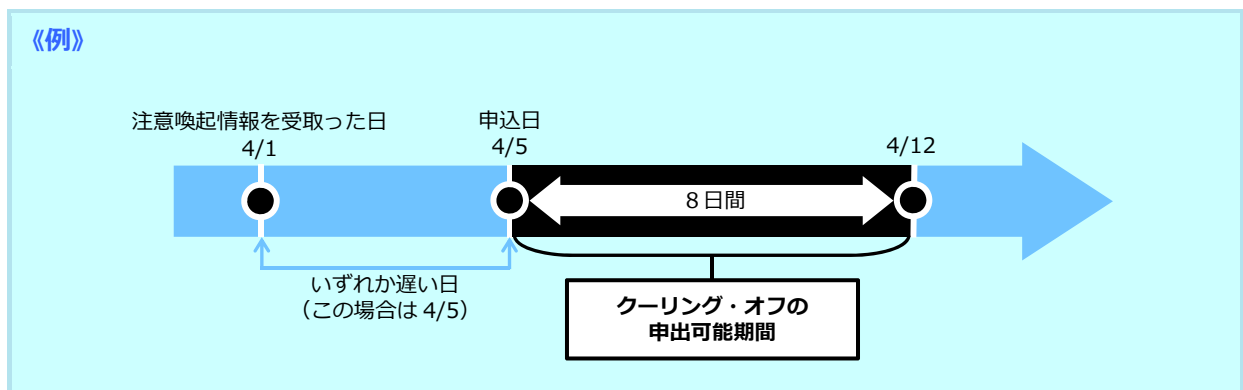
- ・媒介 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約の申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は成立します。
- ・代理 ⇒ 生命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約の申込みに対して承諾をすれば保険契約は成立します。

クーリング・オフ制度

保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

- 保険契約の申込日または注意喚起情報を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、保険契約の申込みの撤回または保険契約の解除ができます。

《例》



- クーリング・オフを行った場合で、すでにお払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。
- 次のいずれかの方法で、クーリング・オフの申出可能期間内にお申出ください。

① 生命保険募集人 募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。

【書面による場合】

書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。

期間内（8日以内の消印有効）に、はなさく生命保険株式会社あてに送付してください。

【記載事項】

- ① 申込みの撤回等をする旨
- ② 申込みの撤回等をする理由（任意）
- ③ 証券番号（生命保険契約申込書（お客様控）の右上に記載）
- ④ 申込者または契約者の住所・電話番号
- ⑤ 申込者または契約者の氏名（自署）

【書面の送付先】 〒100-8691 日本郵便（株）銀座郵便局 私書箱52号
はなさく生命保険株式会社 クーリング・オフ受付担当 行

【電磁的記録による場合】

当社では主たる窓口として、当社ホームページをご案内しています。

期間内（8日以内）に、当社ホームページに記載の手順に沿って必要事項をご入力の上、お申出ください。

申込みに際してのご留意点

（1）当社の確認担当者^①が、申込内容等の確認をお願いすることがあります。

- 当社の確認担当者が、訪問または電話により、契約者・被保険者に次の事項の確認をお願いすることがあります。
 - ・ 申込内容がお客様の意向に沿っているか
 - ・ 告知内容に相違がないか
 - ・ ご登録いただいたお客様情報に相違がないか 等
- 訪問の際には、本人確認をいたします。次のいずれかの書類をご提示ください。
 - ・ 運転免許証 ・ パスポート ・ マイナンバーカード（表面） ・ 年金手帳 等

（2）「保険証券」をご確認ください。

- 当社が保険契約の申込みを承諾した場合は、「保険証券」を発行しますので、当社ホームページ（[マイページ](#)^②）にてご確認ください。^③

「保険証券」には保険契約の年金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載しておりますので、保険契約が成立しましたら、「保険証券」の内容が、申込内容と相違がないかご確認ください。万一、ご契約内容に相違や不明な点がありましたら、当社までご連絡ください。
- 「保険証券」は、保険契約の成立時のみ発行します。

ご契約内容については、当社ホームページ（マイページ）にていつでも確認することができます。
- 「保険証券」に記載のご契約内容を、収入保障年金受取人に伝えてください。（収入保障年金の請求の際に証券番号等をお伺いします。）

① 確認担当者 当社が委託した確認担当者を含みます。

② マイページ ご契約成立後に開設されるお客様専用 WEB サイトのことをいいます。

③ 「保険証券」について書面での確認を希望された場合には、書面にて「保険証券」を発行します。

4

申込みに際して現在加入している保険契約を
解約・減額して新しい保険契約に加入する場合

現在加入している保険契約を解約・減額し、新しい保険契約に加入する場合、次の点が不利益となります。

<現在加入している保険契約について不利益となる点>

解約払戻金	解約・減額の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。保険種類やご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
配当金	一定期間の契約継続を条件に発生する配当の権利等を失う場合があります。

<新しい保険契約について不利益となる点>

保険料	<p>保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在加入している保険契約と新しい保険契約とで異なることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい保険契約の予定利率が現在加入している保険契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	<p>新しい保険契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの猶予期間の満了をもって、保険契約が消滅します。^①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。 ・保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。 <p>ご契約時に健康状態等を告知する義務があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新しい保険契約の責任開始^②日を起算日として、告知義務違反^③による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、新しい保険契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、新しい保険契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために新しい保険契約が解除・取消となったりすることがあります。
年金のお支払い等	現在加入している保険契約のままであれば、年金等のお支払いや保険料の払込みを免除することができる場合であっても、新しい保険契約では、責任開始日から3年以内の自殺や責任開始時に生じた傷病や不慮の事故等を原因とする場合等について、年金等のお支払いや保険料の払込みを免除することができないことがあります。

① 詳細は、「9. 保険料の払込みの猶予期間と保険契約の消滅」をご確認ください。

② 責任開始 「6. 責任開始（保障の開始）と契約日」参照

③ 告知義務違反 「5. 健康状態等の告知義務」参照

5 健康状態等の告知義務

告知義務

契約者や被保険者は、ご契約時に健康状態等を当社に告知する義務があります。

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態のよくない人や危険度の高い職業に従事されている人等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、契約者や被保険者には、健康状態、喫煙状況等について当社に告知する義務があります。

告知の方法

契約者や被保険者は、「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

- 告知事項は「告知書^①」に記載しています。
- 告知にあたり、生命保険募集人^②が、傷病歴や健康状態等について事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。



■ 生命保険募集人や当社の確認担当者^③に口頭で伝えただけでは告知にはなりません。

「告知書」にてお知らせいただいたことが告知となります。生命保険募集人や当社の確認担当者には告知を受ける権限がありません。

そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。

① 告知書 情報端末上の告知画面を含みます。
② 生命保険募集人 募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。
③ 確認担当者 当社が委託した確認担当者を含みます。

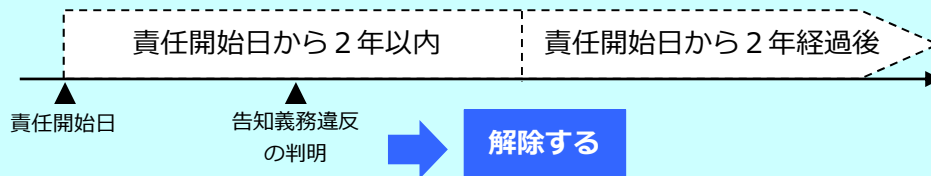
告知義務違反

「告知義務違反」があった場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

- 契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知したりした場合、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 告知義務違反による保険契約または特約の解除に関する取扱いは、「責任開始^①日から告知義務違反が判明するまでの期間」によって、次のとおりとなります。

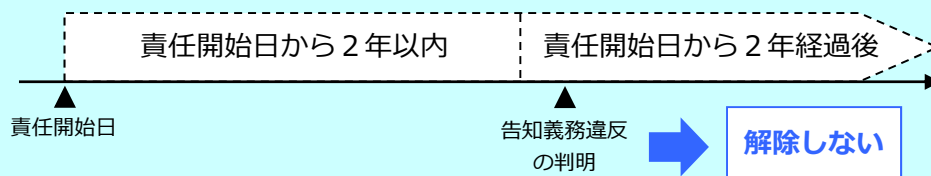
《責任開始日から2年以内に告知義務違反が判明したケース》

告知義務違反として保険契約または特約を解除することがあります。この場合、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。



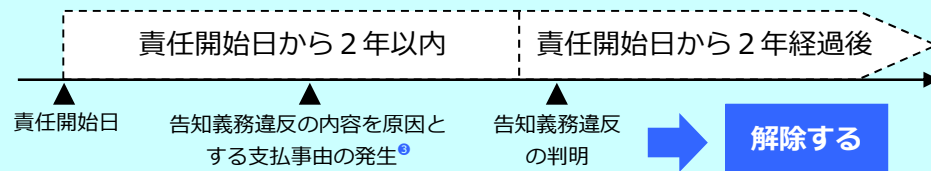
《責任開始日から2年経過後に告知義務違反が判明したケース》

告知義務違反による解除を行いません。



ただし、責任開始日から2年以内に解除の原因となる事実により、年金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。^{②③}

この場合、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。



- 保険契約または特約を解除した場合でも、年金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

① 責任開始 「6. 責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

② 責任開始時に原因が生じていたことにより、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除が行われない場合も同様の取扱いとなります。

③ 障害・介護保障特則を適用している保険契約について、責任開始日から2年以内に、身体障害者手帳の交付がなく年金等の支払事由には該当していない場合でも、所定の身体障害状態に該当していることをもって解除することがあります。

- 告知義務違反として保険契約または特約を解除する場合以外にも、年金等をお支払いできないことがあります。

例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、**詐欺による取消^①**を理由として、保険契約または特約を取消することがあります。この場合、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除ができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

告知にあたり、**生命保険募集人^②**が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、当社は保険契約または特約を解除することはできません。

ただし、こうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められるときには、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

傷病歴等がある場合の保険契約の引受け

傷病歴等があっても、加入できる場合があります。

- 傷病歴・通院事実等を告知した場合、後日追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。

- 告知等の結果をふまえ、当社は次のいずれかのとおり取扱います。

- ・申込内容どおり引受ける。
- ・**特別な条件^③**をつけたうえで、引受ける。
この場合には、「特別な条件のご案内」をご提供します。このご案内で示した条件をご了解いただければ、当社の承諾により保険契約は成立します。
- ・今回はお断りする。

- 当社では、引受基準を緩和することで健康に不安のある方でも加入しやすい収入保障保険（当社の他の収入保障保険に比べて保険料が割増しされています）も取扱っています。

① 詐欺による取消 「13. 年金等をお支払いできない場合」参照
② 生命保険募集人 募集代理店やはなさく生命 通販受付ダイヤル等のオペレーターを含みます。
③ 特別な条件 次の特別な条件をつけて引受けることがあります。
・年金等を削減して支払う（年金削減支払法）
・特定の高度障害状態を保障しない（特定高度障害状態不担保法）
・特定の身体部位や傷病を保障しない（特定部位・傷病不担保法）

6 責任開始（保障の開始）と契約日

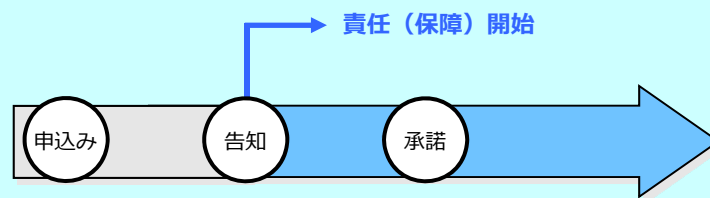
責任開始（保障の開始）

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、当社は契約上の責任（保障）を開始します。

- 保険契約は、保険契約の申込みを当社が承諾した場合に成立します。
- 承諾した場合は、「**保険証券^①**」を発行します。

《責任開始（保障の開始）の例》

当社が保険契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任（保障）を開始します。



※申込みが告知より遅い場合には、申込みが完了した時から責任（保障）を開始します。

契約日

契約日は、月払契約、年払契約ともに責任開始日の属する月の翌月1日となります。

- 契約年齢、保険期間、保険料払込期間は契約日を基準に計算します。
- ご契約時に、「契約日に関する特則」を適用する場合、契約日は責任開始日と同一の日になります。
- 契約日および責任開始日は「保険証券」で確認できます。

① 保険証券 「3. 申込みに際して」の「申込みに際してのご留意点」参照



しくみ

7 保障内容

①収入保障保険（無解約払戻金型）【主契約】

保障内容

被保険者が死亡した場合や所定の高度障害状態等になった場合に、年金等をお支払いします。ご契約時に障害・介護保障特則を適用することで、所定の身体障害状態や要介護状態に該当した場合の保障内容を充実させることができます。

<障害・介護保障特則を適用しない場合>

	年金の名称	保障の対象
死亡	収入保障年金	死亡したとき
高度障害	高度障害年金	所定の高度障害状態に該当したとき
保険料の払込みの免除	—	所定の身体障害状態に該当したとき

<障害・介護保障特則を適用する場合>

	年金等の名称	保障の対象
死亡	収入保障年金	死亡したとき
障害・介護	障害・介護年金	次のいずれかに該当したとき ①所定の高度障害状態に該当したとき ②身体障害者福祉法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき ③公的介護保険制度による要介護1以上に該当していると認定されたとき
	障害・介護一時給付金	次のいずれかに該当したとき ①身体障害者福祉法に定める障害の級別の5級または6級の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき ②障害・介護年金の①②③のいずれかに該当したとき
保険料の払込みの免除	—	所定の身体障害状態に該当したとき



■ご契約時に選択した特則の適用有無をご契約後に変更することはできません。

ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等のお支払い

ご契約後の取扱い

その他お知らせ

死亡・高度障害の保障（障害・介護保障特則を適用しない場合）

お支払いできる場合

→ 「13. 年金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が死亡した場合や所定の高度障害状態になった場合に、年金をお支払いします。

■ 被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、年金をお支払いします。^①

	支払事由	支払額	受取人
収入保障年金	死亡したとき	年金支払期間中 ^②	収入保障年金受取人 ^③
高度障害年金	疾病または傷害を原因として高度障害状態 ^④ に該当したとき	1カ月につき、 年金月額	被保険者

■ 年金のお支払いを開始した場合、以後の保険料の払込みは不要です。



- 所定の高度障害状態は、公的な身体障害認定基準等とは要件が異なります。
- 収入保障年金と高度障害年金は、いずれか一方のみのお支払いとなります。^⑤
- 高度障害年金の支払事由に複数回該当した場合でも、高度障害年金は重複してお支払いできません。
- 年金支払期間が満了した場合、ご契約は消滅します。
- 収入保障年金の支払事由に該当した後、年金支払期間が満了するまでに、収入保障年金受取人が死亡したときは、年金支払期間の残存期間に対する収入保障年金の現価相当額を死亡した収入保障年金受取人の法定相続人に一時にお支払いします。^⑥この場合、ご契約は消滅します。
- 高度障害年金の支払事由に該当した後、年金支払期間が満了するまでに、高度障害年金の受取人（被保険者）が死亡したときは、以後、第1回の年金請求時に高度障害年金の受取人（被保険者）が指定した後継年金受取人^⑦に高度障害年金をお支払いします。

① 高度障害年金の支払事由への該当は、責任開始時以後に生じた疾病または傷害を原因とした場合に限ります。詳細は、約款をご確認ください。

② 第1回の年金の支払基準日（年金の支払事由該当日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日）から保険期間満了日の翌日までの期間を年金支払期間として毎月お支払いします。ただし、この年金支払期間が年金支払保証期間に満たない場合は、第1回の年金の支払基準日から年金支払保証期間満了日の直前の月単位の契約応当日までの期間を年金支払期間とします。

③ 収入保障年金の支払事由の発生以前に、収入保障年金受取人が死亡した場合の取扱いについては「16. 収入保障年金受取人の変更」をご確認ください。

④ 高度障害状態 約款別表10参照

⑤ 高度障害年金をお支払いする前に収入保障年金の請求を受け、収入保障年金をお支払いするときは、当社は、高度障害年金をお支払いできません。第1回の高度障害年金をお支払いした場合、そのお支払い後に収入保障年金の請求を受けても、当社は、収入保障年金をお支払いできません。

⑥ 法定相続人が2人以上いる場合、その受取割合は法定相続割合とします。

⑦ 後継年金受取人 「7. 保障内容」の「④収入保障保険（無解約払戻金型）【主契約】」の「後継年金受取人」参照

死亡・障害・介護の保障（障害・介護保障特則を適用する場合）

お支払いできる場合

→「13. 年金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が死亡した場合や所定の高度障害状態、身体障害状態または要介護状態になった場合に、年金等をお支払いします。

■被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、年金等をお支払いします。^①

	支払事由	支払額	受取人
収入保障年金	死亡したとき		収入保障年金受取人 ^③
障害・介護年金	疾病または傷害を原因として、次のいずれかに該当したとき ①高度障害状態に該当したとき ②身体障害者福祉法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき ③公的介護保険制度 ^④ による要介護認定を受け、要介護1以上 ^⑤ に該当していると認定されたとき	年金支払期間中 ^② 1カ月につき、 年金月額	被保険者
障害・介護一時給付金	疾病または傷害を原因として、次のいずれかに該当したとき ①身体障害者福祉法に定める障害の級別の5級または6級の障害に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき ②障害・介護年金の支払事由の①②③のいずれかに該当したとき	年金月額×6 （支払限度：1回）	被保険者

■年金のお支払いを開始した場合、以後の保険料の払込みは不要です。

■所定の高度障害状態は、公的な身体障害認定基準等とは要件が異なります。

■収入保障年金と障害・介護年金は、いずれか一方のみのお支払いとなります。^⑥

■障害・介護年金の支払事由に複数回該当した場合でも、障害・介護年金は重複してお支払いできません。



次ページに続く

① 障害・介護年金、障害・介護一時給付金の支払事由への該当は、責任開始時以後に生じた疾病または傷害を原因とした場合に限りません。詳細は、約款をご確認ください。

② 第1回の年金の支払基準日（年金の支払事由該当日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日）から保険期間満了日の翌日までの期間を年金支払期間として毎月お支払いします。ただし、この年金支払期間が年金支払保証期間に満たない場合は、第1回の年金の支払基準日から年金支払保証期間満了日の直前の月単位の契約応当日までの期間を年金支払期間とします。

③ 収入保障年金の支払事由の発生以前に、収入保障年金受取人が死亡した場合の取扱いについては「16. 収入保障年金受取人の変更」をご確認ください。

④ 公的介護保険制度 約款別表47参照

⑤ 要介護1以上 約款別表48参照

⑥ 障害・介護年金をお支払いする前に収入保障年金の請求を受け、収入保障年金をお支払いするときは、当社は、障害・介護年金をお支払いできません。第1回の障害・介護年金をお支払いした場合、そのお支払い後に収入保障年金の請求を受けても、当社は、収入保障年金をお支払いできません。



- 2つ以上の障害に該当したことにより、1級～4級の身体障害者手帳の交付があった場合も、障害・介護年金をお支払いします。また、2つ以上の障害に該当したことにより、1級～6級の身体障害者手帳の交付があった場合も、障害・介護一時給付金をお支払いします。^①ただし、一部の障害が免責事由に該当する場合や、障害の原因が責任開始時前に生じていた場合等で、その障害を除いた他の障害が支払事由に該当しない場合には、障害・介護年金または障害・介護一時給付金をお支払いできません。^②
- 身体障害者福祉法に定める1級～6級の障害に該当していても、その障害に対する身体障害者手帳の交付がない場合には、障害・介護年金または障害・介護一時給付金をお支払いできません。
- 障害状態を保障する公的制度には、「障害年金制度」や「労働者災害補償保険」があります。（2025年11月現在）
これらの制度の受給資格を有していても、障害・介護年金または障害・介護一時給付金の支払事由に該当するとは限りません。
- 公的介護保険制度による要介護認定は、満65歳以上の方（第1号被保険者）、満40歳から満64歳までの方で公的医療保険に加入している方（第2号被保険者）が対象となります。そのため、満39歳以下の方は要介護認定を受けることはできません。また、第2号被保険者の要介護認定は、要介護状態の原因が介護保険法施行令に定める特定の疾病である場合に限られます。（2025年11月現在）
- 身体障害者福祉法、公的介護保険制度等の改正が支払事由に関する規定に影響する場合には、主務官庁の認可を得て、支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、変更する2カ月前までに契約者あてに連絡します。
- 年金支払期間が満了した場合、ご契約は消滅します。
- 収入保障年金の支払事由に該当した後、年金支払期間が満了するまでに、収入保障年金受取人が死亡したときは、年金支払期間の残存期間に対する収入保障年金の現価相当額を死亡した収入保障年金受取人の法定相続人に一時にお支払いします。^③この場合、ご契約は消滅します。
- 障害・介護年金の支払事由に該当した後、年金支払期間が満了するまでに、障害・介護年金の受取人（被保険者）が死亡したときは、以後、第1回の年金請求時に障害・介護年金の受取人（被保険者）が指定した後継年金受取人^④に障害・介護年金をお支払いします。

① 例えば、5級の障害に2つ該当した場合、身体障害者福祉法にもとづき、4級の身体障害者手帳が交付される場合があります。

② 詳細は、「13. 年金等をお支払いできない場合」の「年金等をお支払いできる場合・お支払いできない場合の事例」の「(4) 障害・介護年金（主契約：障害・介護保障特別を適用）」をご確認ください。

③ 法定相続人が2人以上いる場合、その受取割合は法定相続割合とします。

④ 後継年金受取人「7. 保障内容」の「①収入保障保険（無解約払戻金型）【主契約】」の「後継年金受取人」参照

年金支払期間・年金支払保証期間

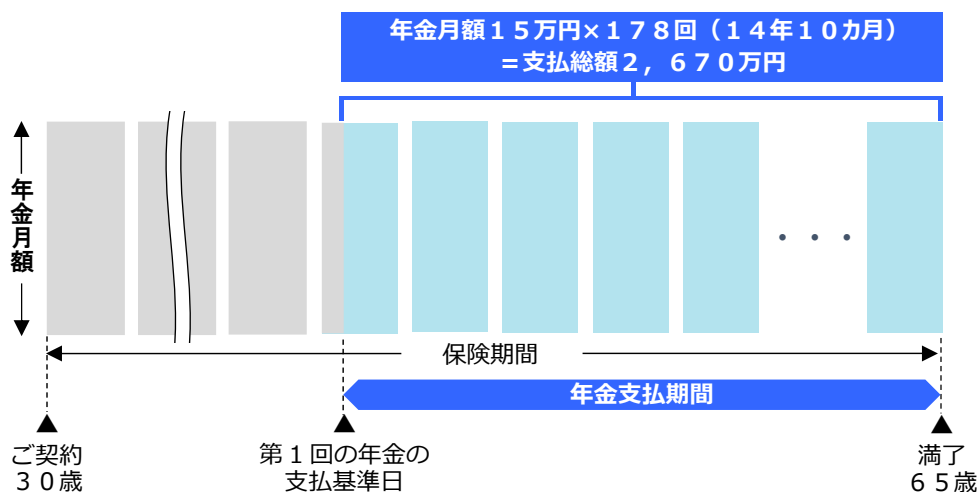
年金支払期間とは、第1回の年金の支払基準日（年金の支払事由該当日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日）から保険期間満了日の翌日までの期間のことをいいます。
 年金支払保証期間とは、年金をお支払いする場合の保証年数のことをいい、ご契約時に2年・5年から選択できます。上記の年金支払期間が年金支払保証期間に満たない場合は、第1回の年金の支払基準日から年金支払保証期間満了日の直前の月単位の契約応当日までの期間を年金支払期間とします。

年金のお支払い事例

（契約年齢30歳、保険期間65歳満期、年金支払保証期間5年、年金月額15万円の場合）

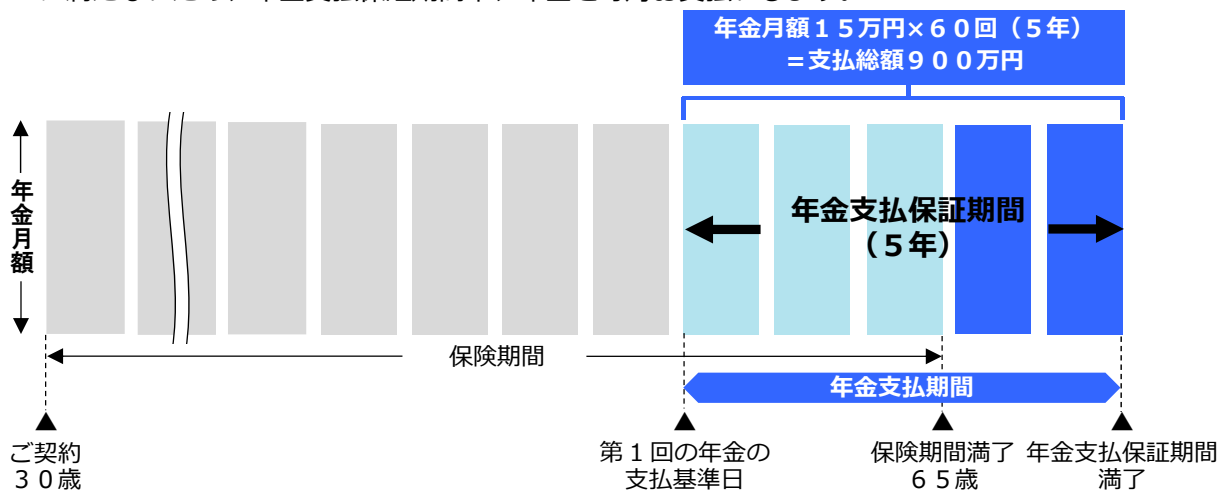
《 具体例1 》 ご契約から20年3カ月目に支払事由に該当した場合

- 年金支払期間中、年金を毎月お支払いします。^①



《 具体例2 》 ご契約から32年1カ月目（保険期間満了の3年前）に支払事由に該当した場合

- 第1回の年金の支払基準日から保険期間満了日の翌日までの期間（3年）が年金支払保証期間（5年）に満たないため、年金支払保証期間中、年金を毎月お支払いします。^①



■ご契約時に選択した年金支払保証期間をご契約後に変更することはできません。

① 第2回以後の年金の支払基準日は、第1回の年金の支払基準日の翌日以後に到来する月単位の契約応当日となります。

請求による年金の現価相当額の一時支払い

年金の受取人からのご請求により、将来の年金のお支払いに代えて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額の全部または一部を一時にお支払いする方法も選択できます。

<年金の現価相当額の全部の一時支払い>

- 年金の支払事由に該当した後、年金の受取人からご請求があったときは、将来の年金のお支払いに代えて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額の全部を一時にお支払いします。

<年金の現価相当額の一部の一時支払い>

- 年金の支払事由に該当した後、年金の受取人からご請求があったときは、将来の年金の一部のお支払いに代えて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額の一部を一時にお支払いします。この場合、年金月額が減額されます。(一部の一時支払いは、第1回の年金をお支払いする前に限り取扱います。)



- 年金の現価相当額の全部を一時にお支払いした場合、ご契約は消滅します。
- 年金の現価相当額の一部の一時支払いは、減額後の年金月額が当社の定める限度を下回るときは取扱いません。
- 年金の現価相当額の一部の一時支払いによりお支払いする金額は、年金として毎月お支払いする場合の総額よりも少なくなります。

後継年金受取人

高度障害年金または障害・介護年金の支払事由に該当した後、年金の受取人（被保険者）が死亡した場合は、年金の受取人（被保険者）の権利および義務のすべてを後継年金受取人が引継ぎ、以後、後継年金受取人が年金の受取人となります。

- 年金の受取人（被保険者）は、第1回の年金請求の際に、後継年金受取人をご指定ください。対象となる年金は、次のとおりです。

●高度障害年金

●障害・介護年金

- 年金の受取人（被保険者）は、第1回の年金請求の際に後継年金受取人を指定した後も、後継年金受取人を変更することができます。

- 年金の支払事由に該当した後、年金の受取人（被保険者）が死亡した場合は、次のとおり取扱います。

<後継年金受取人が指定されている場合>

後継年金受取人に年金をお支払いします。^①

<後継年金受取人が指定されていない場合>

●契約者と被保険者が同一人の場合

年金の受取人（被保険者）の死亡時の収入保障年金受取人を後継年金受取人として、年金をお支払いします。^①

※ただし、年金の受取人（被保険者）の死亡以前に収入保障年金受取人が死亡し、その後収入保障年金受取人の変更が行われていない場合、年金の受取人（被保険者）の法定相続人に、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額を一時にお支払いします。^②

●契約者と被保険者が異なる場合

年金の受取人（被保険者）の法定相続人に、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額を一時にお支払いします。^②

<後継年金受取人が年金の受取人（被保険者）の死亡以前に死亡し、その後変更が行われていない場合>

年金の受取人（被保険者）の法定相続人に、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額を一時にお支払いします。^②

- 後継年金受取人が、年金の受取人（被保険者）の権利および義務のすべてを引継いだ後に死亡した場合は、死亡した後継年金受取人の法定相続人に、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額を一時にお支払いします。^②



- 故意に年金の受取人（被保険者）を死亡させた人は、後継年金受取人としての取扱いを受けることができません。
- 後継年金受取人の変更の通知が当社に到達する前に変更前の後継年金受取人に年金をお支払いしたときは、その後、変更後の後継年金受取人から請求を受けても、当社はすでにお支払いした年金を変更後の後継年金受取人にお支払いできません。

^① 将来の年金のお支払いに代えて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額を一時にお支払いする方法も選択できます。詳細は、「7. 保障内容」の「④収入保障保険（無解約払戻金型）【主契約】」の「請求による年金の現価相当額の一時支払い」をご確認ください。

^② 法定相続人が2人以上いる場合、その受取割合は法定相続割合とします。

保険料の払込みの免除

保険料の払込みを免除できる場合

→保険料の払込みを免除できない場合については、「13. 年金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が所定の身体障害状態になった場合、以後の保険料の払込みを免除します。

- 被保険者が保険料払込期間中に次の保険料の払込みの免除事由^①に該当した場合、以後の保険料の払込みを免除します。

保険料の払込みの免除事由

責任開始時以後に生じた**不慮の事故**^②による傷害で、その事故の日から180日以内に**身体障害状態**^③に該当したとき



- 所定の身体障害状態は、公的な身体障害認定基準等とは要件が異なります。
- 障害・介護年金、障害・介護一時給付金の支払対象となる所定の身体障害状態とは保障範囲が異なります。
- 保険料の払込みの免除事由に該当した場合、その時まで到来している保険料期間の未払込保険料が払込まれなければ、当社は保険料の払込みを免除できません。

保険料払込免除特約が付加されている場合は、特定8疾病等により所定の事由に該当したときにも、以後の保険料の払込みを免除します。詳しくは、「7. 保障内容」の「③保険料払込免除特約」をご確認ください。

① 保険料の払込みの免除事由の詳細は、約款をご確認ください。
② 不慮の事故 約款別表2参照
③ 身体障害状態 約款別表11参照

②リビング・ニーズ特約

お支払いできる場合

→「13. 年金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が余命6カ月以内と判断される場合に、リビング・ニーズ保険金をお支払いします。

■被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

	支払事由	支払額	指定保険金額の限度	受取人
リビング・ニーズ 保険金	余命が6カ月以内と判断されるとき	指定保険金額 ^① から、リビング・ニーズ保険金の請求日 ^② から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差引いた金額	請求日から6カ月後の収入保障年金の現価相当額の範囲内、かつ、 3,000万円以内^③ の金額	被保険者

■リビング・ニーズ保険金の請求日が、保険期間満了前1年以内のご契約については、リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。

■リビング・ニーズ保険金を受取った後、6カ月以内に被保険者が死亡した場合でも、差引いた6カ月分の利息・保険料相当額については返金できません。

■余命6カ月以内の判断は、当社が行います。

余命6カ月以内の判断は、医師が記入した診断書や必要書類等の内容または当社が確認を行った結果にもとづいて行います。余命6カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6カ月以内であることをいいます。

なお、次の場合等は、「余命が6カ月以内と判断されるとき」に該当しません。

- ・医師から余命6カ月以内と診断されたものの、その後、身体の状態が回復した等の理由によって、請求時において、余命6カ月以内ではなくなったと判断される場合
- ・医師から余命6カ月以内と診断された後、リビング・ニーズ保険金の請求の前に被保険者が死亡した場合

■リビング・ニーズ保険金をお支払いする前に、主契約の第1回の年金をお支払いした場合^④には、リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。

■リビング・ニーズ保険金は1回限りのお支払いとなります。リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、リビング・ニーズ特約は消滅します。



ご注意ください

① 指定保険金額 請求日から6カ月後の応当日における収入保障年金の現価相当額のうちリビング・ニーズ保険金の受取人がリビング・ニーズ保険金の請求の際に指定した金額のことをいいます。

② 請求日 リビング・ニーズ保険金の請求の手続きに関する必要書類（必要事項が完備されていることを要します。）が当社に到着した日をいいます。

③ 3,000万円以内 複数の保険契約に加入し、それぞれにリビング・ニーズ特約を付加している場合でも同一の被保険者につき請求できる金額の限度は3,000万円となります。

④ 年金の現価相当額の全部または一部を一時にお支払いした場合を含みます。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

年金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

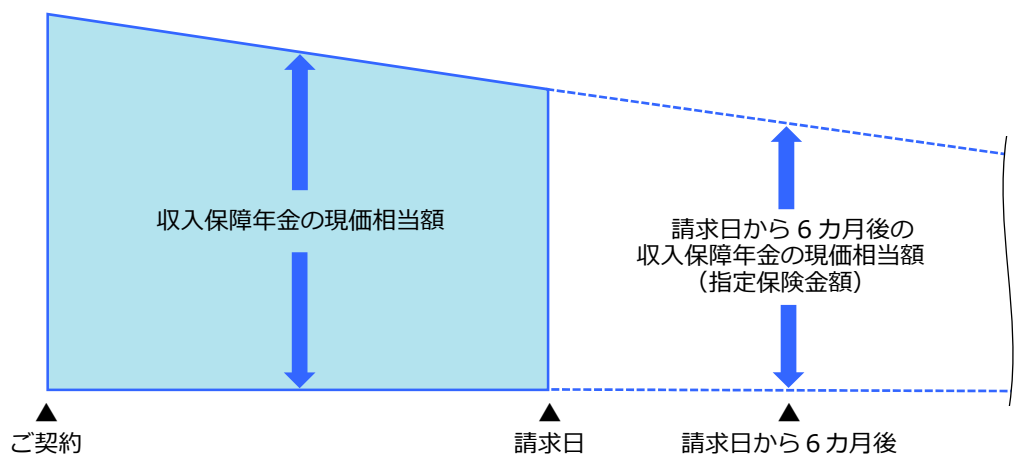
その他
お知らせ

リビング・ニーズ保険金をお支払いした後の取扱い

リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合は、ご契約はリビング・ニーズ保険金の請求日に消滅または減額されたものとして扱います。

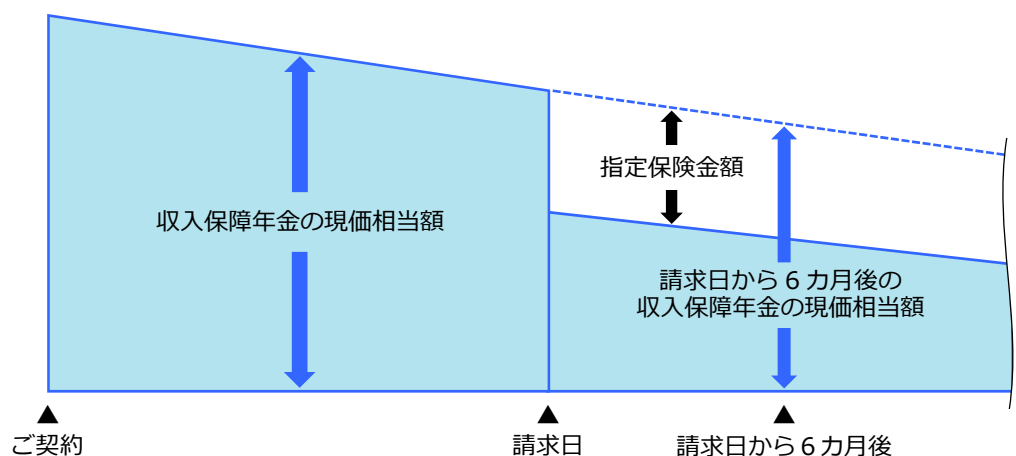
<請求日から6カ月後の収入保障年金の現価相当額の全部が指定保険金額として指定された場合>

- リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、請求日にご契約は消滅したものとします。



<請求日から6カ月後の収入保障年金の現価相当額の一部が指定保険金額として指定された場合>

- リビング・ニーズ保険金をお支払いした場合、主契約の年金月額是指定保険金額に対応する年金月額分、請求日に減額されたものとします。この場合、残りの年金月額分の保障は継続し、継続する部分については、その部分に対応する保険料をお払込みいただきます。



- リビング・ニーズ保険金をお支払いした後に、主契約の年金をお支払いするときは、減額後の年金月額にもとづきお支払いします。ただし、年金月額が会社の定める金額に満たない場合は、年金の現価相当額を一時にお支払いします。

③保険料払込免除特約

保障内容

被保険者が所定の疾病により所定の治療を受けた場合等に、以後の保険料の払込みを免除します。（各疾病等の種類における保険料の払込みの免除事由の詳細は、次ページ以降のそれぞれの該当箇所をご確認ください。）

疾病等の種類	保障範囲（「●」記載が対象）	
	3大疾病Ⅰ型 3大疾病Ⅲ型	特定8疾病・臓器移植Ⅰ型 特定8疾病・臓器移植Ⅲ型
がん （上皮内がんを含む）	●	●
心疾患	●	●
脳血管疾患	●	●
肝硬変	—	●
慢性膵炎	—	●
慢性腎不全	—	●
糖尿病	—	●
高血圧性疾患に 関連する動脈疾患	—	●
臓器移植	—	●

選択できる型

ご契約時に特定疾病の型を選択することで、保障内容を設定できます。

型の種類	選択できる型	しくみ				
特定疾病の型 （保障範囲となる疾病等の種類）	<table border="1"> <tr> <td>3大疾病Ⅰ型</td> </tr> <tr> <td>3大疾病Ⅲ型</td> </tr> <tr> <td>特定8疾病・臓器移植Ⅰ型</td> </tr> <tr> <td>特定8疾病・臓器移植Ⅲ型</td> </tr> </table>	3大疾病Ⅰ型	3大疾病Ⅲ型	特定8疾病・臓器移植Ⅰ型	特定8疾病・臓器移植Ⅲ型	<ul style="list-style-type: none"> 4種類の型から保障範囲を選択できます。 選択した型に応じた疾病等の種類ごとの所定の事由に該当したときに、以後の保険料の払込みを免除します。 I型とⅢ型では心疾患と脳血管疾患の保険料の払込みの免除事由がそれぞれ異なります。（詳細は、次ページ以降のそれぞれの該当箇所をご確認ください。）
3大疾病Ⅰ型						
3大疾病Ⅲ型						
特定8疾病・臓器移植Ⅰ型						
特定8疾病・臓器移植Ⅲ型						



■ご契約時に選択した型をご契約後に変更することはできません。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

年金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

保険料の払込みを免除できる場合

→保険料の払込みを免除できない場合については、「13. 年金等をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

<3大疾病Ⅰ型または3大疾病Ⅲ型の場合>

被保険者が3大疾病により所定の事由に該当した場合、以後の保険料の払込みを免除します。

<特定8疾病・臓器移植Ⅰ型または特定8疾病・臓器移植Ⅲ型の場合>

被保険者が特定8疾病等により所定の事由に該当した場合、以後の保険料の払込みを免除します。

■ご選択いただいた特定疾病の型に応じて、被保険者が保険料払込期間中に次のいずれかの保険料の払込みの免除事由^①に該当した場合、以後の保険料の払込みを免除します。^②

疾病等の種類	保険料の払込みの免除事由
がん	責任開始時前に がん ^③ と診断確定されていない被保険者が、責任開始時以後に初めてがんと病理組織学的所見（生検）により診断確定 ^④ されたとき
心疾患	3大疾病Ⅰ型 または 特定8疾病・臓器移植Ⅰ型 責任開始時以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき (1) 急性心筋梗塞 ^⑤ を発病し、その急性心筋梗塞の治療のため、 1日以上入院 ^{⑥⑦} をしたとき、または 手術 ^⑧ を受けたとき (2) 急性心筋梗塞以外の 心疾患 ^⑤ を発病し、その心疾患の治療のため、継続20日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき
	3大疾病Ⅲ型 または 特定8疾病・臓器移植Ⅲ型 責任開始時以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき (1) 急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療のため、1日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき (2) 急性心筋梗塞以外の心疾患を発病し、その心疾患の治療のため、1日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき
脳血管疾患	3大疾病Ⅰ型 または 特定8疾病・臓器移植Ⅰ型 責任開始時以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき (1) 脳卒中 ^⑤ を発病し、その脳卒中の治療のため、 1日以上入院 ^{⑥⑦} をしたとき、または 手術 ^⑧ を受けたとき (2) 脳卒中以外の 脳血管疾患 ^⑤ を発病し、その脳血管疾患の治療のため、継続20日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき
	3大疾病Ⅲ型 または 特定8疾病・臓器移植Ⅲ型 責任開始時以後の疾病を原因として、次のいずれかに該当したとき (1) 脳卒中を発病し、その脳卒中の治療のため、1日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき (2) 脳卒中以外の脳血管疾患を発病し、その脳血管疾患の治療のため、1日以上入院をしたとき、または手術を受けたとき
肝硬変	責任開始時以後の疾病を原因として、 肝硬変 ^⑤ に罹患したと 所定の診断 ^⑨ をされ、その肝硬変の治療のため、 1日以上入院 ^{⑥⑦} または1日以上 通院 ^⑨ をしたとき

① 保険料の払込みの免除事由の詳細は、約款をご確認ください。

② 主契約の保障として、所定の身体障害状態になったときにも、以後の保険料の払込みを免除します。詳しくは、「7. 保障内容」の「①収入保障保険（無解約払戻金型）【主契約】」をご確認ください。

③ **がん** 所定の上皮内がんを含みます。詳細は、約款別表30をご確認ください。

④ がんの病理組織学的所見（生検）による診断確定について、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

⑤ 急性心筋梗塞、心疾患、脳卒中、脳血管疾患、肝硬変 約款別表30参照

⑥ **1日以上入院** 入院日数が1日（日帰り入院）とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無等を参考にして判断します。

⑦ 「入院」、「通院」は約款別表31、「手術」は約款別表54参照

⑧ **所定の診断** 肝硬変の「所定の診断」については約款別表34をご確認ください。

⑨ 通院には、往診や訪問診療等、医師が治療のために被保険者の自宅等を訪問したときを含みます。

疾病等の種類	保険料の払込みの免除事由
慢性膵炎	責任開始時以後の疾病を原因として、 慢性膵炎^① に罹患したと診断され、その慢性膵炎の治療のため、 手術^② を受けたとき
慢性腎不全	責任開始時以後の疾病を原因として、 慢性腎不全^① に罹患したと診断され、その慢性腎不全の治療のため、永続的な 人工透析療法^② を開始したとき
糖尿病	責任開始時以後の疾病を原因として、次の（１）または（２）のいずれかに該当したとき （１） 糖尿病^① に罹患したと診断され、その糖尿病の治療のため、医師の指示による インスリン治療^③ を、その開始日から継続180日以上受けたとき （２）糖尿病を発病し、次のいずれかに該当したとき （ア） 糖尿病性網膜症^④ の治療のため、 手術^② を受けたとき （イ）上肢または下肢に生じた 糖尿病性壊疽^⑤ の治療のため、 切断術^② を受けたとき
高血圧性疾患に関連する動脈疾患	責任開始時以後の疾病を原因として、 高血圧性疾患^⑥ を発病し、次のいずれかに該当したとき （１） 大動脈瘤等^⑦ の治療のため、 手術^② を受けたとき （２）大動脈瘤等が破裂したと診断されたとき （３） 四肢の動脈閉塞症^⑧ に罹患したと診断され、その四肢の動脈閉塞症の治療のため、 血行再建手術^② を受けたとき
臓器移植	次の条件のすべてを満たす 移植術^⑨ を受けたとき （１）責任開始時以後の疾病を原因とする心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓または小腸のいずれかの臓器についての移植術であること ^⑩ （２） 病院または診療所^⑪ における治療のための移植術であること。ただし、日本国外にある医療施設で移植術を受けた場合は、次のいずれにも該当する移植術であることを要します。 （ア）日本国内の病院または診療所において医師が被保険者に対して必要と診断した移植術であること （イ）（ア）の医師により紹介された医療施設において受けた移植術であること （３） 臓器売買等の行為^⑫ に該当しない移植術であること

ご注意

- 各疾病を発病しただけでは保険料の払込みの免除事由に該当せず、保険料の払込みを免除できません。**
心疾患、脳血管疾患、肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病、高血圧性疾患に関連する動脈疾患による保険料の払込みの免除は、所定の入院や通院をしたときや所定の手術を受けたとき等に保険料の払込みを免除します。
- 病院または診療所^⑪以外への入院・通院や、病院または診療所^⑪以外で受けた手術・切断術は保険料の払込みの免除の対象となりません。**
- 1つの手術・切断術・移植術を2日以上にわたって受けた場合は、その手術・切断術・移植術の開始日をその手術・切断術・移植術を受けた日とみなします。**
- 急性心筋梗塞以外の心疾患または脳卒中以外の脳血管疾患による入院について、継続20日以上入院をしたことにより保険料の払込みが免除されたときは、20日に達した日に保険料の払込みの免除事由に該当したものとみなします。**
- インスリン治療について、継続180日以上受けたことにより保険料の払込みが免除されたときは、180日に達した日に保険料の払込みの免除事由に該当したものとみなします。**
- 保険料の払込みの免除事由に該当した場合、その時まで既に到来している保険料期間の未払込保険料が払込まなければ、当社は保険料の払込みを免除できません。**

① 慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病、糖尿病性網膜症、糖尿病性壊疽、高血圧性疾患、大動脈瘤等、四肢の動脈閉塞症 約款別表30参照
 ② 手術、人工透析療法、切断術、血行再建手術 約款別表54参照
 ③ インスリン治療 妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除きます。
 ④ 移植術 約款別表35参照
 ⑤ 被保険者が受容者の場合に限りです。
 ⑥ 病院または診療所 約款別表32参照
 ⑦ 臓器売買等の行為 約款別表36参照
 ⑧ 病院または診療所 約款別表16参照

ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等のお支払い

ご契約後の取扱い

その他お知らせ

保険料の払込みを免除できない場合

がんと診断確定された場合でも、保険料の払込みを免除できない場合があります。

- 被保険者が責任開始時前になんと診断確定されていた場合、保険料の払込みを免除できません。この場合、責任開始時以後になんと診断確定された場合であっても、保険料の払込みを免除できません。^①

なお、契約者および被保険者が、保険料払込免除特約の付加の際に、責任開始時前になんと診断確定されていた事実を知らなかったときは、この特約のがん以外による保険料の払込みの免除事由、主契約の保険料の払込みの免除事由または主契約の年金の支払事由に該当していない場合に限り、責任開始日から180日以内に契約者から保険料払込免除特約の解除をお申出いただくことで、保険料払込免除特約を解除し、次の(1)と(2)の差額を契約者に払戻します。^②

- (1) すでに払込まれた保険料の金額
- (2) すでに払込まれた保険料について、保険料払込免除特約を付加しなかった場合の保険料率を適用して計算した金額

- 被保険者が不担保期間（責任開始日から90日間）中になんと診断確定された場合、保険料の払込みを免除できません。

不担保期間が経過した後に、新たにがんと病理組織学的所見（生検）により診断確定された場合には、保険料の払込みの免除の対象となります。ただし、不担保期間中に診断確定されたがんの再発・転移等と認められるときは、保険料の払込みを免除できません。

^① 不担保期間（責任開始日から90日間）が経過した後に診断確定された場合であっても、保険料の払込みを免除できません。
^② 当社が告知義務違反または重大事由により、保険料払込免除特約を解除する場合は、当取扱いには行いません。詳細は、「13. 年金等をお支払いできない場合」の「(3) 告知義務違反による解除の場合」および「(6) 重大事由による解除の場合」をご確認ください。



保険料の払込み

8 保険料払込方法・保険料の払込期月等

保険料払込方法

保険料の払込経路には、口座振替扱、クレジットカード扱があります。
保険料の払込回数には、月払（年12回払込み）、年払（年1回払込み）があります。^①

払込経路（払込回数）	取扱内容
口座振替扱（月払、年払）	銀行等の金融機関 ^② の口座から、自動的に保険料が振替えられます。
クレジットカード扱（月払、年払）	クレジットカード ^② により、保険料をお払込みいただきます。

■各経路に応じて口座振替扱特約、クレジットカード扱特約を付加していただきます。当社が特約の付加を取扱っていない場合は、その経路への変更はできません。

保険料の払込期月

毎回の保険料をお払込みいただく期間のことを、払込期月といいます。
保険料は払込期月中にお払込みください。

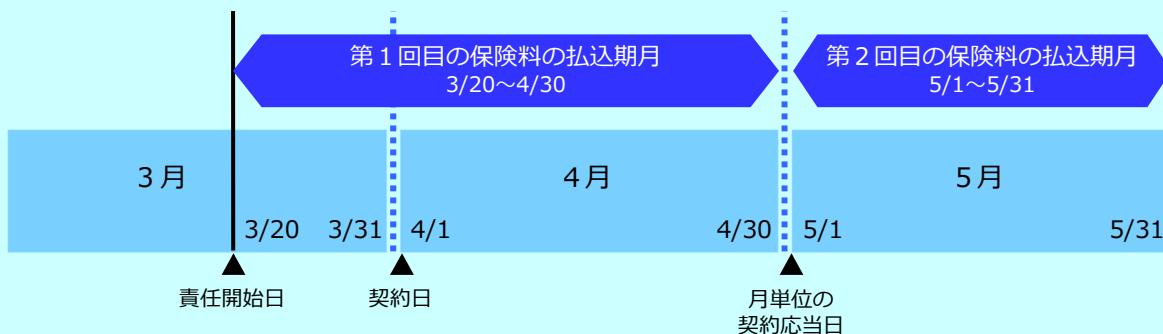
■保険料の払込期月は次のとおりです。

	払込期月
第1回目の保険料	責任開始日から翌月の末日まで
第2回目以後の保険料	月単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで (年払の場合は、年単位の契約応当日の属する月の1日から末日まで)

《保険料の払込期月の例》

【月払契約】 責任開始日：3月20日 / 契約日：4月1日 / 月単位の契約応当日：各月1日

- 第1回目の保険料：3月20日から4月30日の間にお払込みください。
- 第2回目の保険料：5月1日から5月31日の間にお払込みください。



① 保険料払込回数は相互に変更することができます。この場合、所定の年単位の契約応当日から保険料払込回数を変更します。なお、保険料の払込みが免除されたときは変更できません。

② 銀行等の金融機関、クレジットカード 当社が指定した銀行等の金融機関、クレジットカード発行会社に限ります。

保険料期間

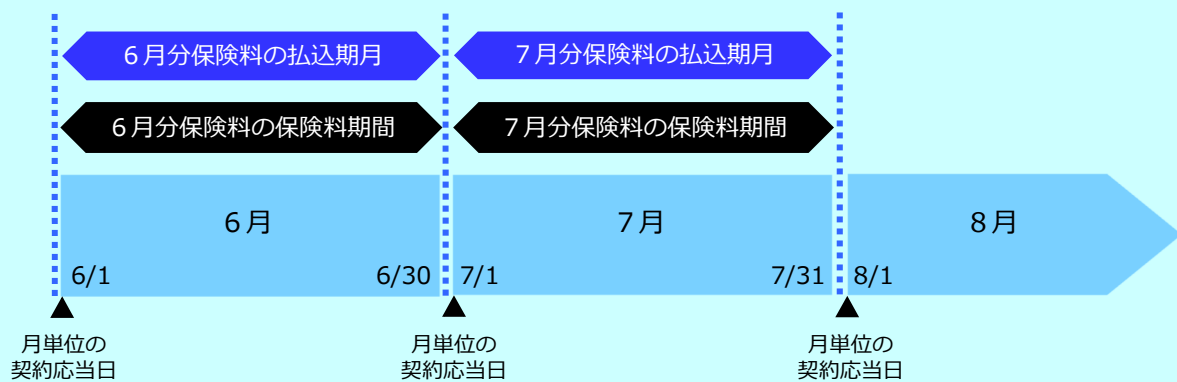
払込まれた保険料が充当される期間を、保険料期間といいます。

■ 保険料期間は次のとおりです。

	保険料期間
第 1 回目の保険料	契約日から翌月の月単位の契約応当日の前日まで (年払の場合は、契約日からその翌年の年単位の契約応当日の前日まで)
第 2 回目以後の保険料	月単位の契約応当日からその翌月の月単位の契約応当日の前日まで (年払の場合は、年単位の契約応当日からその翌年の年単位の契約応当日の前日まで)

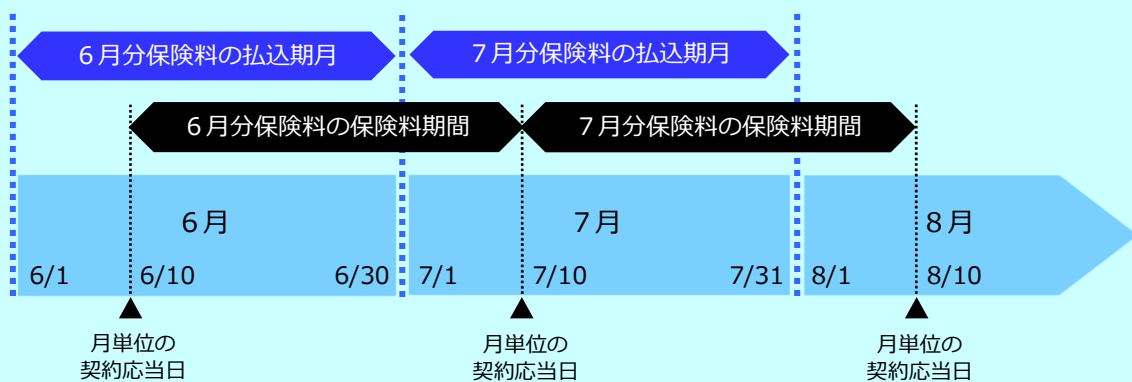
《保険料期間の例 1》

【月払契約】 契約日：4月1日 / 月単位の契約応当日：各月1日



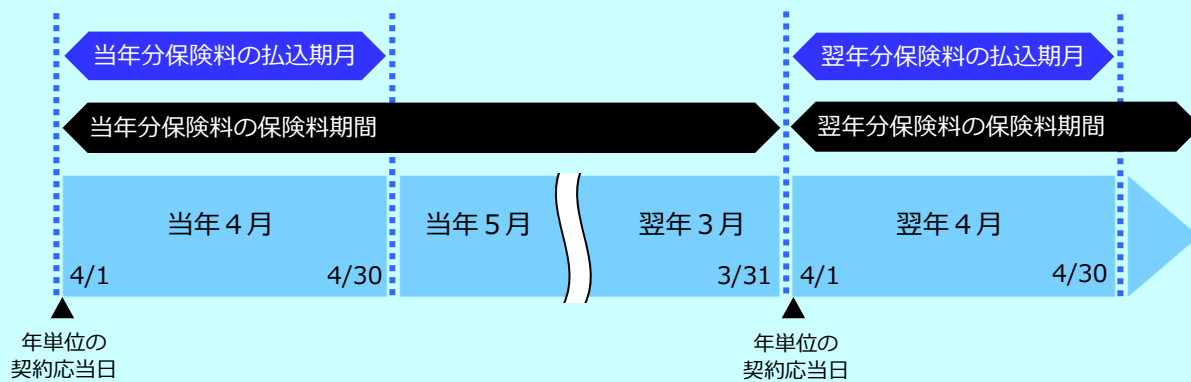
《保険料期間の例 2》

【月払契約】 契約日：4月10日 / 月単位の契約応当日：各月10日
(契約日に関する特則を適用)



《保険料期間の例3》

【年払契約】 契約日：4月1日 / 年単位の契約応当日：毎年4月1日



保険契約の消滅等による払戻し（年払契約の場合）

保険契約の消滅等^①により保険料の払込みが不要となった場合、払込まれた保険料の一部に相当する額を契約者に払戻します。

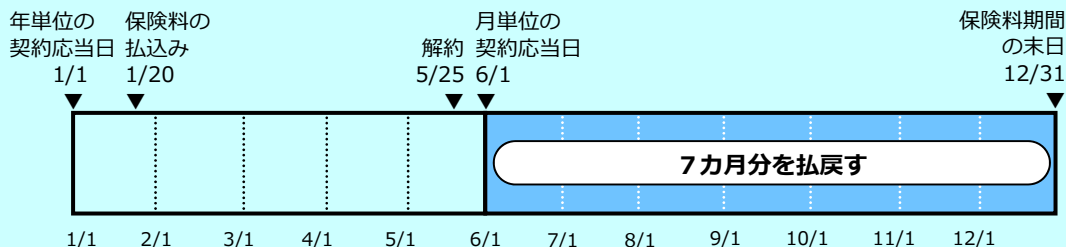
保険料相当額を払戻す場合	年払契約で、保険料が払込まれた後に、保険契約の消滅等により保険料の払込みが不要になった場合
払戻す金額	すでに払込まれた保険料のうち、次の期間に対応する保険料相当額 期間：保険料の払込みが不要となった日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日から、その保険料期間の末日までの月数

《保険契約の消滅等による払戻しの例》

【年払契約】 年単位の契約応当日：1月1日 月単位の契約応当日：各月1日
保険料の払込み：1月20日 解約：5月25日

保険料の払込みが不要となった日は保険契約を解約した5月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。

この場合、6月1日から12月31日までの7カ月分の保険料相当額を払戻します。



- 保険料の払込回数が月払の保険契約については、上記「保険契約の消滅等による払戻し」の取扱いはありません。
- 年金等のお支払いにより保険料の払込みが不要になった場合、保険料相当額は、年金等の受取人にお支払いします。

① 消滅等 保険契約の減額や保険料の払込みの免除等を含みます。

ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等のお支払い

ご契約後の取扱い

その他お知らせ

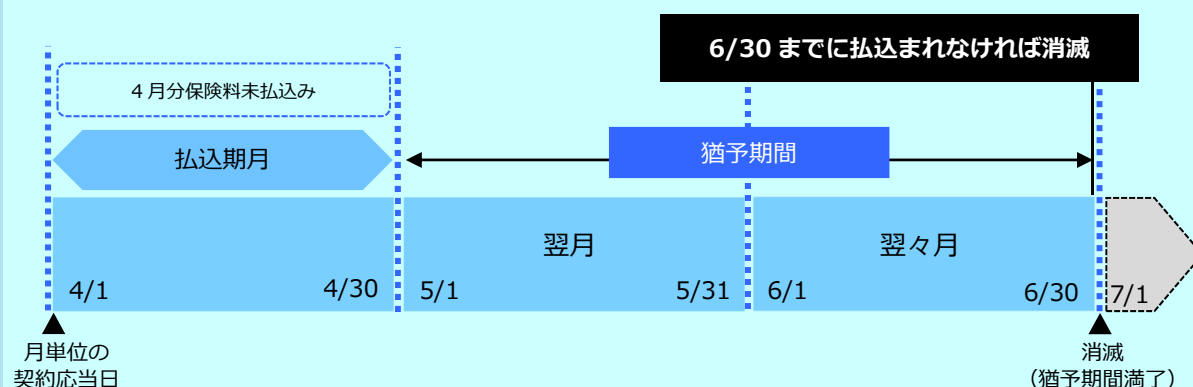
9 保険料の払込みの猶予期間と保険契約の消滅

保険料の払込みについては、払込期月の翌月の1日から翌々月末日までの猶予期間があります。

- 払込期月内に保険料の払込みがない場合でも、すぐに保険契約が消滅しないように保険料の払込みの猶予期間を設けていますが、猶予期間内に保険料が払込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了をもって消滅します。

《保険料の払込みの猶予期間と保険契約の消滅の例》

【月払契約】 契約日：1月1日 / 月単位の契約応当日：各月1日



- この保険には、保険契約の復活の取扱い（消滅した保険契約を元に戻す取扱い）はありません。
- この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。
- 払込期月内に保険料の払込みがない場合、保険料の払込みについて携帯電話番号を宛先とするメッセージサービスや郵送等によりお知らせします。そのため、当社にご登録いただいた通信先（携帯電話番号等）・住所について変更がある場合、必ずご連絡ください。^①
- 猶予期間満了日が**営業日**^②でない場合であっても、消滅日は変更されません。

① 詳細は、「17. 住所等の変更にもなう手続き」をご確認ください。

② **営業日** 営業日とは、次の日を除く日をいいます。（2026年2月現在の取扱いです。）

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日



年金等のお支払い

10 年金等の請求

年金の支払事由等に該当した場合には、すみやかに当社にご連絡ください。

■年金等の請求は次の請求手続の流れに沿って年金等の受取人から行ってください。^①

1 確認 事前にご確認ください。

- ご連絡いただいた際には、右記の事項についてお伺いしますので、事前にご確認ください。
※ご契約内容や請求内容によっては、右記以外の事項をお伺いすることがあります。

- ・証券番号 ・契約者名、被保険者名、受取人名
- ・事故や病気等、請求の原因
- ・死亡した日 ・入院、手術の有無

2 連絡 当社にご連絡ください。

- はなさく生命までご連絡ください。(お問合せ先は裏表紙をご確認ください。)
- 被保険者が受取人の場合で、受取人が請求できない事情によっては、あらかじめ指定した指定代理請求人から請求できます。(詳細は、「11. 指定代理請求人による請求」をご確認ください。)

当社

請求方法をご案内します。

○お客様にご準備いただく書類等の詳しいご案内と、ご請求に必要な書類をお送りします。

3 提出 必要書類をご提出ください。

- 当社へご提出いただく書類に、必要事項を記入・押印してください。
※公的書類や診断書をご用意される際の費用は、お客様ご自身のご負担となります。^②
- すべての書類の準備が整いましたら、当社へご提出ください。

当社

ご提出いただいた書類の内容を確認し、年金等を送金します。

- ご提出いただいた書類の内容を当社にて確認します。
※確認の結果によっては、年金等をお支払いできない場合があります。
- ご提出いただいた書類の他に事実の確認を必要としない場合は、必要事項が完備された書類が当社に到達した日の翌日から5営業日以内に年金等をお支払いします。^③
※被保険者を診療した医師への照会等、事実の確認のため日数を要する場合は、5営業日以内のお支払いができません。
- 年金等は、請求時にご指定いただいた金融機関の口座に送金します。

4 受取 受取内容(金額)をご確認ください。

- 支払額の明細書が届きましたら、受取内容(金額)をご確認ください。

■お客様情報、申込内容、告知内容または年金等の請求内容等の確認のため、当社の**確認担当者**^④が、契約者・被保険者・受取人に訪問や電話をすることがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認することがあります。

① 保険料の払込みの免除の請求は契約者から行ってください。

② 当社所定の診断書(原本)を提出されたものの、年金等がまったく受取れない場合、所定の要件を満たしているときには診断書取得費用相当額(一律5,000円およびその金額に対する消費税)をお支払いします。(2026年2月現在の取扱いです。)

③ 年金をお支払いする場合で、年金の支払基準日が必要書類が当社に到着した日の翌日より遅い日のときは、その支払基準日から5営業日以内に年金をお支払いします。

④ **確認担当者** 当社が委託した確認担当者を含みます。

ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等のお支払い

ご契約後の取扱い

その他お知らせ

年金等のお支払いの時期

年金等の請求があった場合、当社は**必要書類が当社に到達した日^①**の翌日から5営業日以内に年金等をお支払いします。^②

ただし、当社にご提出いただいた書類だけではお支払いするための確認ができない場合、5営業日以内にお支払いできないことがあります。

- 当社にご提出いただいた書類だけでは確認ができず、5**営業日^③**以内にお支払いできない場合は、次の取扱いとなります。

	年金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
(1)	年金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ^④ ア. 年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 イ. 年金等のお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ウ. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 エ. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	書類が当社に到達した日の翌日から45日以内
(2)	上記(1)の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ア. 弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 イ. 刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合 ^⑤ ウ. 日本国外における確認が必要な場合	書類が当社に到達した日の翌日から180日以内

- 支払期限を超えて年金等をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。



- 年金等をお支払いするための確認等に際し、契約者、被保険者または年金等の受取人が**正当な理由なくその確認等を妨げ、またはその確認等に応じなかった場合^⑥**は、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等をお支払いできません。

年金等の請求権の時効

年金等を請求できる期間は、その請求ができるようになった時から3年間となります。

- 年金等を請求できるようになった時から3年を超えると「時効」となり、その権利を失いますのでご注意ください。

① 必要書類が当社に到達した日 必要事項が完備された書類が当社に到達した日をいいます。
 ② 年金をお支払いする場合で、年金の支払基準日が必要書類が当社に到着した日の翌日より遅い日のときは、その支払基準日から5営業日以内に年金をお支払いします。
 ③ 営業日 営業日とは、次の日を除く日をいいます。(2026年2月現在の取扱いです。)
 ・土曜日、日曜日
 ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 ・12月31日から翌年1月3日
 ④ (2)に該当しない場合に限りです。
 ⑤ (1)の「イ」または「エ」の確認を行う場合に限りです。
 ⑥ 当社の指定した医師による必要な診断に応じなかった場合を含みます。


11 指定代理請求人による請求

被保険者が受取人の場合で、受取人が年金等を請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。

- 契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ1名を指定代理請求人にご指定ください。
- 指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる 場合	受取人（被保険者）が年金等を請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・年金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ・当社が認める傷病名を知らされていない場合 ・その他年金等を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合
指定代理請求人の 範囲	年金等の請求時において、次の範囲内であることを要します。 (1) 被保険者と次の関係にある人 (ア) 戸籍上の配偶者 (イ) 直系血族 (ウ) 兄弟姉妹 (エ) 同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 (2) 上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人 (オ) 同居または生計を一にしている人 (カ) 財産管理を行っている人 (キ) 収入保障年金受取人（または後継年金受取人） (ク) 上記（オ）～（キ）と同等の関係にある人
代理請求できる 年金等	<ul style="list-style-type: none"> ● 高度障害年金 ● 障害・介護一時給付金 ● 保険料の払込みの免除^① ● 障害・介護年金 ● リビング・ニーズ保険金

- 契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 指定代理請求人を指定されている場合は、支払事由、保険料の払込みの免除事由および代理請求できる旨を指定代理請求人に伝えてください。



ご注意

■ 指定代理請求人として年金等を請求できない場合があります。
故意に年金の支払事由等を生じさせた人、または故意に受取人を請求できない状態にした人は、指定代理請求人として年金等を請求できません。

■ 年金等を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその年金等をご請求いただいても、当社はすでにお支払いした年金等をお支払いできません。

^① 契約者と被保険者が同一人である場合に限りです。

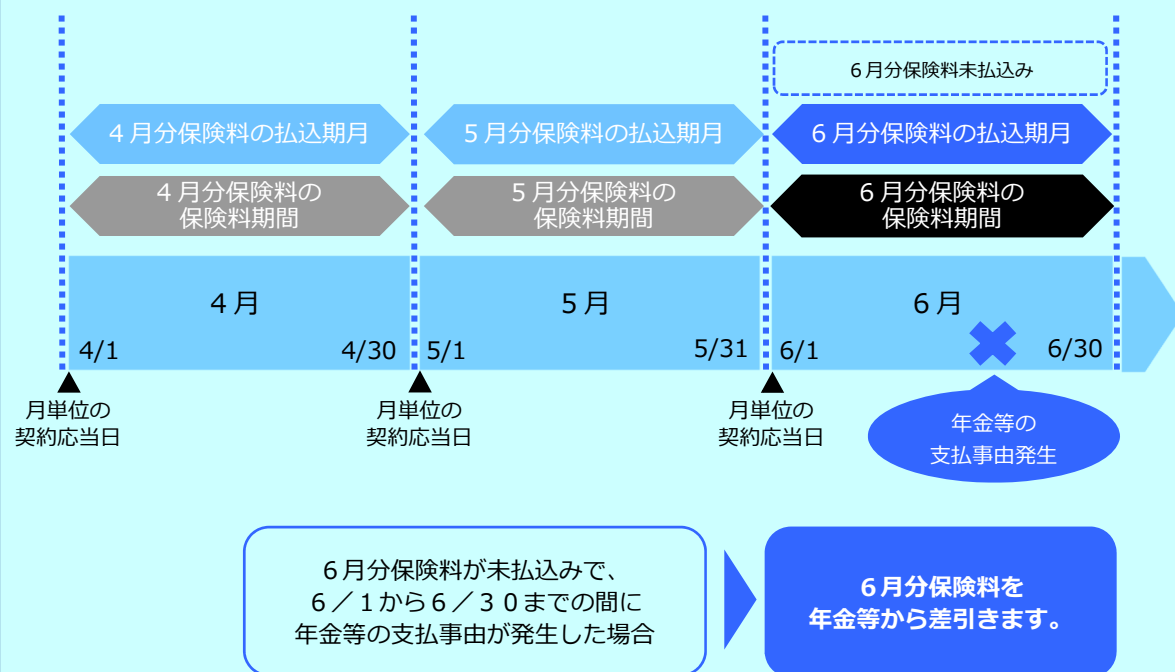
12 年金等のお支払い時の保険料の精算

年金等をお支払いする際、未払込保険料がある場合は、年金等から未払込保険料を差引いてお支払いします。

- 年金等の支払事由に該当した場合で、その時まで到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、当社はお支払いする年金等から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。

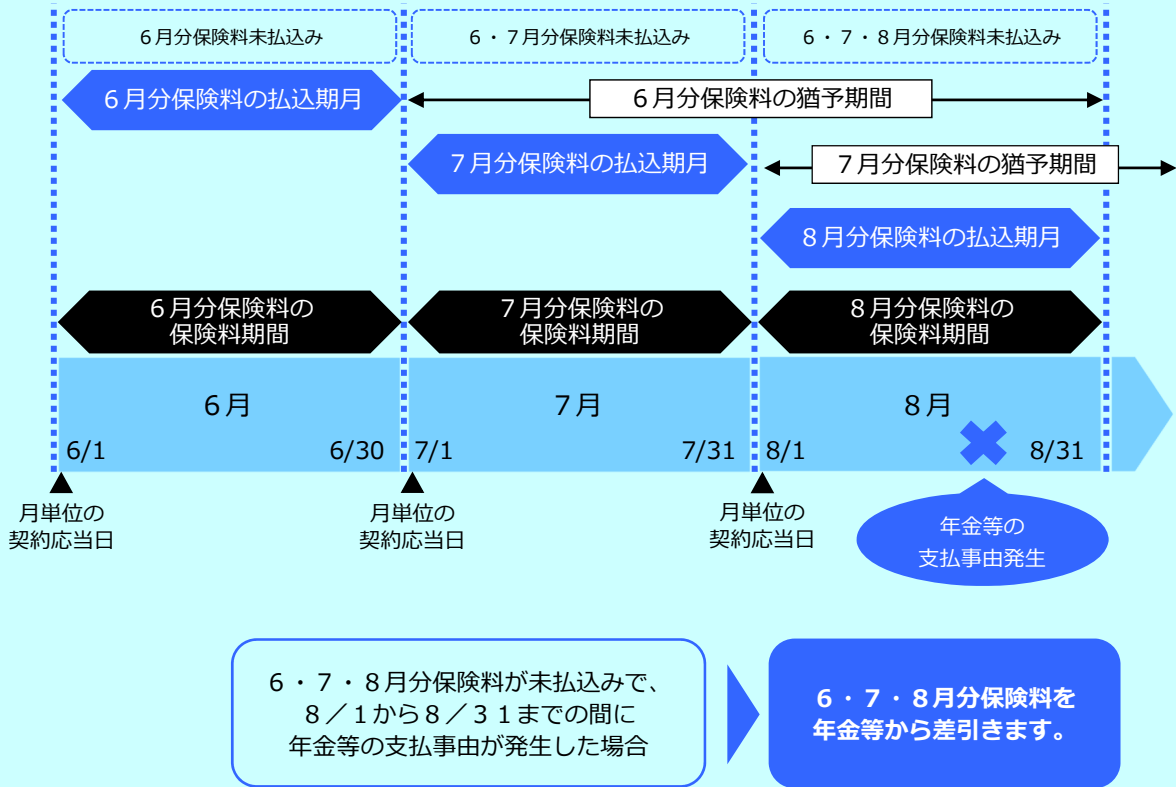
《未払込保険料がある場合の年金等のお支払い例①》

【月払契約】 契約日：2月1日 月単位の契約応当日：各月1日



《未払込保険料がある場合の年金等のお支払い例②》

【月払契約】 契約日：2月1日 月単位の契約応当日：各月1日



ご契約のしおり

ご契約にあたって

しくみ

保険料の払込み

年金等のお支払い

ご契約後の取扱い

その他お知らせ



- お支払いする障害・介護一時給付金から未払込保険料を差引くことができない場合は、未払込保険料を全額お払込みください。未払込保険料の払込みがない場合には、障害・介護一時給付金をお支払いできません。

13 年金等をお支払いできない場合

お支払いできない場合

支払事由に該当しない場合や免責事由に該当した場合等は、当社は年金等のお支払いや保険料の払込みの免除をすることができません。^①

保険料払込免除特約のがんによる保険料の払込みを免除できない場合については、「7. 保障内容」のページもあわせてご確認ください。

(1) 支払事由に該当しない場合

■ 年金等は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

また、保険料の払込みの免除事由に該当しない場合は保険料の払込みを免除できません。

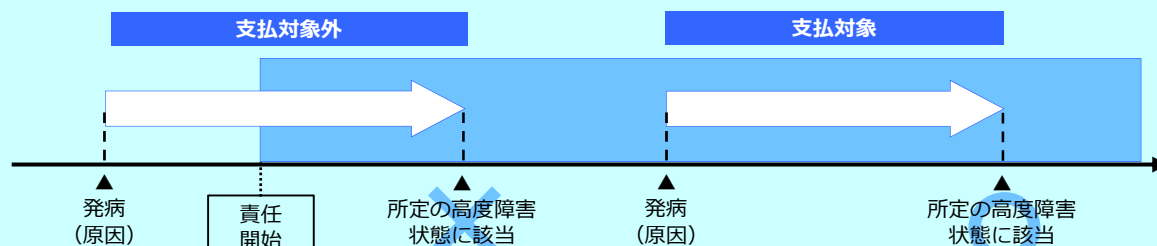
例えば、次の年金等は、**責任開始**^②時前に生じた傷病を原因とする場合には、支払事由に該当しないため、お支払いできません。

責任開始時前に生じた傷病を原因とする場合に、お支払いできない年金等

- 高度障害年金
- 障害・介護年金
- 障害・介護一時給付金

《支払事由に該当しない場合の例》

■ 所定の高度障害状態の原因となった疾病の発病が責任開始時前の場合は、支払事由に該当しないため支払対象外となります。



■ 傷病が責任開始時前に生じている場合でも、次の場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなし、年金等のお支払いおよび保険料の払込みの免除の対象となります。

- ・ 責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、ご契約時に、その疾病について告知があった場合
- ・ 責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、責任開始時前に医師の診療や検査等の結果で異常指摘を受けたことがなく、その疾病による症状について契約者および被保険者に認識や自覚がない場合

① お支払いできない場合や保険料の払込みを免除できない場合の詳細は、約款をご確認ください。

② 責任開始 「6. 責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

(2) 免責事由^①に該当した場合

■ 次のいずれかにより、年金等の支払事由または保険料の払込みの免除事由に該当しても、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除をすることはできません。

年金等	年金をお支払いできない場合等（免責事由）
収入保障年金	(ア) 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺 ^② (イ) 契約者の故意 ^③ （上記（ア）を除きます。） (ウ) 収入保障年金受取人の故意 ^④ （上記（ア）および（イ）を除きます。）
高度障害年金	契約者または被保険者の故意 ^⑤
リビング・ニーズ保険金	
障害・介護年金 ^⑥	(ア) 契約者または被保険者の故意 ^⑤ または重大な過失 (イ) 被保険者の犯罪行為 (ウ) 被保険者の薬物依存
障害・介護一時給付金 ^⑥	
所定の身体障害状態による保険料の払込みの免除【主契約】 ^⑦	(ア) 契約者または被保険者の故意 ^⑤ または重大な過失 (イ) 被保険者の犯罪行為 (ウ) 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 (エ) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (オ) 被保険者が無免許で運転 ^⑧ している間に生じた事故 (カ) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(3) 告知義務違反^⑨による解除の場合

■ 契約者や被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知したりした場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。
この場合、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
ただし、年金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、告知義務違反の原因と直接関係のない場合には、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行います。

(4) 詐欺による取消の場合

■ 契約者、被保険者または年金等の受取人の詐欺により保険契約の締結が行われたものと認められる場合、当社は保険契約または特約を取消することがあります。
この場合、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

(5) 不法取得目的による無効の場合

■ 契約者が年金等（保険料の払込みの免除を含みます。）を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的で保険契約の締結が行われたものと認められる場合、保険契約または特約は無効となります。
この場合、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

① 保険料の払込みを免除しない場合を含みます。

② 契約者に責任準備金をお支払いします。

③ 払戻金のお支払いはありません。

④ 故意に被保険者を死亡させた人が、収入保障年金の一部の受取人である場合には、当社はその残額を他の受取人にお支払いします。

⑤ 「被保険者の故意」には自殺行為、自傷行為を含みます。

⑥ 所定の高度障害状態による障害・介護年金、障害・介護一時給付金の免責事由は、「契約者または被保険者の故意」のみになります。

⑦ 収入保障保険（無解約払戻金型）【主契約】の規定により保険料の払込みが免除される場合をいいます。

⑧ 無免許で運転 法令に定める運転資格を持たない運転をいいます。したがって、運転免許の効力停止中も含まれます。

⑨ 告知義務違反 「5. 健康状態等の告知義務」の「告知義務違反」参照

(6) 重大事由による解除の場合

■ 次の(A)～(D)のいずれかの事項に該当した場合、当社は保険契約または特約を解除することがあります。

この場合、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行うことはできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

ただし、(C)の事由にのみ年金の受取人だけが該当した場合で、複数の年金の受取人のうちの一部の年金の受取人が(C)の事由に該当したときに限り、年金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた年金を除いた年金について、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額を、他の年金の受取人に一時にお支払いします。

- (A) 契約者、被保険者^①または年金等の受取人が年金等（保険料の払込みの免除を含みます。）を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で故意に保険事故を発生させたとき^②
- (B) 年金等（保険料の払込みの免除を含みます。）の請求に関して、その受取人に詐欺があったとき^③
- (C) 契約者、被保険者または年金等の受取人が、反社会的勢力^④に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^④を有していると認められるとき
- (D) 上記(A)～(C)のほか、当社の契約者、被保険者または年金等の受取人に対する信頼を損ない、当社が保険契約または特約の存続が困難と判断する、上記(A)～(C)と同等の重大な事由があるとき

(7) 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例

■ 戦争その他の変乱が原因で支払事由に該当した場合で、該当する被保険者の数の増加が保険契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、次の年金等を削減してお支払いする場合またはお支払いしない場合があります。

- | | | |
|--------------|---------------|-----------|
| ● 収入保障年金 | ● 高度障害年金 | ● 障害・介護年金 |
| ● 障害・介護一時給付金 | ● リビング・ニーズ保険金 | |

■ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱が原因で主契約の保険料の払込みの免除事由に該当した場合で、該当する被保険者の数の増加が保険契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、保険料の一部または全部についてその払込みを免除しない場合があります。

① 被保険者 収入保障年金の場合は被保険者を除きます。

② 未遂の場合を含みます。

③ 反社会的勢力 暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

④ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者、年金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

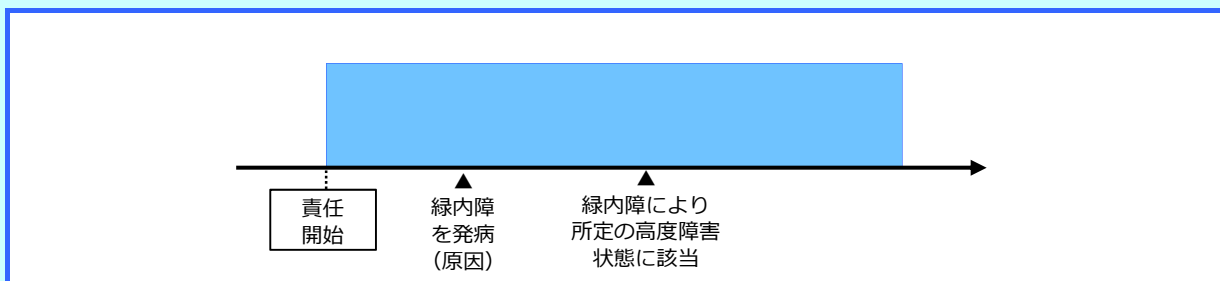
年金等をお支払いできる場合・お支払いできない場合の事例

※年金等をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。なお、次の事例に記載の内容以外に他の事実関係が認められる場合には、異なる取扱いとなることがあります。

(1) 責任開始時前の発病または責任開始時以後の発病

○ お支払いできる場合

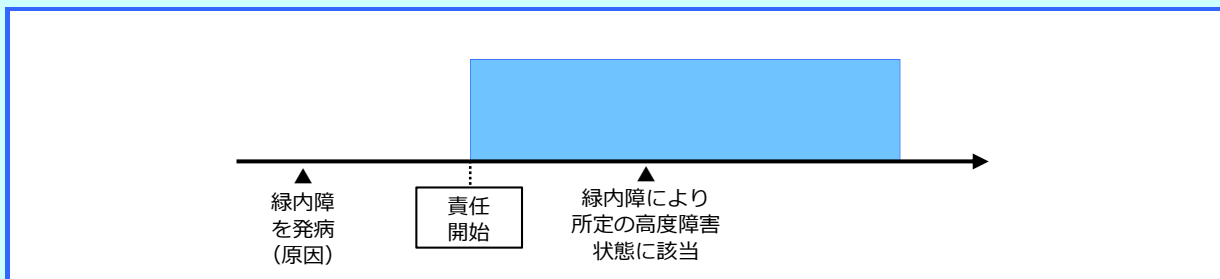
責任開始時以後に発病した「緑内障」により両眼の視力を全く永久に失った場合



原因となる傷病が**責任開始時以後**に生じているため、**高度障害年金をお支払いします**。

✕ お支払いできない場合

責任開始時前に発病した「緑内障」について告知せずに入社し、責任開始日から1年後に悪化し両眼の視力を全く永久に失った場合



原因となる傷病が**責任開始時前**に生じているため、**高度障害年金をお支払いできません**。

解説

- 高度障害年金は、その原因となる傷病が責任開始時以後に生じた場合にお支払いします。したがって、原因となる傷病が責任開始時前に生じている場合は、高度障害年金をお支払いできません。ただし、ご契約時に、責任開始時前に生じた疾病について告知があった場合等には、責任開始時以後の原因によるものとみなします。（障害・介護年金および障害・介護一時給付金についても同様です。）

(2) 告知義務違反

○ お支払いできる場合

「血圧が高いため投薬中であること」について正しく告知して加入し、責任開始日から1年後に「高血圧症」と因果関係のある「脳卒中」で死亡した場合

告知義務違反に該当しないため、**収入保障年金をお支払いします。**

× お支払いできない場合

「血圧が高いため投薬中であること」について、告知せずに加入し、責任開始日から1年後に「高血圧症」と因果関係のある「脳卒中」で死亡した場合

告知義務違反に該当し、保険契約は解除となるため、**収入保障年金をお支払いできません。**

解説

- ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害状態等について事実を正確に明らかに告知いただく必要があります。^①
- 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知したりした場合、責任開始日から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。
ただし、責任開始日から2年を経過していても、責任開始日から2年以内に解除の原因となる事実により、年金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由が発生していた場合には、保険契約または特約を解除することがあります。
この場合、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。
- 保険契約または特約を解除した場合でも、年金等の支払事由や保険料の払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、年金等のお支払いや保険料の払込みの免除を行いません。

^① 詳細は、「5. 健康状態等の告知義務」をご確認ください。

(3) 所定の高度障害状態（主契約）



お支払いできる場合

- ・「**脊髄小脳変性症**」によって全身の機能が低下し、**食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴の全てにおいて、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合**
- ・**顎関節損傷により流動食しか摂取できない状態等、そしゃくの機能を全く永久に失った場合**

所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないため、**高度障害年金をお支払いします。**



お支払いできない場合

- ・「**脳梗塞**」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、**排泄や排泄の後始末、歩行、入浴については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身は正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合**
- ・**消化器の障害や、嚥下障害（のみ込みの障害）のために、流動食しか摂取できなくなった場合**

所定の高度障害状態に該当しないため、**高度障害年金をお支払いできません。**

解説

- 高度障害年金は、所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。したがって、所定の高度障害状態に該当しない場合または所定の高度障害状態に該当しても回復の見込みがある場合にはお支払いできません。（障害・介護年金および障害・介護一時給付金の所定の高度障害状態についても同様です。）
なお、所定の高度障害状態は、公的な身体障害認定基準等とは要件が異なります。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

年金等の
お支払い

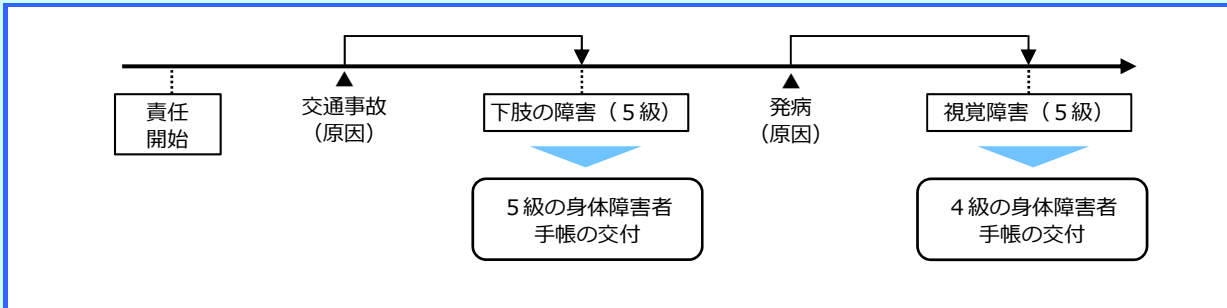
ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

(4) 障害・介護年金（主契約：障害・介護保障特別を適用）

○ お支払いできる場合

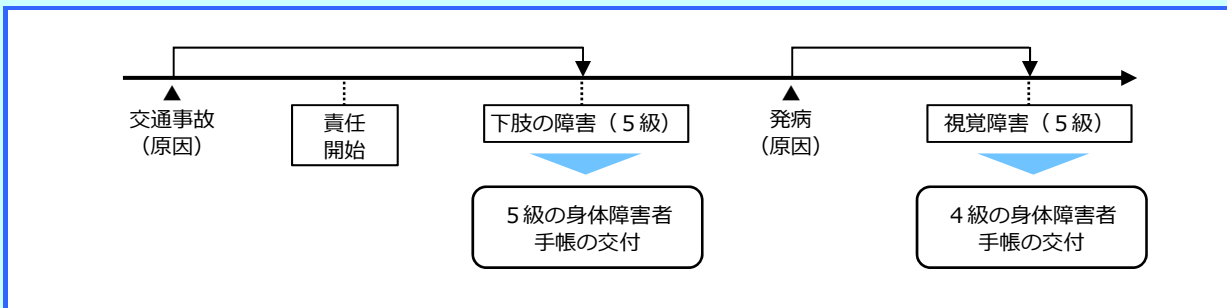
責任開始時以後の交通事故を原因として足関節（足首）の機能が全廃したことにより、身体障害者福祉法に定める5級の下肢の障害に該当し、5級の身体障害者手帳の交付を受けた。その後、責任開始時以後に発病した黄斑変性症を原因として、身体障害者福祉法に定める5級の視覚障害に該当し、4級の身体障害者手帳の交付を受けた場合



責任開始時以後の原因により5級の障害に2つ該当し、身体障害者福祉法にもとづき、4級の身体障害者手帳が交付されたため、**障害・介護年金をお支払いします。**

✕ お支払いできない場合

責任開始時前の交通事故を原因として足首を負傷し、責任開始時以後に足関節（足首）の機能が全廃したことにより、身体障害者福祉法に定める5級の下肢の障害に該当し、5級の身体障害者手帳の交付を受けた。その後、責任開始時以後に発病した黄斑変性症を原因として、身体障害者福祉法に定める5級の視覚障害に該当し、4級の身体障害者手帳の交付を受けた場合



責任開始時以後に5級の障害に2つ該当し、身体障害者福祉法にもとづき、4級の身体障害者手帳が交付されたものの、**1つの障害（5級の下肢の障害）の原因が責任開始時前にあり、その障害を除いたもう1つの障害（5級の視覚障害）が1級～4級の障害に該当しないため、障害・介護年金をお支払いできません。**

解説

- 障害・介護年金は、2つ以上の障害に該当したことにより、1級～4級の身体障害者手帳の交付があった場合もお支払いします。例えば、5級の障害に2つ該当した場合、身体障害者福祉法にもとづき、4級の身体障害者手帳が交付される場合があります。

ただし、一部の障害が免責事由に該当する場合や、障害の原因が責任開始時前に生じていた場合等で、その障害を除いた他の障害が1級～4級の障害に該当しない場合にはお支払いできません。

(5) リビング・ニーズ保険金（リビング・ニーズ特約）

○ お支払いできる場合

請求時において、日本で一般に認められた手術等の治療を行っても治療の効果がなく、**余命 6 カ月以内と判断される場合**

請求時において、余命 6 カ月以内と判断されるため、**リビング・ニーズ保険金をお支払いします。**

× お支払いできない場合

医師から余命 1 カ月と診断されたものの、その後、身体の状態が回復した等の理由によって、請求時において、**余命 6 カ月以内ではなくなったと判断される場合**

請求時において、余命 6 カ月以内と判断できないため、**リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。**

解説

- リビング・ニーズ保険金は、医師が記入した診断書や必要書類等の内容、もしくは当社が確認した結果にもとづいて、余命 6 カ月以内と当社が判断した場合にお支払いします。また、余命 6 カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命 6 カ月以内であることをいいます。
- したがって、医師から余命 6 カ月以内と診断された場合であっても、請求時の治療状況や健康状態、実施予定の治療による回復の可能性等を考慮したうえで、請求時において余命 6 カ月以内と判断できない場合は、リビング・ニーズ保険金をお支払いできません。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

年金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ



ご契約後の取扱い

14 解約と解約払戻金

解約と解約払戻金

契約者は保険契約または特約の解約を請求することができます。^{①②}

なお、この保険には、解約払戻金はありません。

■解約の請求にあたっては、所定の手続きが必要となります。手続き方法をご案内しますので、はなさく生命お客様コンタクトセンター^③にご連絡ください。

■解約した時点で保険契約または特約は消滅し、以後の保障はなくなります。



- 主契約を解約した場合、付加されている特約も同時に消滅します。
- 障害・介護保障特則のみを解約することはできません。
- 保険料の払込みが免除された場合は、保険料払込免除特約のみを解約することはできません。

被保険者による契約者への解約請求

被保険者は契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。

■被保険者と契約者が異なる保険契約の場合、**一定の条件^④**に該当するときには、被保険者は契約者に対して、保険法（第58条、第87条）にもとづき保険契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、保険契約の解約を行う必要があります。



- 被保険者は当社に対し、**直接保険契約の解約を請求することはできません。**
解約の請求は、契約者が当社に行う必要があります。

① 保険契約または特約を解約せず保険料の負担を軽減する方法については、「15. ご契約後の保障内容の見直し」をご確認ください。
② 年金の支払事由に該当した後に、保険契約を解約することはできません。
③ 電話番号等は、当冊子の裏表紙をご確認ください。
④ **一定の条件** 被保険者が保険契約の申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合等を行います。
例) 契約者と被保険者との間の親族関係の終了

債権者等による解約

契約者の**債権者等**^①から解約の請求があっても、年金等の受取人は所定の手続きを行うことで、保険契約を存続させることができます。

- 債権者等による保険契約の解約^②は、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- 解約の請求書が当社に到達した日において、次のすべてを満たす年金等の受取人は保険契約を存続させる権利があります。
 - ・ 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ・ 契約者でないこと
- 年金等の受取人が保険契約を存続させるためには、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から1カ月以内に、次のすべての手続きを行う必要があります。
 - (A) 契約者の同意を得ること
 - (B) 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば、当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - (C) 上記(B)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

年金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

① 債権者等 差押債権者、破産管財人 等

② 減額や特約の解約を含みます。

15 ご契約後の保障内容の見直し

年金月額減額

主契約の年金月額を減額することにより、保険料の負担を軽減することができます。

■減額した場合、当社は、以後の保険料を改めます。減額分に対応する解約払戻金はありません。



■次に該当する場合、減額はできません。

- ・減額後の年金月額が当社の定める限度を下回る場合
- ・年金の支払事由に該当した場合
- ・保険料の払込みが免除された場合

年金月額の増額・特約および特則の途中付加等

■主契約の年金月額を増額することはできません。

■次の特約については、途中付加はできません。

●リビング・ニーズ特約

●保険料払込免除特約

■主契約の障害・介護保障特則については、ご契約後に新たに適用することはできません。

■年金支払保証期間の変更および保険期間満了後の更新をすることはできません。

16 収入保障年金受取人の変更

収入保障年金受取人を変更する場合の取扱い

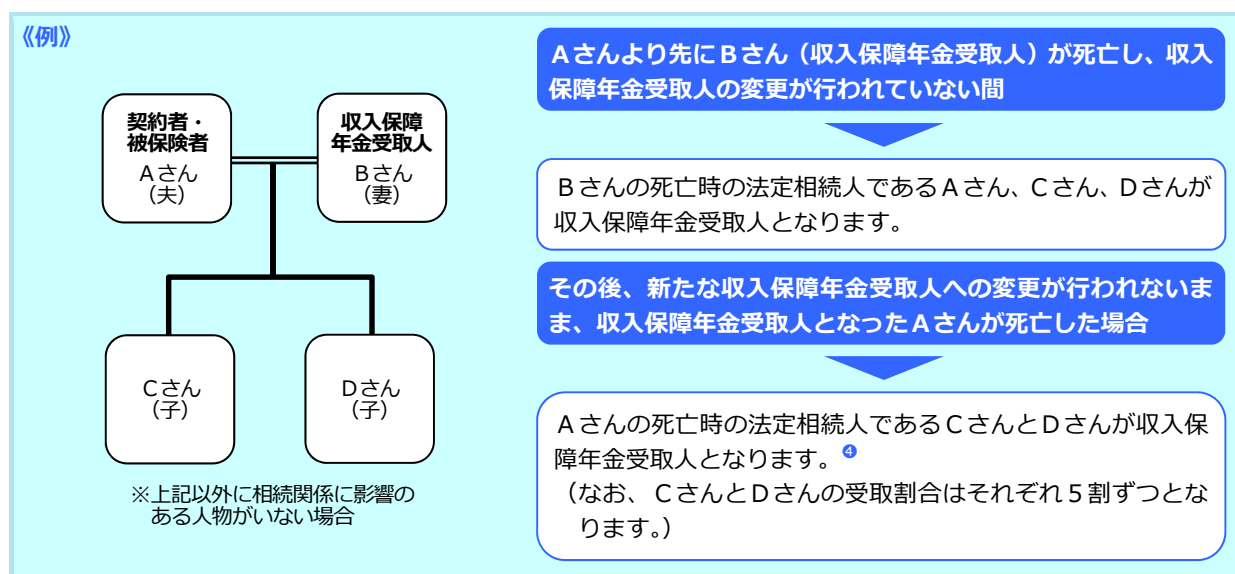
契約者は、収入保障年金受取人を変更することができます。
また、収入保障年金受取人の変更は契約者の遺言^①によって行うこともできます。

- 収入保障年金受取人の変更にあたっては、被保険者の同意を得たうえで、当社に必要書類^②をご提出ください。ただし、変更できるのは、被保険者が死亡するまでの期間です。
- 遺言による収入保障年金受取人の変更にあたっては、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に必要書類をすみやかにご提出ください。
なお、遺言による収入保障年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。

収入保障年金の支払事由の発生以前に収入保障年金受取人が死亡した場合の取扱い

収入保障年金受取人が死亡した場合は、すみやかに収入保障年金受取人をご変更ください。

- 収入保障年金の支払事由の発生以前に、収入保障年金受取人が死亡し、新たな収入保障年金受取人への変更が行われるまでの間は、収入保障年金受取人が死亡した時の法定相続人が収入保障年金受取人となります。^③



- 収入保障年金受取人の変更の通知が当社に到達する前に変更前の収入保障年金受取人に収入保障年金をお支払いしたときは、その後、変更後の収入保障年金受取人から請求を受けても、当社はすでにお支払いした収入保障年金を変更後の収入保障年金受取人にお支払いできません。
- 収入保障年金受取人が死亡した時の法定相続人が収入保障年金受取人となり、その後、新たな収入保障年金受取人への変更が行われないまま、収入保障年金の支払事由に該当し、収入保障年金が支払われる場合、将来の年金のお支払いに代えて、収入保障年金受取人が死亡した時の法定相続人に収入保障年金の現価相当額を一時にお支払いします。

① 遺言 法律上有効な遺言に限ります。
② 必要書類 詳細は、巻末の「主なお手続きの際の提出書類一覧表」をご確認ください。
③ 収入保障年金受取人となった人が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
④ 被保険者であるAさんの収入保障年金受取人としての地位は、Aさんの死亡時の法定相続人であるCさん、Dさんに移行するため、Aさんは実際に受取人にはなりません。

17 住所等の変更にもなう手続き

当社にご登録いただいた通信先（携帯電話番号等）・住所等の情報について、変更がある場合には、すみやかに当社にご連絡ください。手続きをご案内します。
変更のご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせをお届けできなくなる場合があります。

■ 次のような場合は、はなさく生命お客様コンタクトセンター^①にご連絡ください。

- ・ 通信先（携帯電話番号等）の変更
 - ・ 住所の変更
 - ・ 収入保障年金受取人・後継年金受取人の変更
 - ・ 指定代理請求人の変更
 - ・ 契約者の変更
 - ・ 保険料払込方法の変更
 - ・ 改姓・改名
 - ・ 生命保険料控除証明書の再発行
- 等

■ 当社のホームページ（マイページ^②）でも、次の手続きができます。

- ・ 通信先（携帯電話番号等）の変更
 - ・ 住所の変更
 - ・ 生命保険料控除証明書の再発行
- 等

（2026年2月現在）



- 当社からののお知らせは、携帯電話番号を宛先とするメッセージサービスまたは郵送等により行います。通信先（携帯電話番号等）・住所等の変更について当社へご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせ等の通知をお届けできなくなるため、必ずご連絡ください。
- 当社からののお知らせのお届け先は、国内の通信先（携帯電話番号等）・住所のみとなります。海外渡航時には国内の通信先（携帯電話番号等）・住所をお申出ください。

① 電話番号等は、当冊子の裏表紙をご確認ください。

② マイページ ご契約成立後に開設されるお客様専用 WEB サイトのことをいいます。

18 生命保険と税金

※税務の取扱いについては2025年11月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。

今後、税務の取扱いが変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱いについては、(顧問) 税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

生命保険料控除

お払込みいただいた保険料に応じて、一定額がその年の所得から控除されるため、所得税と住民税が少なくなります。

(1) 生命保険料控除の具体内容

■ 生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

- ・控除の対象となるご契約 ⇒ 納税する人が保険料を支払い、年金等の受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約
- ・控除の対象となる保険料 ⇒ 1月から12月までに払込まれた保険料の合計額から、その期間に支払われた配当金を差引いた額^①

■ 生命保険料控除の種類

この保険に適用される生命保険料控除は次のとおりです。

保険種類	適用される生命保険料控除
収入保障保険（無解約払戻金型）【主契約】	一般生命保険料控除

※上記のほか、生命保険料控除の種類には介護医療保険料控除および個人年金保険料控除があります。

■ 生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除それぞれについて、控除額が所得から控除されます。控除額の詳細については当社ホームページにてご確認ください。

(2) 生命保険料控除の手続き

- 生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」（以下、「控除証明書」といいます。）を発行しますので、次の要領でご申告ください。

給与所得者	毎年12月の給与が支払われる前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。
申告納税者	事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付のうえ税務署に提出し、控除を受けてください。

《「控除証明書」の送付時期》

毎年10月頃より順次、契約者あてに発送します。

① 収入保障保険（無解約払戻金型）【主契約】とその特約には、配当金はありません。

年金等の税法上の取扱い

年金等の受取りにあたって、課税される税金の種類は、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

(1) 収入保障年金の課税取扱

- 収入保障年金の受取りにあたっては、次のとおり税金がかかります。
税の種類は、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

ご契約内容	例			年金として受取る場合		被保険者の死亡時に一時金として受取る場合
	契約者	被保険者	受取人	被保険者の死亡時	年金受取り時	
契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者	相続税 年金の受給権評価額 に対して課税	所得税 ^{①②} (雑所得) ・ 住民税 ^②	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	本人	配偶者	本人	—	所得税 ^① (雑所得) ・ 住民税	所得税 ^① (一時所得) ・ 住民税
契約者・被保険者・受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者	子	贈与税 年金の受給権評価額 に対して課税	所得税 ^{①②} (雑所得) ・ 住民税 ^②	贈与税

(2) 生命保険金^③の非課税扱

- 契約者と被保険者が同一人で、収入保障年金受取人が契約者の法定相続人にあたる場合には、収入保障年金（年金として受取る場合は受給権評価額、一時金として受取る場合は一時受取額）に対して相続税法上一定の金額が非課税になることがあります。

(3) 高度障害年金等の非課税扱

- 次の年金等について、受取人が被保険者の場合には全額非課税となります。

- 高度障害年金
- 障害・介護一時給付金
- 障害・介護年金
- リビング・ニーズ保険金

① 所得税に加え、復興特別所得税が別途課税されます。(2025年11月現在)

② 1回目の年金は非課税となり、2回目以後の年金のうち一部が課税対象となります。

③ 契約が2件以上の場合は合計します。



その他お知らせ

19 その他お知らせ

■ はなさく生命の組織運営

- 保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- 株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は相互会社の保険契約者とは異なり、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

■ 個人情報の取扱い

当社では、お客様からいただいた個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

- ◆各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ◆日本生命グループ会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ◆当社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ◆再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
- ◆その他保険に関連・付随する業務

なお、当社ウェブサイト等の閲覧履歴、お客様の取引履歴等の情報を分析して、お客様のニーズにあった各種商品・サービスのご案内・提供（広告等の配信を含む）をさせていただく場合があります。

■ お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報

お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報は、ご本人の同意なしに取得せず、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、当該情報は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲内で、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発等の目的のために取得・利用いたします。

なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

■ お申込みいただいたご契約が不成立となった場合の情報管理

お申込みいただいたご契約が不成立となった場合においても、お客様からいただいた個人情報は、ご契約が成立しなかった理由にかかわらず、当社における個人情報の利用目的の範囲内で利用いたします。なお、ご提出いただいた申込書・告知書等の書類につきましては、ご契約の成立・不成立にかかわらず返却いたしませんのでご了解ください。

■ 再保険会社への情報提供

当社は、お引受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

年金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

■被保険者・受取人・指定代理請求人への個人情報の提供

当社は、お客様との間の保険契約について、保険契約のご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いを目的に、契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報を、契約者を同一とする契約の被保険者・受取人（後継年金受取人・死亡時支払金受取人を含む）・指定代理請求人に提供する場合があります。

■個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱い）

- 当社では、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

「個人情報保護方針」は当社ホームページ（<https://www.life8739.co.jp/>）をご確認ください。

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています

- 当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実に行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。
- 保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構

- 「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。
 - 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（*1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（*2）を除き、責任準備金等（*3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（*4））
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

*1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）

*2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = $90\% - \{ (\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2 \}$

（※1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（※2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

*3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立している準備金等をいいます。

*4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

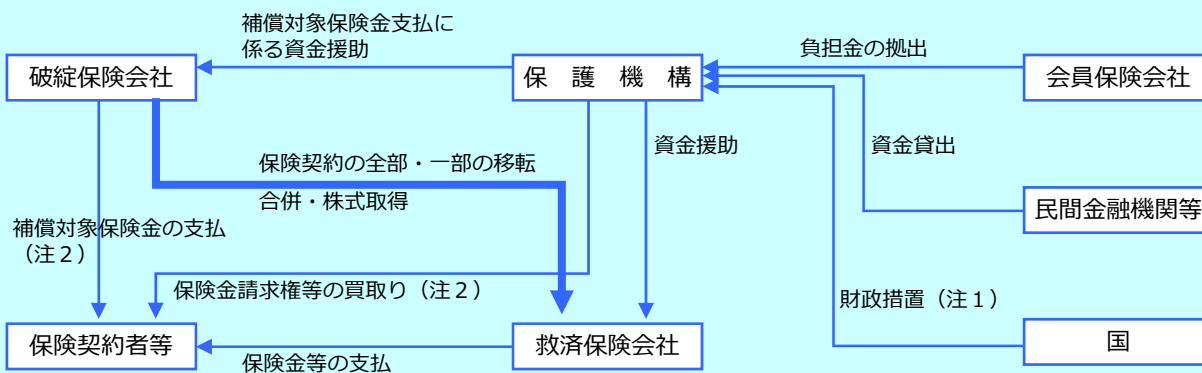
年金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

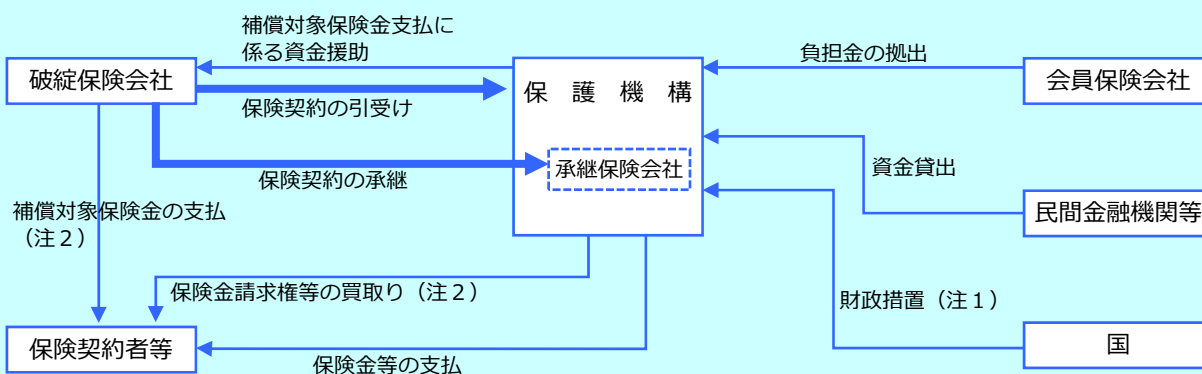
その他
お知らせ

《仕組みの概略図》

■ 救済保険会社が現れた場合



■ 救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、*2に記載の率となります。)

■ 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2025年11月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

■ 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

● 生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

■ 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度 (他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用)

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■ 契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が満15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が満15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

年金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

【登録事項】

2024年3月31日以前の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額（収入保障保険（無解約払戻金型）では、契約日における収入保障年金の現価相当額となります。）
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

2024年4月1日以降の登録事項

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 普通死亡保険金の金額（収入保障保険（無解約払戻金型）では、契約日における収入保障年金の現価相当額となります。）
- (3) 入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- (4) 災害死亡保険金の金額
- (5) がん給付金の一時金額
- (6) 就業不能保障給付金の月額
- (7) 先進医療保障給付を有する契約の件数
- (8) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (9) 取扱会社名

※2024年4月1日以降に復活、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記（2）～（7）に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（<https://www.life8739.co.jp/>）をご確認ください。

■支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会を行い、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命

保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

- ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
- イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
- ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
- エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
- オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- ※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
- ※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ (<https://www.life8739.co.jp/>) をご確認ください。

※上記の「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」は、各生命保険会社等が共同で利用する制度についての記載であり、当社において取扱いのない商品・手続き等に関する記載が含まれている場合があります。

ご契約の
しおり

ご契約に
あたって

しくみ

保険料の
払込み

年金等の
お支払い

ご契約後の
取扱い

その他
お知らせ

約款

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しています。

約款条項の基本的な構成

■約款中では、基本的に条・項・号を用いて規定しています。

〔例〕収入保障保険（無解約払戻金型）普通保険約款 第14条（保険料の払込）の規定の場合
（第3項以下は省略）

第14条

第14条（保険料の払込）

第1項

1 保険契約者は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料払込方法（経路））第1項に定める保険料払込方法（経路）にしたがい、保険料を、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。

第1号

(1) 第1回保険料の払込期月
責任開始日から、その日を含めて、責任開始日の属する月の翌月末日まで

第2号

(2) 第2回以後の保険料の払込期月
(ア) 月払契約の場合
月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
(イ) 年払契約の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

この前項とは、「第1項」をさします。

第2項

2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

第1号

(1) 第1回保険料の保険料期間
(ア) 月払契約の場合
契約日からその翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間
(イ) 年払契約の場合
契約日からその翌年の年単位の契約応当日の前日までの期間

第2号

(2) 第2回以後の保険料の保険料期間
(ア) 月払契約の場合
月単位の契約応当日からその翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間
(イ) 年払契約の場合
年単位の契約応当日からその翌年の年単位の契約応当日の前日までの期間

収入保障保険（無解約払戻金型）普通保険約款目次

第1編 総則

1. 用語の意義

第1条 用語の意義

2. 総則

第2条 総則

第2編 主契約の給付に関する規定

3. 年金支払保証期間

第3条 年金支払保証期間

4. 年金

- 第4条 年金の支払
第5条 戦争その他の変乱の場合の特例
第6条 年金の受取人
第7条 請求による年金の現価相当額の一時支払
第8条 収入保障年金の支払事由発生後の受取人の死亡
第9条 後継年金受取人

5. 保険料の払込の免除

- 第10条 保険料の払込の免除
第11条 保険料の払込の免除に関する地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例

第3編 保険契約の取扱に関する規定

6. 会社の責任開始

第12条 会社の責任開始

7. 保険料率

第13条 保険料率

8. 保険料の払込

- 第14条 保険料の払込
第15条 保険料払込方法（経路）

9. 猶予期間および保険料の未払込による保険契約の消滅

- 第16条 猶予期間および保険料の未払込による保険契約の消滅
第17条 猶予期間中に保険事故が発生した場合

10. 請求、年金等の支払時期および支払場所

- 第18条 請求の手続き
第19条 指定代理請求人による請求
第20条 年金等の支払時期および支払場所

11. 年金の支払等による保険契約の消滅

第21条 年金の支払等による保険契約の消滅

12. 保険契約者

- 第22条 保険契約者
第23条 保険契約者の住所または通信先の変更

13. 収入保障年金受取人の変更

- 第24条 通知による収入保障年金受取人の変更
第25条 遺言による収入保障年金受取人の変更

14. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

- 第26条 詐欺による取消
第27条 不法取得目的による無効

15. 告知義務、告知義務違反による解除および重大事由による解除

- 第28条 告知義務
第29条 告知義務違反による解除
第30条 告知義務違反による解除ができない場合
第31条 重大事由による解除

16. 年金月額額の減額

第32条 年金月額額の減額

17. 解約および払戻金

- 第33条 解約
第34条 払戻金
第35条 債権者等による解約の効力等

18. 契約者配当金

第36条 契約者配当金

19. 特別条件

第37条 特別条件

20. その他

- 第38条 契約年齢の計算
第39条 契約年齢または性別の誤りの処理
第40条 喫煙状況の告知の誤りの処理
第41条 時効
第42条 管轄裁判所

第4編 特別（主契約の給付に関する規定）

21. 障害・介護保障特別

第43条 障害・介護保障特別

第5編 特別（保険契約の取扱に関する規定）

22. 契約日に関する特別

第44条 契約日に関する特別

収入保障保険（無解約払戻金型）普通保険約款

第1編 総則

1. 用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用される用語の意義は、それぞれつぎのとおりとします。

用語	意義
主契約	収入保障保険（無解約払戻金型）普通保険約款によって定められたこの保険契約のことをいい、付加している特約は含まれません。
主約款	収入保障保険（無解約払戻金型）普通保険約款のことをいいます。
責任開始時	保険契約の締結の際、会社の保険契約上の責任が開始される時のことをいいます。
責任開始日	責任開始時の属する日のことをいいます。
契約応当日	毎月または毎年の契約日に対応する日のことをいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合は、その月の末日のことをいうものとします。
月払契約	保険料払込方法（回数）が月払の保険契約のことをいいます。
年払契約	保険料払込方法（回数）が年払の保険契約のことをいいます。
契約年齢	契約日における被保険者の年齢のことをいいます。

2. 総則

第2条（総則）

- 1 主約款は、主契約の給付に関する規定および保険契約の取扱に関する規定を定めるものです。
- 2 主契約に付加している特約があるときは、主約款または付加している特約の約款にとくに規定のない限り、本編の規定および保険契約の取扱に関する規定（第3編および第5編）は、その特約を含んだ保険契約についての規定とします。

第2編 主契約の給付に関する規定

3. 年金支払保証期間

第3条（年金支払保証期間）

- 1 保険契約者は、主契約の締結の際、年金を支払う場合の保証年数（以下、「年金支払保証期間」といいます。）を、会社の定める範囲内で指定するものとします。
- 2 前項により指定された年金支払保証期間の変更は取り扱いません。

4. 年金

第4条（年金の支払）

- 1 主契約における年金の支払は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由（年金を支払わない場合をいいます。以下、同じ。）
(1) 収入保障年金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	次項に定める年金支払期間中の月ごとに年金月額	収入保障年金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき ① 責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ② 保険契約者または収入保障年金受取人の故意
(2) 高度障害年金	被保険者が責任開始時以後の疾病または傷害を原因として保険期間中に高度障害状態（別表10）に該当したとき。この場合、責任開始時にすでにあった障害状態に責任開始時以後の疾病または傷害（責任開始時にすでにあった障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限りません。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表10）に該当したときを含みます。	次項に定める年金支払期間中の月ごとに年金月額	被保険者	保険契約者または被保険者の故意により被保険者が高度障害状態（別表10）に該当したとき

- 2 年金を支払う期間は、年金の支払事由に該当した日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日（以下、「年金開始日」といいます。）から保険期間が満了する日の翌日までの期間（以下、「年金支払期間」といいます。）とします。ただし、この期間が年金支払保証期間に満たない場合には、年金開始日から年金支払保証期間が満了する日の直前の月単位の契約応当日までの期間を年金支払期間とします。
- 3 会社は、年金支払期間中、つぎの各号に定める日を支払基準日として、月ごとに年金を支払います。
 - (1) 第1回の年金の支払基準日
年金開始日
 - (2) 第2回以後の年金の支払基準日
年金開始日の翌日以後到来する月単位の契約応当日
- 4 第12条（会社の責任開始）第3項の規定により責任開始日から契約日の前日までの間が保険期間等とみなされ、年金が支払われる場合は、契約日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日を年金開始日として、第2項および前項の規定を適用します。
- 5 年金が支払われる場合、年金の支払事由に該当した日の直後に到来する第14条（保険料の払込）第2項に定める保険料期間以降の保険料の払込を要しません。
- 6 年金が支払われる場合で、年金月額（年金の受取人が2人以上いるときは、それぞれの受取人に対応する年金月額）が会社の定める金額に満たないときは、第1項および第3項の規定にかかわらず、会社は、年金の現価相当額（会社の定める計算方法により計算した金額をいいます。以下、同じ。）を一時に支払います。
- 7 被保険者が責任開始時に生じた疾病を原因として責任開始時以後に高度障害状態（別表10）に該当した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当するときは、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。
 - (1) 保険契約の締結の際にその疾病の告知があった場合
 - (2) その疾病に関して、責任開始時に、被保険者が医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがない場合。ただし、その疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。
- 8 高度障害年金を支払う前に収入保障年金の請求を受け、収入保障年金が支払われるときは、会社は、高度障害年金を支払いません。
- 9 第1回の高度障害年金が支払われた場合（高度障害年金の現価相当額の全部または一部が一時に支払われた場合を含みます。）には、その支払後に収入保障年金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 10 高度障害年金の支払事由に複数回該当することとなる場合でも、会社は、高度障害年金を重複して支払いません。

- 11 収入保障年金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が収入保障年金の一部の受取人であるときは、会社は、収入保障年金の残額をその他の収入保障年金受取人に支払い、支払わない収入保障年金に対応する部分については、次項第3号に該当する場合の取扱にもとづきその部分の責任準備金を保険契約者に支払います。
- 12 つぎの第1号または第3号の免責事由により収入保障年金が支払われない場合には、会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。第2号の免責事由により収入保障年金が支払われない場合には責任準備金の支払はありません。
 - (1) 責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき
 - (2) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、前号の場合を除きます。)
 - (3) 収入保障年金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき(ただし、第1号または前号の場合を除きます。)
- 13 被保険者が、別表10および備考に定める状態に該当しているにもかかわらず、保険期間満了の日に、その回復の見込がないことのみが明らかでないことにより、その時点では高度障害年金が支払われない場合においても、保険期間の満了後も引き続きその状態が継続し、かつ、その回復の見込がないことが明らかになったときには、会社は、保険期間満了の日に高度障害年金の支払事由に該当したものとみなして高度障害年金を支払います。

第5条(戦争その他の変乱の場合の特例)

前条(年金の支払)の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により年金の支払事由に該当した場合で、その原因により支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、年金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う年金に対応する現価相当額は、責任準備金の金額を下回ることはありません。

第6条(年金の受取人)

- 1 年金が支払われる場合、その年金の受取人は、年金の支払事由に該当した時に、保険契約に関する保険契約者の権利および義務のすべてを承継するものとします。
- 2 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が収入保障年金受取人(収入保障年金の一部の受取人である場合を含みます。)の場合には、第4条(年金の支払)第1項の規定にかかわらず、保険契約者を高度障害年金の受取人とします。
- 3 高度障害年金の受取人は、被保険者(前項の規定が適用される場合には、保険契約者)以外の者に変更することはできません。
- 4 収入保障年金の支払事由の発生以前に収入保障年金受取人が死亡し、収入保障年金受取人の変更が行われていない間は、収入保障年金受取人の死亡時の法定相続人を収入保障年金受取人(本項の規定により収入保障年金受取人となった者の死亡時にその法定相続人がいないときは、本項の規定により収入保障年金受取人となった者のうち生存している他の収入保障年金受取人)とします。
- 5 前項により収入保障年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。
- 6 収入保障年金が支払われる場合で、第4項の規定により収入保障年金受取人の死亡時の法定相続人が収入保障年金受取人となるときは、第4条(年金の支払)第1項および同条第3項の規定にかかわらず、会社は、収入保障年金(収入保障年金受取人が2人以上いるときは、死亡した収入保障年金受取人に対応する部分)の現価相当額を一時に支払います。
- 7 収入保障年金受取人が2人以上いるときは、当該収入保障年金受取人の中から他の収入保障年金受取人を代理する1人の者を定めてください。

第7条(請求による年金の現価相当額の一部の一時支払)

- 1 年金が支払われる場合で、年金の受取人から請求があったときは、会社は、将来の年金の全部または一部の支払に代えて、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額の全部または一部を一時に支払います。ただし、年金の現価相当額の一部の一時支払は、第1回の年金を支払う前に限り取り扱います。
- 2 前項の規定により年金の現価相当額の一部を一時に支払った場合は、年金月額額は減額されたものとします。ただし、減額後の年金月額(年金の受取人が2人以上いるときは、当該受取人に対応する年金月額)が会社の定める限度を下回るときは、年金の現価相当額の一部の一時支払は取り扱いません。

第8条(収入保障年金の支払事由発生後の受取人の死亡)

- 1 収入保障年金が支払われる場合で、収入保障年金の支払事由が発生した後、年金支払期間が満了するまでに収入保障年金受取人が死亡したときは、第4条(年金の支払)第1項および第3項の規定にかかわらず、会社は、年金支払期間の残存期間に対する収入保障年金(収入保障年金受取人が2人以上いるときは、死亡した収入保障年金受取人に対応する部分)の現価相当額(すでに支払基準日の到来している未払の年金があるときは、その金額を含みます。)を死亡した収入保障年金受取人の法定相続人に一時に支払います。
- 2 前項の法定相続人が2人以上いる場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) その受取割合は法定相続割合とします。
 - (2) 当該法定相続人の中から他の法定相続人を代理する1人の者を定めてください。

第9条(後継年金受取人)

- 1 高度障害年金の受取人(被保険者の場合に限り、以下、本条において同じ。)は、第1回の高度障害年金を請求する際に、会社の同意を得て、高度障害年金の受取人が死亡した時に高度障害年金の受取人の権利および義務のすべてを承継すべき者(以下、「後継年金受取人」といいます。)を指定してください。
- 2 後継年金受取人の変更については、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 高度障害年金の受取人は、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。この場合、当該通知が会社に到達する前に変更前の後継年金受取人に高度障害年金を支払ったときは、その支払後に変更後の後継年金受取人から高度障害年金の請求を受けても、会社はすでに支払った年金を支払いません。
 - (2) 前号に定めるほか、高度障害年金の受取人は、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を変更することができます。この場合、当該後継年金受取人の変更は、高度障害年金の受取人が死亡した後、高度障害年金の受取人の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

- 3 高度障害年金が支払われる場合、高度障害年金の受取人が死亡した時に、後継年金受取人が、高度障害年金の受取人の権利および義務のすべてを承継するものとします。(以後、後継年金受取人が年金の受取人となるものとします。)
- 4 高度障害年金が支払われる場合で、高度障害年金の受取人が死亡した時において後継年金受取人が指定されていないときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 高度障害年金の支払事由に該当した時において保険契約者と被保険者が同一人である場合、会社は、高度障害年金の受取人の死亡時の収入保障年金受取人を後継年金受取人とみなして、前項の取扱を行います。ただし、高度障害年金の受取人が死亡した時において、第6条（年金の受取人）第4項の規定により収入保障年金受取人の法定相続人が収入保障年金受取人となる場合は、第4条（年金の支払）第1項および同条第3項の規定にかかわらず、会社は、年金支払期間の残存期間に対する高度障害年金（収入保障年金受取人が2人以上いるときは、死亡した収入保障年金受取人に対応する部分）の現価相当額（すでに支払基準日の到来している未払の年金があるときは、その金額を含みます。以下、本条において同じ。）を高度障害年金の受取人の法定相続人に一時に支払います。
 - (2) 高度障害年金の支払事由に該当した時において保険契約者と被保険者が同一人でない場合、第4条第1項および同条第3項の規定にかかわらず、会社は、年金支払期間の残存期間に対する高度障害年金の現価相当額を高度障害年金の受取人の法定相続人に一時に支払います。
- 5 高度障害年金が支払われる場合で、高度障害年金の受取人の死亡時以前に後継年金受取人が死亡し、後継年金受取人の変更が行われていない間に高度障害年金の受取人が死亡したときは、第4条第1項および同条第3項の規定にかかわらず、会社は、年金支払期間の残存期間に対する高度障害年金（後継年金受取人が2人以上いるときは、死亡した後継年金受取人に対応する部分）の現価相当額を高度障害年金の受取人の法定相続人に一時に支払います。
- 6 第4項および前項において高度障害年金の受取人の法定相続人が2人以上いる場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) その受取割合は法定相続割合とします。
 - (2) 当該法定相続人の中から他の法定相続人を代理する1人の者を定めてください。
- 7 本条の規定にかかわらず、故意に高度障害年金の受取人を死亡させた者は、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。
- 8 第3項の規定により後継年金受取人が高度障害年金の受取人の権利および義務のすべてを承継した後は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) その後継年金受取人以外の者に年金の受取人を変更することはできません。
 - (2) その後継年金受取人が年金支払期間が満了するまでに死亡した場合、第4条第1項および同条第3項の規定にかかわらず、会社は、年金支払期間の残存期間に対する高度障害年金（後継年金受取人が2人以上いるときは、死亡した後継年金受取人に対応する部分）の現価相当額を死亡した後継年金受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、第6項の規定を準用します。

5. 保険料の払込の免除

第10条（保険料の払込の免除）

- 1 被保険者がつぎに定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、会社は、その直後に到来する第14条（保険料の払込）第2項に定める保険料期間以降の保険料の払込を免除します。

保険料の払込の免除事由	保険料の払込を免除しない場合
被保険者が責任開始時以後に生じた不慮の事故（別表2）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表11）に該当したとき。この場合、責任開始時にすでにあった障害状態に責任開始時以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表11）に該当したときを含みます。	つぎのいずれかにより被保険者が身体障害の状態（別表11）に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 保険契約者または被保険者の重大な過失 ③ 被保険者の犯罪行為 ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

- 2 前項の規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後第14条第1項に定めるそれぞれの契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- 3 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、第14条第3項に定める保険料払込方法（回数）の変更に関する規定および第32条（年金月額額の減額）の規定は適用しません。

第11条（保険料の払込の免除に関する地震、噴火、津波、戦争その他の変乱の場合の特例）

前条（保険料の払込の免除）の規定にかかわらず、被保険者がつぎのいずれかにより身体障害の状態（別表11）に該当した場合で、その原因により保険料の払込の免除事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。

- (1) 地震、噴火または津波
- (2) 戦争その他の変乱

第3編 保険契約の取扱いに関する規定

6. 会社の責任開始

第12条（会社の責任開始）

- 1 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約の申込または第28条（告知義務）に定める告知のいずれか遅い時から保険契約上の責任を負います。
- 2 契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。
- 3 責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款および付加している特約の規定にもとづいて年金、保険金（以下、「年金等」といいます。）を支払うべき事由または保険料の払込を免除すべき事由が発生したときには、会社は、責任開始日から契約日の前日までの間についても、保険期間、保険料払込期間および第14条（保険料の払込）第2項第1号に定める第1回保険料の保険料期間とみなして、主約款および付加している特約の約款の規定を適用します。
- 4 会社は、保険契約の申込を承諾した場合には、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）を発行します。
 - （1）当会社名
 - （2）保険契約者の氏名または名称
 - （3）被保険者の氏名
 - （4）年金等の受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - （5）支払事由（付加する特約については特約の名称で代えることがあります。）
 - （6）保険期間
 - （7）年金等の額
 - （8）保険料およびその払込方法（回数）
 - （9）契約日
 - （10）保険証券を作成した年月日

7. 保険料率

第13条（保険料率）

主契約の保険料率は、主契約の締結の際の被保険者の喫煙状況を含む健康状態等に応じて、つぎの各号のいずれかとなります。

- （1）非喫煙者健康体料率
- （2）非喫煙者標準体料率
- （3）喫煙者健康体料率
- （4）標準体料率

8. 保険料の払込

第14条（保険料の払込）

- 1 保険契約者は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料払込方法（経路））第1項に定める保険料払込方法（経路）にしたがい、保険料を、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。
 - （1）第1回保険料の払込期月
責任開始日から、その日を含めて、責任開始日の属する月の翌月末日まで
 - （2）第2回以後の保険料の払込期月
 - （ア）月払契約の場合
月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
 - （イ）年払契約の場合
年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
- 2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。
 - （1）第1回保険料の保険料期間
 - （ア）月払契約の場合
契約日からその翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間
 - （イ）年払契約の場合
契約日からその翌年の年単位の契約応当日の前日までの期間
 - （2）第2回以後の保険料の保険料期間

備考

1. 電磁的方法

第12条（会社の責任開始）、第28条（告知義務）および第39条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

- (ア) 月払契約の場合
月単位の契約応当日からその翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間
- (イ) 年払契約の場合
年単位の契約応当日からその翌年の年単位の契約応当日の前日までの期間
- 3 保険契約者は、会社の定める基準にもとづき、月払または年払の保険料払込方法（回数）を相互に変更することができます。
- 4 第1項第2号の保険料が、それぞれの契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにつぎのいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、その払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。）を保険契約者に払い戻します。ただし、第1号から第3号までにおいて年金等を支払う場合は、年金等とともに年金等の受取人に払い戻します。
- (1) 年金が支払われる場合
- (2) 保険契約または付加している特約の消滅（第26条（詐欺による取消）または第27条（不法取得目的による無効）に該当する場合は除きます。）
- (3) リビング・ニース特約のリビング・ニース保険金の支払により年金月額が減額された場合
- (4) 第32条（年金月額の減額）の規定による年金月額の減額
- (5) 保険料の払込の免除事由の発生
- 5 年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、前項各号に定めるいずれかの事由に該当することにより保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合には、会社は、すでに払い込まれた保険料（保険料の一部の払込を要しなくなった場合については、その払込を要しなくなった部分に限ります。また、保険料の払込が免除された後に、払込があったものとして取り扱う保険料を除きます。）のうち、保険料の払込を要しなくなった事由が生じた日の翌日以後、最初に到来する月単位の契約応当日からその保険料期間の末日までの月数（月単位の契約応当日から翌月の月単位の契約応当日の前日までの期間を1か月として計算します。）に対応する保険料相当額を、保険契約者に支払います。ただし、前項第1号から第3号までにおいて年金等を支払う場合は、年金等とともに年金等の受取人に支払います。
- 6 月払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に、第4項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合であっても、会社は、その保険料期間に対応する保険料を払い戻しません。
- 7 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後それぞれの払込期月の末日まで（第1回保険料については責任開始日以後第1回保険料の払込期月の末日まで。次項において同じ。）に年金等の支払事由が生じた場合には、会社は、その時までですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 8 第1項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの契約応当日以後それぞれの払込期月の末日までに保険料の払込の免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その時までですでに到来している保険料期間の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第15条（保険料払込方法（経路））

- 1 保険契約者は、つぎの各号のいずれかの保険料払込方法（経路）を選択することができます。
- (1) 口座振替扱 会社の指定した金融機関等を通じて口座振替により払い込む方法
- (2) クレジットカード扱 会社の指定したクレジットカードにより払い込む方法
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に定める保険料払込方法（経路）を選択する場合には、それぞれつぎの特約の付加を要し、会社がこれらの特約の付加を取り扱っていない場合には、その保険料払込方法（経路）を選択することはできません。
- (1) 口座振替扱の場合 口座振替扱特約
- (2) クレジットカード扱の場合 クレジットカード扱特約
- 3 保険契約者は、第1項各号の保険料払込方法（経路）を相互に変更することができます。この場合、前項の規定を適用します。

9. 猶予期間および保険料の未払込による保険契約の消滅

第16条（猶予期間および保険料の未払込による保険契約の消滅）

- 1 保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。
- 2 猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間の満了をもって消滅します。

第17条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）

- 1 猶予期間中に年金等の支払事由が生じたときには、会社は、その時までですでに到来している保険料期間の未払込保険料を会社が支払うべき金額から差し引きます。
- 2 猶予期間中に保険料の払込の免除事由が生じたときには、保険契約者は、その時までですでに到来している保険料期間の未払込保険料をその猶予期間の満了する日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

10. 請求、年金等の支払時期および支払場所

第18条（請求の手続き）

- 1 年金の支払事由が生じたときまたは保険料の払込の免除事由が生じたときは、支払事由が生じた年金の受取人または保険契約者は、ただちに会社に通知してください。
- 2 支払事由が生じた年金等の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者）は、すみやかに年金等（または保険

によって保険契約者、被保険者または年金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知をします。

第20条（年金等の支払時期および支払場所）

- 1 年金等は、第18条（請求の手続き）第5項に定める必要書類（必要事項が完備されていることを要します。以下、本条において「必要書類」といいます。）が会社に到達した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。ただし、年金を支払う場合（年金の現価相当額を一時に支払う場合を除きます。）で、その年金の第4条（年金の支払）第3項に定める支払基準日が、必要書類が会社に到達した日の翌日より遅い日のときは、その支払基準日からその日を含めて5営業日以内に会社の本店で支払います。
- 2 年金等を支払うために確認が必要かつぎの各号に定める場合において、保険契約の締結時から年金等の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。
 - （1）年金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
主約款および付加している特約の約款に定める支払事由に該当する事実の有無
 - （2）年金等の支払の免責事由に該当する可能性がある場合
年金等の支払事由が発生した原因
 - （3）告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因
 - （4）重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
第2号および前号に定める事項、第31条（重大事由による解除）第1項第3号（ア）から（オ）までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは年金等の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から年金等の請求時までにおける事実
- 3 前項の確認をするため、つぎの各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、第1項および前項にかかわらず、年金等を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達した日の翌日からその日を含めてつぎの各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。
 - （1）前項各号に定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会 180日
 - （2）前項第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または年金等の受取人が被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号および第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - （3）前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日
- 4 第2項および前項の規定を適用する場合には、会社は、年金等を請求した者に通知します。
- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または年金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金等を支払いません。
- 6 第1項から前項までの規定は、保険料の払込の免除について準用します。
- 7 第1項から第5項までの規定は、第18条第4項第1号の支払金について準用します。ただし、第35条（債権者等による解約の効力等）に定める債権者等による保険契約の解約の場合の支払金の支払時期については、第35条第1項に定める解約の効力発生日を、本条に定める必要書類が会社に到達した日とみなして準用します。

11. 年金の支払等による保険契約の消滅

第21条（年金の支払等による保険契約の消滅）

年金が支払われる場合、つぎの各号のいずれかに該当したときは、保険契約（第1号から第3号までにおいて、年金の受取人が2人以上いるときは、当該受取人に対応する部分）は消滅します。

- （1）第4条（年金の支払）第6項または第6条（年金の受取人）第6項の規定により年金の現価相当額が一時に支払われたこと。この場合、年金の支払事由に該当した時から消滅したものとします。
- （2）第7条（請求による年金の現価相当額の一時的支払）第1項の規定により年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額の全部が一時に支払われたこと
- （3）第8条（収入保障年金の支払事由発生後の受取人の死亡）第1項または第9条（後継年金受取人）第4項、第5項もしくは第8項第2号の規定により、年金の受取人が死亡し年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額が一時に支払われたこと。この場合、その年金の受取人が死亡した時から消滅したものとします。
- （4）第35条（債権者等による解約の効力等）第3項第1号の規定により年金の現価相当額が一時に支払われたこと。この場合、年金の支払事由に該当した時から消滅したものとします。
- （5）年金支払期間が満了したこと

12. 保険契約者

第22条（保険契約者）

- 1 保険契約者は、年金の支払事由（年金が支払われる場合に限り。）が発生するまでは、被保険者および会社の同意を得て、その権利および義務のすべてを第三者に承継させることができます。

- 2 保険契約者が死亡したときは、保険契約者の相続人を保険契約者とします。この場合、保険契約者が2人以上いるときは、当該保険契約者の中から他の保険契約者を代理する1人の者を定めてください。
- 3 前項の者が定まらないかまたはその所在が不明であるときは、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じます。
- 4 第2項の規定により保険契約者が2人以上いる場合は、その責任は連帯とします。

第23条（保険契約者の住所または通信先の変更）

- 1 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。
- 2 保険契約者が前項の通知をしなかった場合は、保険契約者からの通知により会社の知った最後の住所または通信先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなして取り扱います。

13. 収入保障年金受取人の変更

第24条（通知による収入保障年金受取人の変更）

- 1 保険契約者は、収入保障年金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、会社に対する通知により、収入保障年金受取人を変更することができます。
- 2 前項の通知が会社に到達する前に変更前の収入保障年金受取人に収入保障年金を支払ったときは、その支払後に変更後の収入保障年金受取人から収入保障年金の請求を受けても、会社はすでに支払った年金を支払いません。

第25条（遺言による収入保障年金受取人の変更）

- 1 前条（通知による収入保障年金受取人の変更）第1項に定めるほか、保険契約者は、収入保障年金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、収入保障年金受取人を変更することができます。
- 2 前項の収入保障年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- 3 第1項および前項による収入保障年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

14. 詐欺による取消および不法取得目的による無効

第26条（詐欺による取消）

保険契約者、被保険者または年金等の受取人の詐欺により保険契約の締結が行われたときは、会社は保険契約または付加している特約の取消を行うことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

第27条（不法取得目的による無効）

保険契約者が年金等（保険料の払込の免除を含みます。以下、本条において同じ。）を不法に取得する目的または他人に年金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行ったときは、保険契約または付加している特約は無効とし、会社は、すでに払い込まれた保険料を払い戻しません。

15. 告知義務、告知義務違反による解除および重大事由による解除

第28条（告知義務）

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、年金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生の可能性に関する重要な事項（被保険者の喫煙状況を含みます。）のうち、会社所定の告知書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）で質問した事項については、その告知書により告知することを要し、また、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。

第29条（告知義務違反による解除）

- 1 保険契約者または被保険者が、前条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約または付加している特約を解除することができます。
- 2 会社は、年金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じた後でも、保険契約または付加している特約を解除することができます。この場合、会社は年金等の支払または保険料の払込の免除を行いません。またすでに年金等を支払っていたときでもその返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
- 3 前項の規定にかかわらず、年金等の支払事由または保険料の払込の免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその年金等の受取人が証明したときは、年金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。
- 4 本条の規定による保険契約または付加している特約の解除は、保険契約者に対する通知により行います。ただし、保険契約者またはその所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または年金等の受取人に解除の通知をします。
- 5 前項の保険契約者に対する通知を行う場合は、第22条（保険契約者）第2項および同条第3項の規定を準用します。年金等の受取人が2人以上いる場合も同様とします。

備考

1. 電磁的方法

第12条（会社の責任開始）、第28条（告知義務）および第39条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

第30条（告知義務違反による解除ができない場合）

- 1 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条（告知義務違反による解除）の規定による解除をすることができません。
 - (1) 会社が、保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 - (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第28条（告知義務）に定める告知をすることを妨げたと
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第28条に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が、責任開始日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により年金等の支払事由または保険料の払込の免除事由が生じているとき（責任開始時に原因が生じていたことにより、年金等の支払または保険料の払込の免除が行われない場合を含みます。）を除きます。
- 2 前項第2号および第3号の規定は、各号に定める保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第28条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

第31条（重大事由による解除）

- 1 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かって保険契約または付加している特約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者、被保険者（収入保障年金の場合は、被保険者を除きます。）または年金等の受取人が主契約もしくは付加している特約の年金等（保険料の払込の免除を含みます。以下、本項において同じ。）を詐取する目的または第三者に年金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
 - (2) 主契約または付加している特約の年金等の請求に関し、年金等の受取人の詐欺（未遂を含みます。）があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または年金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または年金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 第1号から前号までのほか、会社の保険契約者、被保険者または年金等の受取人に対する信頼を損ない、保険契約または付加している特約の存続を困難とする第1号から前号までに定める事由と同等の重大な事由がある場合
- 2 会社は、年金等の支払事由（以下、本項において「支払事由」といいます。）または保険料の払込の免除事由（以下、本項において「免除事由」といいます。）が生じた後でも、保険契約または付加している特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に、支払事由または免除事由が生じていたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 会社は、その支払事由または免除事由については、年金等（前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号（ア）から（オ）までに該当したのが年金等の受取人のみであり、その年金等の受取人が年金等の一部の受取人であるときは、年金等のうち、その年金等の受取人に支払われるべき年金等をいいます。以下、本項において同じ。）の支払または保険料の払込の免除を行いません。
 - (2) 会社は、その支払事由により、すでに年金等を支払っていたときでもその返還を請求することができ、また、その免除事由により、すでに保険料の払込を免除していたときでもその保険料の払込を求めることができます。
- 3 前項の規定により年金の一部の受取人に年金の支払を行わない場合、会社は、その他の年金の受取人に支払われるべき年金について、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額をその年金の受取人に一時に支払います。
- 4 年金の支払事由（年金が支払われる場合に限り。）が発生した後に第1項各号に定める事由が生じたことにより保険契約が解除された場合、会社は、年金支払期間の残存期間に対する年金の現価相当額を年金の受取人に一時に支払います。
- 5 本条の規定による解除については、第29条（告知義務違反による解除）第4項および同条第5項の規定を準用します。

16. 年金月額額の減額

第32条（年金月額額の減額）

- 1 保険契約者は、年金の支払事由（年金が支払われる場合に限り。）が発生するまでは、年金月額額の減額を請求することができます。
- 2 本条の請求により年金月額額が減額された場合、会社は、将来の保険料を改めます。
- 3 会社は、第1項の規定にかかわらず、減額後の年金月額額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。

17. 解約および払戻金

第33条（解約）

保険契約者は、将来に向かって保険契約または付加している特約を解約することができます。ただし、年金の支払事由

(年金が支払われる場合に限りです。)が発生した後の保険契約の解約は取り扱いません。

第34条 (払戻金)

- 1 主契約の解約払戻金はありません。
- 2 主契約の責任準備金は、経過した年月数(経過した年月数が保険料を払い込んだ年月数をこえている場合は、保険料を払い込んだ年月数)により計算します。
- 3 付加している特約の払戻金は、特約ごとに特約の約款に定めるところによります。

第35条 (債権者等による解約の効力等)

- 1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約または付加している特約の解約(年金月額が減額される場合を含みます。以下、本条において同じ。)をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約または付加している特約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にいてつぎの各号のすべてを満たす年金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
- 3 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じたは前項の規定により効力が生じなくなるまでに、年金等の支払事由が生じた場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金を支払うべきときは、第4条(年金の支払)第1項および同条第3項の規定にかかわらず、年金の現価相当額を一時に支払うものとし、その支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その年金の受取人に支払います。
 - (2) 保険金を支払うべきときで、保険金を支払うことにより保険契約または付加している特約が消滅するときは、その支払うべき金額の限度で、前項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、その保険金の受取人に支払います。

18. 契約者配当金

第36条 (契約者配当金)

主契約および付加している特約には、契約者配当金はありません。

19. 特別条件

第37条 (特別条件)

主契約の申込の際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、つぎの各号の方法により、会社は、主契約の責任を負うことがあります。

- (1) 年金削減支払法
この方法による場合には、つぎのとおり取り扱います。
 - ① 契約日から起算する会社の定める年金削減期間中に被保険者が死亡または高度障害状態(別表10)に該当したときは、支払うべき年金月額につぎに定める割合を乗じて得た金額を年金月額として収入保障年金または高度障害年金を支払います。ただし、災害または感染症(別表12)によって被保険者が死亡または高度障害状態(別表10)に該当したときは、年金の削減はしません。

保険年度	年金削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
第1保険年度	50%	30%	25%	20%	15%
第2保険年度		60%	50%	40%	30%
第3保険年度			75%	60%	45%
第4保険年度				80%	60%
第5保険年度					80%

- (2) 第12条(会社の責任開始)第3項の規定により、責任開始日から契約日の前日までの間が保険期間等とみなされる場合、会社は、その責任開始日から契約日の前日までの間についても、①の第1保険年度とみなして取り扱います。
- (2) 特定高度障害状態不担保法
この方法による場合には、被保険者が眼球または眼球付属器に生じた疾病(感染症(別表12)を除きます。)を直接の原因として、高度障害状態(別表10)のうち「両眼の視力を全く永久に失ったもの」に該当したときでも、第4条(年金の支払)の規定は適用せず、高度障害年金は支払いません。

20. その他

第38条（契約年齢の計算）

- 1 契約年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
- 2 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第39条（契約年齢または性別の誤りの処理）

- 1 保険契約申込書（電磁的方法¹による場合を含みます。以下、本条において同じ。）に記載された被保険者の年齢に誤りのあった場合、実際の年齢が保険契約締結の当時、会社の定める範囲外であったときは、会社は、保険契約または付加している特約の取消を行うことができるものとし、その他のときは、会社の定める方法により実際の年齢にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行います。
- 2 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りのあった場合には、会社の定める方法により実際の性別にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行います。

第40条（喫煙状況の告知の誤りの処理）

主契約の保険料率が非喫煙者健康体料率または非喫煙者標準体料率の場合で、第28条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた被保険者の喫煙状況について告知の誤りがあったときには、会社の定める方法により実際の喫煙状況にもとづいて保険料の差額の精算等の取扱を行います。

第41条（時効）

年金等その他の保険契約にもとづく支払金の支払または保険料の払込の免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

第42条（管轄裁判所）

- 1 年金等の請求に関する訴訟については、会社の本店の所在地または年金等の受取人（年金等の受取人が2人以上いるときは、その代表者）の住所地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。
- 2 保険料の払込の免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。

備考

1. 電磁的方法

第12条（会社の責任開始）、第28条（告知義務）および第39条（契約年齢または性別の誤りの処理）に定める電磁的方法は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいいます。

第4編 特則（主契約の給付に関する規定）

21. 障害・介護保障特則

第43条（障害・介護保障特則）

- 1 障害・介護保障特則は、主契約の締結の際、保険契約者の申出を受け、会社が承諾した場合に適用します。
- 2 この特則を適用する場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第4条（年金の支払）第1項はつぎのとおり読み替えます。
 - 「1 主契約における年金、給付金の支払は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由（年金、給付金を支払わない場合をいいます。以下、同じ。）
(1) 収入保障年金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	次項に定める年金支払期間中の月ごとに年金月額	収入保障年金受取人	つぎのいずれかにより被保険者が死亡したとき ① 責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ② 保険契約者または収入保障年金受取人の故意
(2) 障害・介護年金	保険期間中につぎのaからcまでのいずれかに該当したとき a 被保険者が、責任開始時以後の疾病または傷害を原因として、高度障害状態（別表10）に該当したとき。この場合、責任開始時にすでにあった障害状態に責任開始時以後の疾病または傷害（責任開始時にすでにあった障害状態の原因となった疾病または傷害と因果関係のない疾病または傷害に限りま）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表10）に該当したときを含みます。 b つぎの①および②をともに満たしたとき ① 被保険者が、責任開始時以後の疾病または傷害を原因として、身体障害者福祉法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級の障害 ¹ に該当したこと（責任開始時以後の疾病または傷害を原因として、身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害（以下、「複数障害」といいます。）に重複して該当したことにより、その複数障害につき、同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級、2級、3級または4級の障害に該当した場合も含みます。） ② ①に定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級、3級または4級である身体障害者手帳の交付があったこと c 被保険者が、責任開始時以後の疾病または傷害を原因として、公的介護保険制度（別表47）による要介護認定を受け、要介護1以上（別表48）に該当していることと認定されたこと	次項に定める年金支払期間中の月ごとに年金月額	被保険者	つぎのaからcまでのいずれかに該当したとき a 保険契約者または被保険者の故意により左記aの支払事由に該当したとき b つぎのいずれかにより被保険者が左記b①に定める障害に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の薬物依存 ² c つぎのいずれかにより左記cの支払事由に該当したとき ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ② 被保険者の犯罪行為 ③ 被保険者の薬物依存 ²

備考

1. 責任開始時以後の疾病または傷害を原因とする障害

責任開始時前の疾病または傷害に責任開始時以後の疾病または傷害が加わったことにより被保険者が責任開始時以後の障害に該当している場合で、責任開始時以後の疾病または傷害がその責任開始時以後の障害に与える影響が軽微であるとき（その責任開始時以後の障害の重大性からみて、責任開始時以後の疾病または傷害のみでは、医学的にはその責任開始時以後の障害を生じさせるような原因には通常はならないと判断されるときをいいます。）は、責任開始時以後の疾病または傷害を原因とする障害として取り扱いません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
(3) 障害・介護一時給付金	<p>保険期間中につきの a または b のいずれかに該当したとき</p> <p>a つぎの①および②をともに満たしたとき</p> <p>① 被保険者が、責任開始時以後の疾病または傷害を原因として、身体障害者福祉法に定める障害の級別の5級または6級の障害¹に該当したこと（責任開始時以後の疾病または傷害を原因として、身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当したことにより、その複数障害につき、同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が5級または6級の障害に該当した場合も含まれます。）</p> <p>② ①に定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が5級または6級である身体障害者手帳の交付があったこと</p> <p>b 前号の支払事由に定める a から c までのいずれかに該当したとき</p>	<p>年金額 × 6</p>	被保険者	<p>つぎの a または b のいずれかに該当したとき</p> <p>a つぎのいずれかにより被保険者が左記 a ①に定める障害に該当したとき</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の犯罪行為</p> <p>③ 被保険者の薬物依存²</p> <p>b 前号の免責事由に定める a から c までのいずれかに該当したとき</p>

- 」
- (2) 被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が免責事由により障害・介護年金が支払われないこととなる障害（以下、本号において「免責となる障害」といいます。）であり、その複数障害が同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、保険期間中に障害の級別が1級、2級、3級または4級である身体障害者手帳の交付があった場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 免責となる障害以外の障害のいずれかが、同法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級の障害に該当する場合は、その障害については、第4条の規定を適用します。
- (イ) 免責となる障害以外のすべての障害が、同法に定める障害の級別の5級以下の障害に該当する場合は、会社は、障害・介護年金を支払いません。ただし、免責となる障害以外の障害が複数障害の場合で、その複数障害により同法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級相当の障害に該当すると認められるときは、その障害については第4条第1項第2号b①に定める障害に該当するものとみなして第4条の規定を適用します。
- (3) 被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が免責事由により障害・介護一時給付金が支払われないこととなる障害（以下、本号において「免責となる障害」といいます。）であり、その複数障害が同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、保険期間中に障害の級別が1級、2級、3級、4級、5級または6級である身体障害者手帳の交付があった場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 免責となる障害以外の障害のいずれかが、同法に定める障害の級別の1級、2級、3級、4級、5級または6級の障害に該当する場合は、その障害については、第4条の規定を適用します。
- (イ) 免責となる障害以外のすべての障害が、同法に定める障害の級別の7級の障害に該当する場合は、会社は、障害・介護一時給付金を支払いません。ただし、免責となる障害以外の障害が複数障害の場合で、その複数障害により同法に定める障害の級別の1級、2級、3級、4級、5級または6級相当の障害に該当すると認められるときは、その障害については第4条第1項第2号b①に定める障害または同項第3号a①に定める障害に該当するものとみなして第4条の規定を適用します。
- (4) 保険期間満了の日の翌日からその日を含めて3年以内に身体障害者福祉法にもとづく身体障害者手帳の交付があり、同法に定める障害の級別の1級、2級、3級、4級、5級または6級の障害について、保険期間中に固定または確定したと医師によって診断されたときは、保険期間満了の日にその身体障害者手帳の交付があったものとみなして第4条の規定を適用します。
- (5) 保険期間中に第4条第1項第2号cの事由に該当した場合、被保険者が受けた要介護認定の有効期間の初日に支払事由に該当したもとして、第4条の規定を適用します。また、保険期間の満了後に第4条第1項第2号cの事由に該当した場合でも、被保険者が受けた要介護認定の有効期間の初日が保険期間中にあるときは、その日に支払事由に該当したものとみなして第4条の規定を適用します。

備考

1. 責任開始時以後の疾病または傷害を原因とする障害

責任開始時前の疾病または傷害に責任開始時以後の疾病または傷害が加わったことにより被保険者が責任開始時以後の障害に該当している場合で、責任開始時以後の疾病または傷害がその責任開始時以後の障害に与える影響が軽微であるとき（その責任開始時以後の障害の重大性からみて、責任開始時以後の疾病または傷害のみでは、医学的にはその責任開始時以後の障害を生じさせるような原因には通常はならないと判断されるときをいいます。）は、責任開始時以後の疾病または傷害を原因とする障害として取り扱いません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

- (6) 主契約の保険期間を通じての障害・介護一時給付金の給付限度は、1回とします。
- (7) 第4条の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により障害・介護一時給付金の支払事由に該当した場合で、その原因により支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、障害・介護一時給付金を削減して支払うかまたは障害・介護一時給付金を支払わないことがあります。
- (8) 会社は、主契約の支払事由に関する規定にかかわる法令等の改正があり、その改正が主契約の支払事由に関する規定に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、主契約の支払事由に関する規定を変更することがあります。この場合、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 本号の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定めた日（以下、「契約条項変更日」といいます。）から将来に向かって支払事由に関する規定を変更します。
- (イ) 本号の規定により主契約の支払事由に関する規定を変更する場合には、契約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。
- (9) 第4条第7項中「高度障害状態（別表10）」とあるのは「障害・介護年金または障害・介護一時給付金を支払うべき事由」と読み替えます。
- (10) 第4条第8項、第9項および第10項中「高度障害年金」とあるのは「障害・介護年金」と読み替えます。
- (11) 第4条第13項中「高度障害年金」とあるのは「障害・介護年金または障害・介護一時給付金」と読み替えます。
- (12) 第6条（年金の受取人）第2項および第3項中「高度障害年金」とあるのは「障害・介護年金および障害・介護一時給付金」と読み替えます。
- (13) 第9条（後継年金受取人）中「高度障害年金」とあるのは「障害・介護年金」と読み替えます。
- (14) 被保険者が死亡した場合、障害・介護一時給付金については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの（ア）から（エ）までに定める1人の者が、被保険者の他の法定相続人を代理して請求するものとします（障害・介護一時給付金の受取人が法人である場合を除きます。）。ただし、障害・介護年金の請求があったとき（障害・介護年金が支払われる場合に限ります。）、障害・介護一時給付金についても請求があったものとして、会社は、障害・介護一時給付金をその年金の受取人に支払います。
- (ア) 収入保障年金受取人（法定相続人である収入保障年金受取人が複数の場合にはその協議により定めた者）
- (イ) 前（ア）に該当する者がいない場合
指定代理請求人（被保険者の死亡時において第19条（指定代理請求人による請求）第3項各号に定める範囲内であることを要します。）
- (ウ) 前（ア）（イ）に該当する者がいない場合
配偶者
- (エ) 前（ア）から（ウ）までに該当する者がいない場合
法定相続人の協議により定めた者
- (15) 前号の規定により、会社が障害・介護一時給付金を支払った場合には、その後重複して障害・介護一時給付金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (16) 故意に障害・介護一時給付金の支払事由を生じさせた者または故意に被保険者を死亡させた者は、第14号に定める障害・介護一時給付金の請求を行うことができません。
- (17) 第12条（会社の責任開始）第3項中「年金、保険金（以下、「年金等」といいます。）」とあるのは「年金、給付金、保険金（以下、「年金等」といいます。）」と読み替えます。
- (18) 第14条（保険料の払込）第7項の場合で、障害・介護一時給付金として支払うべき金額が同項の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、障害・介護一時給付金を支払いません。
- (19) 第17条（猶予期間中に保険事故が発生した場合）第1項の場合で、障害・介護一時給付金として支払うべき金額が同項の未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料をその猶予期間の満了する日までに払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、会社は、障害・介護一時給付金を支払いません。
- (20) 第18条（請求の手続き）第1項中「年金」とあるのは「年金、給付金」と読み替えます。
- (21) 第19条第2項はつぎのとおり読み替えます。
- 「2 前条（請求の手続き）第2項、同条第3項および第7条（請求による年金の現価相当額の一時的支払）第1項の規定にかかわらず、被保険者と年金等の受取人（保険料の払込の免除については、保険契約者。以下、本条において同じ。）が同一人である場合で、年金等の受取人が、つぎの各号に定める障害・介護年金等（以下、本条において「障害・介護年金等」といいます。）の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めるときその他の障害・介護年金等を請求できない特別な事情があると会社が認めるときは、保険契約者が指定した指定代理請求人が、年金等の受取人の代理人として障害・介護年金等の請求をすることができます。
- (1) 障害・介護年金（第7条に定める年金の現価相当額の一時的支払による場合を含みます。）
- (2) 障害・介護一時給付金
- (3) 第10条（保険料の払込の免除）に定める保険料の払込の免除（あわせて保険契約者に支払うべき支払金を含みます。）
- (4) 付加している特約の約款に定める指定代理請求人による請求の対象となる保険金等」
- (22) 第19条第3項第2号、第4項および第5項中「高度障害年金等」とあるのは「障害・介護年金等」と読み替えます。
- (23) 第30条（告知義務違反による解除ができない場合）第1項第5号はつぎのとおり読み替えます。
- 「(5) 保険契約が、責任開始日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により年金等の支払事由が生じているとき（第4条（年金の支払）第1項第2号bまたは同項第3号aについては、第4条第1項第2号b①に定める障害または同項第3号a①に定め

- る障害に該当している場合を含みます。)または保険料の払込の免除事由が生じているとき(責任開始時に原因が生じていたことにより、年金等の支払または保険料の払込の免除が行われない場合を含みます。)を除きます。」
- (24) 第37条(特別条件)第1号①中「高度障害状態(別表10)」とあるのは「障害・介護年金もしくは障害・介護一時給付金の支払事由」と、「収入保障年金または高度障害年金」とあるのは「収入保障年金、障害・介護年金または障害・介護一時給付金」と、「年金の削減」とあるのは「収入保障年金、障害・介護年金または障害・介護一時給付金の削減」と読み替えます。
- (25) 第37条第2号をつぎのとおり読み替えます。
- 「(2) 特定部位・傷病不担保法
- この方法による場合には、つぎのとおり取り扱います。
- ① 主契約を締結する際に会社が指定した部位に生じた疾病(感染症(別表12))を除きます。)または傷害(責任開始時に生じた傷害に限ります。以下、本号において同じ。)を直接の原因とする高度障害状態(別表10)、第4条(年金の支払)第1項第2号b①に定める障害または第3号a①に定める障害については、会社の定める不担保期間中は、第4条の規定は適用せず、障害・介護年金または障害・介護一時給付金を支払いません。
- ② 主契約を締結する際に会社が指定した疾病または傷害を直接の原因とする高度障害状態(別表10)、第4条第1項第2号b①に定める障害または第3号a①に定める障害については、会社の定める不担保期間中は、第4条の規定は適用せず、障害・介護年金または障害・介護一時給付金を支払いません。」
- (26) 被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が第37条第2号の特定部位・傷病不担保法の適用により障害・介護年金が支払われないこととなる障害(以下、本号において「不担保となる障害」といいます。)であり、その複数障害が同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、保険期間中に障害の級別が1級、2級、3級または4級である身体障害者手帳の交付があった場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 不担保となる障害以外の障害のいずれかが、同法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級の障害に該当する場合は、その障害については、第4条の規定を適用します。
- (イ) 不担保となる障害以外のすべての障害が、同法に定める障害の級別の5級以下の障害に該当する場合は、会社は、障害・介護年金を支払いません。ただし、不担保となる障害以外の障害が複数障害の場合で、その複数障害により同法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級相当の障害に該当すると認められるときは、その障害については第4条第1項第2号b①に定める障害に該当するものとみなして第4条の規定を適用します。
- (27) 被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が第37条第2号の特定部位・傷病不担保法の適用により障害・介護一時給付金が支払われないこととなる障害(以下、本号において「不担保となる障害」といいます。)であり、その複数障害が同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、保険期間中に障害の級別が1級、2級、3級、4級、5級または6級である身体障害者手帳の交付があった場合は、つぎのとおり取り扱います。
- (ア) 不担保となる障害以外の障害のいずれかが、同法に定める障害の級別の1級、2級、3級、4級、5級または6級の障害に該当する場合は、その障害については、第4条の規定を適用します。
- (イ) 不担保となる障害以外のすべての障害が、同法に定める障害の級別の7級の障害に該当する場合は、会社は、障害・介護一時給付金を支払いません。ただし、不担保となる障害以外の障害が複数障害の場合で、その複数障害により同法に定める障害の級別の1級、2級、3級、4級、5級または6級相当の障害に該当すると認められるときは、その障害については第4条第1項第2号b①に定める障害または同項第3号a①に定める障害に該当するものとみなして第4条の規定を適用します。
- (28) この特則だけの解約はできません。

第5編 特則(保険契約の取扱に関する規定)

22. 契約日に関する特則

第44条(契約日に関する特則)

保険契約の締結の際、保険契約者の申出を受け、会社が承諾した場合は、第12条(会社の責任開始)第2項の規定にかかわらず、責任開始日を契約日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。

リビング・ニース特約目次

1. この特約の給付に関する規定

- 第1条 リビング・ニース保険金の支払
- 第2条 戦争その他の変乱の場合の特例
- 第3条 リビング・ニース保険金の受取人

2. この特約の取扱に関する規定

- 第4条 特約の付加
- 第5条 指定代理請求人による請求
- 第6条 特約の払戻金
- 第7条 特約の消滅
- 第8条 主約款の規定の適用

3. 特則

- 第9条 主契約に特別条件が適用された場合の取扱
- 第10条 主契約が収入保障保険契約の場合の取扱
- 第11条 主契約が引受緩和型収入保障保険契約の場合の取扱（※）
- 第12条 主契約が変額保険契約の場合の取扱（※）

※主契約の保険種類または契約日によって、適用されることのない条文であることから記載を省略しております。

リビング・ニース特約

1. この特約の給付に関する規定

第1条（リビング・ニース保険金の支払）

- 1 この特約におけるリビング・ニース保険金の支払は、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由（リビング・ニース保険金を支払わない場合）
リビング・ニース保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき	主契約の死亡保険金額のうちリビング・ニース保険金の受取人がリビング・ニース保険金の請求の際に指定した金額（以下、「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める計算方法により計算した、第3項に定めるリビング・ニース保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する金額を差し引いた金額	被保険者	保険契約者または被保険者の故意により支払事由に該当したとき

- 2 前項の規定にかかわらず、主約款の請求の手続きに関する規定に定める必要書類（必要事項が完備されていることを要します。）が会社に到達しないかぎり、会社は、リビング・ニース保険金を支払いません。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前項の必要書類が会社に到達した日（以下、「リビング・ニース保険金の請求日」といいます。）が主契約の保険期間の満了（主約款の主契約の更新に関する規定により主契約が更新される場合を除きます。）前1年以内である場合には、会社は、リビング・ニース保険金を支払いません。
- 4 第1項の指定保険金額の指定については、会社の定める範囲内で取り扱います。
- 5 前項に定めるほか、この特約と被保険者が同一である他の保険契約（以下、「他契約」といいます。）にリビング・ニース特約が付加されている場合には、つぎに定めるところによります。
- (1) この特約のリビング・ニース保険金の請求日が他契約のリビング・ニース保険金の請求日より前である場合
リビング・ニース保険金の受取人（指定代理請求人による請求の場合は指定代理請求人とします。以下、本項において同じ。）が指定した保険金額を指定保険金額とします。
- (2) この特約のリビング・ニース保険金の請求日が他契約のリビング・ニース保険金の請求日と同一である場合
リビング・ニース保険金の受取人が指定した保険金額にかかわらず、つぎの金額を指定保険金額とします。ただし、この特約およびリビング・ニース保険金の請求日を同一とする他契約のリビング・ニース保険金の受取人が指定した保険金額の合計額が会社の定める金額をこえない場合には、リビング・ニース保険金の受取人が指定した保険金額を指定保険金額とします。

$$\text{会社の定める金額} \times \frac{\text{リビング・ニース保険金の受取人が指定した保険金額}}{\text{この特約およびリビング・ニース保険金の請求日と同一とする他契約のリビング・ニース保険金の受取人が指定した保険金額の合計額}}$$

- (3) この特約のリビング・ニース保険金の請求日他契約のリビング・ニース保険金の請求日より後である場合
会社の定める金額から、リビング・ニース保険金の請求日が前の他契約の特約の指定保険金額を差し引いた金額を、指定保険金額の上限とします。

- 6 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、リビング・ニース保険金が支払われた場合には、主契約は、リビング・ニース保険金の請求日に消滅したものとします。
- 7 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニース保険金が支払われた場合には、主契約の保険金額は、指定保険金額分だけリビング・ニース保険金の請求日に減額されたものとします。
- 8 リビング・ニース保険金を支払う前に、主契約の保険金の請求を受け、主契約の保険金が支払われるときは、会社は、リビング・ニース保険金を支払いません。
- 9 主契約の保険金が支払われた場合には、その支払後にリビング・ニース保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- 10 リビング・ニース保険金が支払われた後に、主契約の保険金の請求を受けたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第6項の規定が適用される場合
会社は、主契約の保険金を支払いません。
 - (2) 第7項の規定が適用される場合
主契約の保険金が支払われるときは、会社は、リビング・ニース保険金の支払による減額後の保険金額にもとづき支払います。
- 11 主契約が年払契約の場合で、すでに払い込まれた保険料に対応する主約款に定める保険料期間中に、第6項の規定により主契約が消滅するときまたは第7項の規定により主契約の保険金額が減額される場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 第1項および第9条（主契約に特別条件が適用された場合の取扱）の規定における、リビング・ニース保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する保険料に相当する金額については、すでに払い込まれた保険料に相当する金額を除いた金額とします。
 - (2) 主約款の保険料の払込に関する規定中すでに払い込まれた保険料に対応する保険料期間中に保険料の全部または一部の払込を要しなくなった場合の取扱に関する規定の適用にあたって、リビング・ニース保険金の請求日（リビング・ニース保険金の請求日が責任開始日から契約日の前日までの間にある場合は、契約日）の6か月後の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日）を当該規定中の保険料の全部または一部の払込を要しなくなった事由の生じた日として取り扱います。

第2条（戦争その他の変乱の場合の特例）

前条（リビング・ニース保険金の支払）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱によりリビング・ニース保険金の支払事由に該当した場合で、その原因により支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約が付加された保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、リビング・ニース保険金を削減して支払うことがあります。この場合、削減して支払う金額は、指定保険金額分に対応する責任準備金の金額を下回ることはありません。

第3条（リビング・ニース保険金の受取人）

- 1 保険契約者が法人で、かつ、保険契約者が主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）の場合には、第1条（リビング・ニース保険金の支払）第1項の規定にかかわらず、保険契約者をリビング・ニース保険金の受取人とします。
- 2 リビング・ニース保険金の受取人は、被保険者（前項の規定が適用される場合には、保険契約者）以外の者に変更することはできません。

2. この特約の取扱に関する規定

第4条（特約の付加）

- 1 この特約は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出を受け、会社が承諾した場合に、主契約に付加します。
- 2 主約款の主契約の更新に関する規定により主契約が更新される場合、主契約に付加されているこの特約は、引き続き、更新後の主契約に付加されます。

第5条（指定代理請求人による請求）

この特約のリビング・ニース保険金は、主約款に定める指定代理請求人による請求の対象とします。

第6条（特約の払戻金）

この特約の解約払戻金および責任準備金はありません。

第7条（特約の消滅）

つぎの各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 主契約が消滅したこと
- (2) リビング・ニース保険金を支払ったこと

第8条（主約款の規定の適用）

この特約とくく規定のない事項については、主約款の規定（主契約の給付に関する規定は含まれません。）によるものとします。

3. 特則

第9条（主契約に特別条件が適用された場合の取扱）

主約款に定める特別条件の保険金削減支払法が適用されている主契約の場合で、保険金削減期間中にリビング・ニース保険金の請求があったときには、会社は、指定保険金額にリビング・ニース保険金の請求日における主約款の特別条件に関する規定に定める割合を乗じて得た金額から、会社の定める計算方法により計算した、リビング・ニース保険金の請求

日から6か月間の、この金額に対応する利息に相当する金額および指定保険金額に対応する保険料に相当する金額を差し引いた金額を支払います。ただし、災害または主約款の別表に定める感染症によって被保険者が第1条（リビング・ニーズ保険金の支払）第1項の支払事由に該当したときは、本条の規定は適用しません。

第10条（主契約が収入保障保険契約の場合の取扱）

この特約を収入保障保険契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条（リビング・ニーズ保険金の支払）第1項中「死亡保険金額」とあるのは「収入保障年金の現価相当額（第3項に定めるリビング・ニーズ保険金の請求日（その請求日が責任開始日から契約日の前日までの間にある場合は、契約日の6か月後の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日）における現価相当額とします。以下、同じ。））」と読み替えます。
- (2) 第1条第6項中「死亡保険金額」とあるのは「収入保障年金の現価相当額」と読み替えます。
- (3) 第1条第7項はつぎのとおり読み替えます。

「7 主契約の収入保障年金の現価相当額の一部が指定保険金額として指定され、リビング・ニーズ保険金が支払われた場合には、主契約の年金月額、指定保険金額に対応する年金月額分だけリビング・ニーズ保険金の請求日に減額されたものとします。」
- (4) リビング・ニーズ保険金を支払う前に、主契約の年金の請求を受け、主契約の年金が支払われるときは、会社は、リビング・ニーズ保険金を支払いません。
- (5) 主契約の第1回の年金が支払われた場合（主契約の年金の現価相当額の全部または一部が一時に支払われた場合を含みます。）には、その支払後にリビング・ニーズ保険金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。
- (6) 第1条第10項はつぎのとおり読み替えます。

「10 リビング・ニーズ保険金が支払われた後に、主契約の年金の請求を受けたときは、つぎの各号のとおり取り扱います。

 - (1) 第6項の規定が適用される場合
会社は、主契約の年金を支払いません。
 - (2) 第7項の規定が適用される場合
主契約の年金が支払われるときは、会社は、リビング・ニーズ保険金の支払による減額後の年金月額にもとづき支払います。この場合、主契約の年金月額（主契約の年金の受取人が2人以上いるときは、それぞれの受取人に対応する年金月額）が会社の定める金額に満たないときは、会社は、主契約の年金の現価相当額を一時に支払います。」
- (7) 第1条第11項中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の年金月額」と読み替えます。
- (8) 前条（主契約に特別条件が適用された場合の取扱）中「保険金削減支払法」とあるのは「年金削減支払法」と、「保険金削減期間中」とあるのは「年金削減期間中」と読み替えます。

第11条（主契約が引受緩和型収入保障保険契約の場合の取扱）

（記載省略）

第12条（主契約が変額保険契約の場合の取扱）

（記載省略）

保険料払込免除特約目次

1. 保険料の払込の免除に関する規定

- 第1条 疾病の定義
- 第2条 特定疾病の型
- 第3条 障害・介護の型
- 第4条 保険料の払込の免除
- 第5条 戦争その他の変乱の場合の特例
- 第6条 法令等の改正に伴う保険料の払込の免除事由に関する規定の変更

2. この特約の取扱に関する規定

- 第7条 特約の付加
- 第8条 保険料率
- 第9条 特約の請求の手続き
- 第10条 指定代理請求人による請求
- 第11条 特約の解約
- 第12条 特約の解約払戻金
- 第13条 特約の消滅
- 第14条 告知義務違反による解除ができない場合の取扱
- 第15条 特別条件
- 第16条 各特約の取扱
- 第17条 主約款の規定の適用

3. 特則

- 第18条 主契約が収入保障保険契約の場合の取扱
- 第19条 主契約が変額保険契約の場合の取扱（※）
- 第20条 主契約に特定自費診療特約が付加されている場合の取扱（※）

※主契約の保険種類または契約日によって、適用されることのない条文であることから記載を省略しております。

保険料払込免除特約

1. 保険料の払込の免除に関する規定

第1条（疾病の定義）

この特約において「がん」、「心疾患」、「急性心筋梗塞」、「脳血管疾患」、「脳卒中」、「肝硬変」、「慢性肝炎」、「慢性腎不全」、「糖尿病」、「糖尿病性網膜症」、「糖尿病性壊疽」、「高血圧性疾患」、「大動脈瘤等」および「四肢の動脈閉塞症」とは、別表30に定めるがん、心疾患、急性心筋梗塞、脳血管疾患、脳卒中、肝硬変、慢性肝炎、慢性腎不全、糖尿病、糖尿病性網膜症、糖尿病性壊疽、高血圧性疾患、大動脈瘤等および四肢の動脈閉塞症をいいます。

第2条（特定疾病の型）

- 1 保険契約者は、この特約を主契約に付加する際、特定疾病の型について、つぎのいずれかを指定するものとします。

特定疾病の型	保障範囲（第4条（保険料の払込の免除）第1項に定める疾病等の種類のうち、以下に定めるものとします。）
3大疾病Ⅰ型	(1) がん (2) 心疾患 (3) 脳血管疾患
3大疾病Ⅱ型	
3大疾病Ⅲ型	
特定8疾病・臓器移植Ⅰ型	(1) がん (2) 心疾患 (3) 脳血管疾患 (4) 肝硬変 (5) 慢性肝炎 (6) 慢性腎不全 (7) 糖尿病 (8) 高血圧性疾患に関連する動脈疾患 (9) 臓器移植
特定8疾病・臓器移植Ⅱ型	
特定8疾病・臓器移植Ⅲ型	

- 2 前項により指定された特定疾病の型の変更は取り扱いません。

第3条（障害・介護の型）

- 1 保険契約者は、この特約を主契約に付加する際、障害・介護の型について、「障害・介護保障あり型」または「障害・介護保障なし型」のいずれかを指定するものとします。
- 2 前項により指定された障害・介護の型の変更は取り扱いません。

第4条（保険料の払込の免除）

- 1 被保険者がつぎの各号に定める保険料の払込の免除事由のうち、特定疾病の型に応じた疾病等の種類による保険料の払込の免除事由のいずれかに該当したときは、会社は、その直後に到来する主約款の保険料の払込に関する規定に定める保険料期間（以下、「保険料期間」といいます。）以降の主契約および主契約に付加された特約（以下、「各特約」といいます。）の保険料の払込を免除します。

疾病等の種類	保険料の払込の免除事由								
(1) がん	責任開始時前にかんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、この特約の保険期間中に、責任開始時以後に初めてかんと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）による診断確定については、病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。）								
(2) 心疾患	<p>被保険者がこの特約の保険期間中につぎの①から③までのいずれかに該当したとき</p> <p>① つぎの（ア）および（イ）をともに満たす入院（別表31）をしたとき （ア）責任開始時以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞を直接の原因とする入院であること （イ）その急性心筋梗塞の治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数が1日¹以上であること</p> <p>② つぎの（ア）および（イ）をともに満たす入院（別表31）をしたとき （ア）責任開始時以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞以外の心疾患を直接の原因とする入院であること （イ）その急性心筋梗塞以外の心疾患の治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数がつぎの日数以上であること</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特定疾病の型</th> <th style="text-align: center;">入院日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3大疾病Ⅰ型または特定8疾病・臓器移植Ⅰ型</td> <td style="text-align: center;">継続して20日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3大疾病Ⅱ型または特定8疾病・臓器移植Ⅱ型</td> <td style="text-align: center;">継続して5日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3大疾病Ⅲ型または特定8疾病・臓器移植Ⅲ型</td> <td style="text-align: center;">1日¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 責任開始時以後の疾病を原因として発病した心疾患の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表32）において手術（別表54）を受けたとき</p>	特定疾病の型	入院日数	3大疾病Ⅰ型または特定8疾病・臓器移植Ⅰ型	継続して20日	3大疾病Ⅱ型または特定8疾病・臓器移植Ⅱ型	継続して5日	3大疾病Ⅲ型または特定8疾病・臓器移植Ⅲ型	1日 ¹
特定疾病の型	入院日数								
3大疾病Ⅰ型または特定8疾病・臓器移植Ⅰ型	継続して20日								
3大疾病Ⅱ型または特定8疾病・臓器移植Ⅱ型	継続して5日								
3大疾病Ⅲ型または特定8疾病・臓器移植Ⅲ型	1日 ¹								
(3) 脳血管疾患	<p>被保険者がこの特約の保険期間中につぎの①から③までのいずれかに該当したとき</p> <p>① つぎの（ア）および（イ）をともに満たす入院（別表31）をしたとき （ア）責任開始時以後の疾病を原因として発病した脳卒中を直接の原因とする入院であること （イ）その脳卒中の治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数が1日¹以上であること</p> <p>② つぎの（ア）および（イ）をともに満たす入院（別表31）をしたとき （ア）責任開始時以後の疾病を原因として発病した脳卒中以外の脳血管疾患を直接の原因とする入院であること （イ）その脳卒中以外の脳血管疾患の治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院であり、かつ、入院日数がつぎの日数以上であること</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">特定疾病の型</th> <th style="text-align: center;">入院日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">3大疾病Ⅰ型または特定8疾病・臓器移植Ⅰ型</td> <td style="text-align: center;">継続して20日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3大疾病Ⅱ型または特定8疾病・臓器移植Ⅱ型</td> <td style="text-align: center;">継続して5日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3大疾病Ⅲ型または特定8疾病・臓器移植Ⅲ型</td> <td style="text-align: center;">1日¹</td> </tr> </tbody> </table> <p>③ 責任開始時以後の疾病を原因として発病した脳血管疾患の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表32）において手術（別表54）を受けたとき</p>	特定疾病の型	入院日数	3大疾病Ⅰ型または特定8疾病・臓器移植Ⅰ型	継続して20日	3大疾病Ⅱ型または特定8疾病・臓器移植Ⅱ型	継続して5日	3大疾病Ⅲ型または特定8疾病・臓器移植Ⅲ型	1日 ¹
特定疾病の型	入院日数								
3大疾病Ⅰ型または特定8疾病・臓器移植Ⅰ型	継続して20日								
3大疾病Ⅱ型または特定8疾病・臓器移植Ⅱ型	継続して5日								
3大疾病Ⅲ型または特定8疾病・臓器移植Ⅲ型	1日 ¹								

備考

1. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

疾病等の種類	保険料の払込の免除事由
(4) 肝硬変	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始時以後の疾病を原因として、肝硬変に罹患したと医師によって別表34に定める診断をされ、かつ、つぎの①および②をとともに満たす入院（別表31）または通院（別表31）（往診や訪問診療等、医師が治療のために被保険者の自宅等を訪問したときを含みます。以下、同じ。）をしたとき</p> <p>① その肝硬変を直接の原因とする入院または通院であること</p> <p>② その肝硬変の治療を目的とした、病院または診療所（別表16）への入院または通院であり、かつ、入院日数または通院日数が1日¹以上であること</p>
(5) 慢性膵炎	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始時以後の疾病を原因として、慢性膵炎に罹患したと医師によって診断され、その慢性膵炎の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表32）において手術（別表54）を受けたとき</p>
(6) 慢性腎不全	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始時以後の疾病を原因として、慢性腎不全に罹患したと医師によって診断され、その慢性腎不全の治療を直接の目的として、永続的な人工透析療法（別表54）を開始したとき</p>
(7) 糖尿病	<p>被保険者がこの特約の保険期間中につぎの①または②のいずれかに該当したとき</p> <p>① 責任開始時以後の疾病を原因として、糖尿病に罹患したと医師によって診断され、その糖尿病の治療を直接の目的として、医師の指示によるインスリン治療（妊娠・分娩にかかわるインスリン治療は除きます。）を、その開始日からその日を含めて180日以上継続して受けたとき</p> <p>② 責任開始時以後の疾病を原因として、糖尿病を発病し、つぎのいずれかに該当したとき</p> <p>（ア）糖尿病性網膜症の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表32）において手術（別表54）を受けたとき</p> <p>（イ）上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表32）において切断術（別表54）を受けたとき</p>
(8) 高血圧性疾患に関連する動脈疾患	<p>被保険者がこの特約の保険期間中に、責任開始時以後の疾病を原因として、高血圧性疾患を発病し、つぎの①から③までのいずれかに該当したとき</p> <p>① 大動脈瘤等の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表32）において手術（別表54）を受けたとき</p> <p>② 大動脈瘤等が破裂したと医師によって診断されたとき</p> <p>③ 四肢の動脈閉塞症に罹患したと医師によって診断され、その四肢の動脈閉塞症の治療を直接の目的として、病院または診療所（別表32）において血行再建手術（別表54）を受けたとき</p>
(9) 臓器移植	<p>被保険者がこの特約の保険期間中につぎの①から③までのすべてを満たす移植術（別表35）を受けたとき</p> <p>① 責任開始時以後の疾病を原因とする心臓、肺、肝臓、腎臓、膵臓または小腸のいずれかの臓器についての移植術であること（被保険者が受容者の場合に限りません。）</p> <p>② 治療を直接の目的とした、病院または診療所（別表32）における移植術であること。ただし、日本国外にある医療施設で移植術を受けた場合は、つぎのいずれにも該当する移植術であることを要します。</p> <p>（ア）病院または診療所（別表32）（日本国内にある病院または診療所に限りません。）において医師が被保険者に対して必要と診断した移植術であること</p> <p>（イ）（ア）の医師により紹介された医療施設において受けた移植術であること</p> <p>③ 臓器売買等の行為（別表36）に該当しない移植術であること</p>

備考

1. 入院日数が1日

「入院日数が1日」とは、入院日と退院日が同一の日である場合をいい、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

2 障害・介護の型が「障害・介護保障あり型」の場合は、前項のほか、被保険者がつぎに定める保険料の払込の免除事由に該当したときは、会社は、その直後に到来する保険料期間以降の主契約および各特約の保険料の払込を免除します。

保険料の払込の免除事由	免責事由（保険料の払込を免除しない場合をいいます。以下、同じ。）
<p>この特約の保険期間中につぎのいずれかに該当したとき</p> <p>(1) つぎの①および②をともに満たしたとき</p> <p>① 被保険者が、責任開始時以後の疾病または傷害を原因として、身体障害者福祉法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級の障害¹に該当したこと（責任開始時以後の疾病または傷害を原因として、身体障害者福祉法に定める2つ以上の障害（以下、「複数障害」といいます。）に重複して該当したことにより、その複数障害につき、同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定され、その複数障害が1級、2級、3級または4級の障害に該当した場合も含まれます。）</p> <p>② ①に定める障害に対して、同法にもとづき、障害の級別が1級、2級、3級または4級である身体障害者手帳の交付があったこと</p> <p>(2) 被保険者が、責任開始時以後の疾病または傷害を原因として、公的介護保険制度（別表47）による要介護認定を受け、要介護1以上（別表48）に該当していると認定されたこと</p>	<p>つぎのいずれかにより被保険者が左記(1)①に定める障害または左記(2)の保険料の払込の免除事由に該当したとき</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者の犯罪行為</p> <p>③ 被保険者の薬物依存²</p>

3 被保険者が責任開始時前にがんと医師によって診断確定されており、保険契約者および被保険者が、この特約を主契約に付加する際に、その事実を知らなかったときは、保険料の払込の免除事由（主約款に定める保険料の払込の免除事由を含みます。）に該当していない場合に限り、責任開始日からその日を含めて180日以内に保険契約者がこの特約の解除を申し出ることにより、会社は、つぎの第1号に定める金額から第2号に定める金額を差し引いた金額を保険契約者に払い戻します。

- (1) すでに払い込まれた保険料の金額
- (2) すでに払い込まれた保険料について、この特約を付加しなかった場合の保険料率を適用して計算した金額

4 第1項第1号の規定にかかわらず、責任開始時前にがんと医師によって診断確定されたことのない被保険者が、責任開始時以後、責任開始日からその日を含めて90日（以下、本項および次項において「90日」といいます。）以内にがんを医師によって診断確定された場合（90日以内に診断確定されたがんの90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）には、保険料の払込の免除は行いません。

5 前項の場合で、90日経過後に医師によって病理組織学的所見（生検）により再度がんを診断確定され、そのがんが90日以内に診断確定されたがんの再発・転移等と認められないときは、第1項第1号に定める責任開始時以後に初めてがんを医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたときに該当するものとみなして取り扱います。

6 被保険者が責任開始時前に生じた疾病を原因として、責任開始時以後に第1項第2号から第9号まで、または第2項に定める保険料の払込を免除すべき事由に該当した場合でも、つぎの各号のいずれかに該当するときは、責任開始時以後の原因によるものとみなして本条の規定を適用します。

- (1) 保険契約の締結の際にその疾病の告知があった場合
- (2) その疾病に関して、責任開始時に、被保険者が医師の診察、検査、治療、投薬その他の診療を受けたことがなく、かつ、検査（人間ドック、健康診断を含みます。）の結果で異常指摘を受けたことがない場合。ただし、その疾病による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

備考

1. 責任開始時以後の疾病または傷害を原因とする障害

責任開始時前の疾病または傷害に責任開始時以後の疾病または傷害が加わったことにより被保険者が責任開始時以後の障害に該当している場合で、責任開始時以後の疾病または傷害がその責任開始時以後の障害に与える影響が軽微であるとき（その責任開始時以後の障害の重大性からみて、責任開始時以後の疾病または傷害のみでは、医学的にはその責任開始時以後の障害を生じさせるような原因には通常はならないと判断されるときをいいます。）は、責任開始時以後の疾病または傷害を原因とする障害として取り扱いません。

2. 薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

- 7 特定疾病の型が「3大疾病Ⅰ型」、「3大疾病Ⅱ型」、「特定8疾病・臓器移植Ⅰ型」または「特定8疾病・臓器移植Ⅱ型」の場合で、被保険者が、急性心筋梗塞以外の心疾患または脳卒中以外の脳血管疾患を直接の原因として、第1項第2号②または第3号②に定める入院日数がつぎの日数以上である入院をしたことにより、保険料の払込が免除されたときは、入院日数が当該日数に達した日に保険料の払込の免除事由に該当したものとします。

特定疾病の型	入院日数
3大疾病Ⅰ型または特定8疾病・臓器移植Ⅰ型	継続して20日
3大疾病Ⅱ型または特定8疾病・臓器移植Ⅱ型	継続して5日

- 8 特定疾病の型が「3大疾病Ⅰ型」、「3大疾病Ⅱ型」、「特定8疾病・臓器移植Ⅰ型」または「特定8疾病・臓器移植Ⅱ型」の場合で、被保険者が、急性心筋梗塞以外の心疾患または脳卒中以外の脳血管疾患を直接の原因として入院をし、その入院日数がつぎの日数に満たないときで、最初の入院の退院日の翌日からその日を含めて30日以内に、同一の心疾患または脳血管疾患¹により転入院または再入院をしたときは、継続した1回の入院とみなして本条の規定を適用します。

特定疾病の型	入院日数
3大疾病Ⅰ型または特定8疾病・臓器移植Ⅰ型	継続して20日
3大疾病Ⅱ型または特定8疾病・臓器移植Ⅱ型	継続して5日

- 9 急性心筋梗塞以外の心疾患を直接の原因とする入院中に、被保険者が疾病（急性心筋梗塞以外の心疾患を除きます。）または傷害を併発したときは、その心疾患の治療が終了した日を退院日とみなして、前項の規定を適用します。
- 10 脳卒中以外の脳血管疾患を直接の原因とする入院中に、被保険者が疾病（脳卒中以外の脳血管疾患を除きます。）または傷害を併発したときは、その脳血管疾患の治療が終了した日を退院日とみなして、第8項の規定を適用します。
- 11 疾病（心疾患を除きます。）または傷害を直接の原因とする入院中に、被保険者が心疾患を併発したときは、その心疾患の治療を開始した日から終了した日までの入院について、心疾患を直接の原因とする入院をしたものとみなして取り扱います。
- 12 疾病（脳血管疾患を除きます。）または傷害を直接の原因とする入院中に、被保険者が脳血管疾患を併発したときは、その脳血管疾患の治療を開始した日から終了した日までの入院について、脳血管疾患を直接の原因とする入院をしたものとみなして取り扱います。
- 13 疾病（肝硬変を除きます。）または傷害を直接の原因とする入院中に、被保険者が肝硬変を併発したときは、その肝硬変の治療を開始した日に肝硬変を直接の原因とする入院を開始したものとみなして取り扱います。
- 14 被保険者が、糖尿病の治療を直接の目的として、第1項第7号①に定めるインスリン治療を180日以上継続して受けたことにより、保険料の払込が免除されたときは、治療日数が継続して180日に達した日に保険料の払込の免除事由に該当したものとします。
- 15 被保険者が第1項に定める、1つの手術、切断術または移植術を2日以上にわたって受けたときは、その手術、切断術または移植術の開始日をその手術、切断術または移植術を受けた日とみなして取り扱います。
- 16 被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が免責事由により保険料の払込の免除がされないこととなる障害（以下、本項において「免責となる障害」といいます。）であり、その複数障害が同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、この特約の保険期間中に障害の級別が1級、2級、3級または4級である身体障害者手帳の交付があった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
- (1) 免責となる障害以外の障害のいずれかが、同法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級の障害に該当する場合は、その障害については、本条の規定を適用します。
- (2) 免責となる障害以外のすべての障害が、同法に定める障害の級別の5級以下の障害に該当する場合は、会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、免責となる障害以外の障害が複数障害の場合で、その複数障害により同法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級相当の障害に該当すると認められるときは、その障害については第2項第1号①に定める障害に該当するものとみなして本条の規定を適用します。
- 17 この特約の保険期間中に第2項第2号の事由に該当した場合、被保険者が受けた要介護認定の有効期間の初日に保険料の払込の免除事由に該当したものととして、本条の規定を適用します。また、この特約の保険期間の満了後に第2項第2号の事由に該当した場合でも、被保険者が受けた要介護認定の有効期間の初日がこの特約の保険期間中にあるときは、その日に保険料の払込の免除事由に該当したものとみなして本条の規定を適用します。
- 18 第1項から前項までの規定により保険料の払込が免除された場合には、保険料は、以後主約款の保険料の払込に関する規定に定めるそれぞれの契約応当日ごとに払込があったものとして取り扱います。
- 19 保険料の払込が免除された保険契約については、保険料の払込の免除事由発生時以後、主約款に定める保険料払込方法（回数）の変更に関する規定および給付日額等の減額に関する規定は適用しません。

第5条（戦争その他の変乱の場合の特例）

前条（保険料の払込の免除）の規定にかかわらず、被保険者が戦争その他の変乱により前条第2項に定める保険料の払

備考

1. 同一の心疾患または脳血管疾患

「同一の心疾患または脳血管疾患」とは、医学上重要な関係にある一連の心疾患または脳血管疾患をいい、会社が認めたときは、病名を異にする場合でもこれを同一の心疾患または脳血管疾患として取り扱います。たとえば、心筋症とその心筋症から移行した心不全等をいいます。

込の免除事由に該当した場合で、その原因により前条第2項に定める保険料の払込の免除事由に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、保険料の一部または全部についてその払込を免除しないことがあります。

第6条（法令等の改正に伴う保険料の払込の免除事由に関する規定の変更）

- 1 会社は、この特約の保険料の払込の免除事由に関する規定にかかわる法令等の改正があり、その改正がこの特約の保険料の払込の免除事由に関する規定に影響を及ぼすと認められた場合には、主務官庁の認可を得て、この特約の保険料の払込の免除事由に関する規定を変更することがあります。
- 2 会社は、前項の変更を行うときは、主務官庁の認可を得て定められた日（以下、「契約条項変更日」といいます。）から将来に向かって保険料の払込の免除事由に関する規定を変更します。
- 3 本条の規定によりこの特約の保険料の払込の免除事由に関する規定を変更する場合には、契約条項変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

2. この特約の取扱に関する規定

第7条（特約の付加）

- 1 この特約は、被保険者の同意を得て、保険契約者の申出を受け、会社が承諾した場合に、主契約に付加します。この場合、各特約についても、この特約を適用します。
- 2 この特約の保険期間は、主契約の保険料払込期間と同一とします。

第8条（保険料率）

この特約を付加した場合、主契約および各特約には、この特約を付加した場合の保険料率を適用します。

第9条（特約の請求の手続き）

主契約が特定疾病一時給付保険の場合または主契約に特定疾病一時給付特約もしくはがん一時給付特約が付加されている場合で、第4条（保険料の払込の免除）第1項に定める保険料の払込の免除事由に該当し、かつ、特定疾病一時給付金またはがん一時給付金の請求があったとき（その給付金の請求の原因となった事実によって第4条第1項に定める保険料の払込の免除事由に該当するときに限ります。）は、主約款に定める請求の手続きに関する規定にかかわらず、保険契約者からこの特約の保険料の払込の免除について請求があったものとして取り扱います。

第10条（指定代理請求人による請求）

この特約の保険料の払込の免除（あわせて保険契約者に支払うべき支払金を含みます。）は、主約款に定める指定代理請求人による請求の対象とします。ただし、保険契約者と被保険者が同一人である場合に限り、

第11条（特約の解約）

保険契約者は、保険料の払込の免除事由（主約款に定める保険料の払込の免除事由を含みます。）発生前に限り、将来に向かってこの特約を解約することができます。

第12条（特約の解約払戻金）

この特約の解約払戻金はありません。

第13条（特約の消滅）

主契約が消滅したときは、この特約は消滅します。

第14条（告知義務違反による解除ができない場合の取扱）

この特約が責任開始日からその日を含めて2年をこえて有効に継続したことにより主約款に定めるこの特約を解除できない場合に該当するときであっても、被保険者が、責任開始日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により第4条（保険料の払込の免除）第2項第1号①に定める障害に該当している場合（責任開始時前の疾病または傷害を原因とする場合を含みます。）は、会社は、この特約を解除することができます。

第15条（特別条件）

- 1 この特約を主契約に付加する際、被保険者となるべき者の健康状態その他が会社の定める基準に適合しない場合であっても、その適合しない内容および程度に応じて、特定部位・傷病不担保法により、会社は、この特約の責任を負うことがあります。この場合、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) この特約を主契約に付加する際に会社が指定した部位に生じた疾病（感染症（別表12）を除きます。）または傷害（責任開始時前に生じた傷害に限り、以下、本項において同じ。）を直接の原因とする第4条（保険料の払込の免除）第2項第1号①に定める障害については、会社の定める不担保期間中は、第4条の規定は適用せず、保険料の払込を免除しません。
 - (2) この特約を主契約に付加する際に会社が指定した疾病または傷害を直接の原因とする第4条第2項第1号①に定める障害については、会社の定める不担保期間中は、第4条の規定は適用せず、保険料の払込を免除しません。
- 2 被保険者が身体障害者福祉法に定める複数障害に重複して該当し、その複数障害のうちの一部が前項の特定部位・傷病不担保法の適用により保険料の払込の免除がされないこととなる障害（以下、本項において「不担保となる障害」といいます。）であり、その複数障害が同法にもとづき各々の障害の該当する級別以上の級別に認定されたことにより、この特約の保険期間中に障害の級別が1級、2級、3級または4級である身体障害者手帳の交付があった場合は、つぎの各号のとおり取り扱います。
 - (1) 不担保となる障害以外の障害のいずれかが、同法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級の障害に該当する場合は、その障害については、第4条の規定を適用します。
 - (2) 不担保となる障害以外のすべての障害が、同法に定める障害の級別の5級以下の障害に該当する場合は、会社は、保険料の払込を免除しません。ただし、不担保となる障害以外の障害が複数障害の場合で、その複数障害により同法に定める障害の級別の1級、2級、3級または4級相当の障害に該当すると認められるときは、その障害については第4条

第2項第1号①に定める障害に該当するものとみなして第4条の規定を適用します。

第16条（各特約の取扱）

各特約の約款に定める特約の保険料の払込の免除に関する規定中「主約款の規定により主契約の保険料の払込が免除されたとき」とあるのは、「主約款または保険料払込免除特約の規定により主契約の保険料の払込が免除されたとき」と読み替えます。

第17条（主約款の規定の適用）

この特約にとくに規定のない事項については、主約款の規定（主契約の給付に関する規定は含まれません。）によるものとします。

3. 特則

第18条（主契約が収入保障保険契約の場合の取扱）

この特約を収入保障保険契約に付加した場合には、つぎの各号のとおり取り扱います。

- (1) 第4条（保険料の払込の免除）第3項中「保険料の払込の免除事由（主約款に定める保険料の払込の免除事由を含みます。）に該当していない場合」とあるのは「保険料の払込の免除事由（主約款に定める保険料の払込の免除事由を含みます。）または主約款に定める年金の支払事由に該当していない場合」と読み替えます。
- (2) つぎの規定は適用しません。
 - (ア) 第3条（障害・介護の型）
 - (イ) 第4条（保険料の払込の免除）第2項、第16項および第17項
 - (ウ) 第5条（戦争その他の変乱の場合の特例）
 - (エ) 第6条（法令等の改正に伴う保険料の払込の免除事由に関する規定の変更）
 - (オ) 第14条（告知義務違反による解除ができない場合の取扱）
 - (カ) 第15条（特別条件）

第19条（主契約が変額保険契約の場合の取扱）

（記載省略）

第20条（主契約に特定自費診療特約が付加されている場合の取扱）

（記載省略）

口座振替取扱特約

第1条（特約の適用）

- この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、主約款に定める保険料払込方法（経路）のうち口座振替扱の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。
- この特約を適用するには、つぎの条件を満たすことを要します。
 - （1）保険契約者の指定する口座（以下、「指定口座」といいます。）が、会社と保険料口座振替の取扱を提携している金融機関等（以下、「提携金融機関」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置されていること
 - （2）保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から会社の口座（会社が保険料の収納業務を委託している機関がある場合には、その委託機関の口座。以下、同じ。）へ保険料の口座振替を委託すること

第2条（保険料の払込）

- 保険料は、主約款の規定にかかわらず、払込期中の会社の定めの日（以下、「振替日」といいます。ただし、この日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。
- 前項の場合、振替日に保険料の払込があったものとします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できないものとします。
- 保険契約者は、あらかじめ保険料相当額を指定口座に預入しておくことを要します。
- 会社は、口座振替により払い込まれた保険料については領収証を発行しません。

第3条（口座振替不能の場合の取扱）

- 振替日に保険料の口座振替が不能となった場合は、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。翌月の応当日にも口座振替が不能となった場合は、翌々月の応当日に口座振替を行います。
- 月払契約について前項の規定を適用する場合、払込期月の到来した2か月分または3か月分の保険料（主契約に契約日に関する特約が適用されている場合で、第1回保険料を含む口座振替のときは、払込期月の到来した2か月分、3か月分または4か月分の保険料）の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額がその金額に満たない場合には、払込期月の到来した保険料のうちその到来した払込期月の時期の早いものにかかる保険料から払込があったものとし、指定口座の預入額の範囲内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行います。
- 第1項および前項に定める保険料の口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間満了の日までに、未払込保険料を、会社の定める方法により、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第4条（諸変更）

- 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している提携金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出てください。
- 保険契約者が口座振替の取扱を停止する場合には、あらかじめ会社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料払込方法（経路）に変更してください。
- 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱を停止した場合には、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の保険料払込方法（経路）に変更してください。
- 会社または提携金融機関の事情により、会社は、振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。
- 第1条（特約の適用）第2項に該当しなくなった場合には、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関に変更するか、他の保険料払込方法（経路）に変更してください。その変更をするまでの間の未払込保険料は、主約款に定める猶予期間満了の日までに、会社の定める方法により、会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。

第5条（特約の消滅）

つぎの場合には、この特約は消滅します。

- （1）保険料の払込を要しなくなったとき
- （2）他の保険料払込方法（経路）に変更されたとき

別表2 不慮の事故

「不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表1によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表2の事故は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当するか否かにかかわらず除外します。

表1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （疾病や疾病に起因するもの等の身体の内部に原因があるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
つぎのような事故は、表1の定義にもとづく要件をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・不慮の転落、不慮の転倒 ・不慮の溺水 	つぎのような事故は、表1の定義にもとづく要件を満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 <ul style="list-style-type: none"> ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓 ・過度の運動 ・継続的な騒音、継続的な振動 ・処刑

表2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病、熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒等の原因となった事故	つぎの症状の原因となった事故 a. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 b. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等 c. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

別表10 高度障害状態

「高度障害状態」とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

別表11 身体障害の状態

「身体障害の状態」とは、つぎのいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (3) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (4) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- (5) 10手指の用を全く永久に失ったもの
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの
- (7) 10足指を失ったもの
- (8) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの

備考〔別表10、別表11〕

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、つぎの3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不能となり、その回復の見込がない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ a・b・c デシベルとしたとき、
$$\frac{1}{4}(a+2b+c)$$
の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

5. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込のない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

6. 脊柱の障害

- (1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- (2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

7. 手指の障害

- (1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合

せることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8. 足指の障害

「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。



別表12 感染症

「感染症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
シフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群〔SARS〕 (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませぬ。)	U04

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りませぬ。）である感染症をいいます。以下、同じ。）は、「感染症」に含めるものとします。ただし、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条に定める一類感染症、二類感染症、三類感染症および新型インフルエンザ等感染症（同条第7項第3号の疾病に限りませぬ。）のいずれにも該当しないこととなった場合には、新型コロナウイルス感染症は、「感染症」に含めませぬ。

別表16 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれませぬ。
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表30 がん、心疾患、急性心筋梗塞、脳血管疾患、脳卒中、肝硬変、慢性膵炎、慢性腎不全、糖尿病、糖尿病性網膜症、糖尿病性壊疽、高血圧性疾患、大動脈瘤等、四肢の動脈閉塞症

1. 「がん」、「心疾患」、「急性心筋梗塞」、「脳血管疾患」、「脳卒中」、「肝硬変」、「慢性膵炎」、「慢性腎不全」、「糖尿病」、「糖尿病性網膜症」、「糖尿病性壊疽」、「高血圧性疾患」、「大動脈瘤等」、「四肢の動脈閉塞症」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10（2013年版）準拠」によるものとします。

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
がん	口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物<腫瘍>	C00~C14
	消化器の悪性新生物<腫瘍>	C15~C26
	呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物<腫瘍>	C30~C39
	骨及び関節軟骨の悪性新生物<腫瘍>	C40~C41
	皮膚の黒色腫及びその他の皮膚の悪性新生物<腫瘍>	C43~C44
	中皮及び軟部組織の悪性新生物<腫瘍>	C45~C49
	乳房の悪性新生物<腫瘍>	C50
	女性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C51~C58
	男性生殖器の悪性新生物<腫瘍>	C60~C63
	腎尿路の悪性新生物<腫瘍>	C64~C68
	眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物<腫瘍>	C69~C72
	甲状腺及びその他の内分泌腺の悪性新生物<腫瘍>	C73~C75
	部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物<腫瘍>	C76~C80
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物<腫瘍>、原発と記載された又は推定されたもの	C81~C96
	独立した（原発性）多部位の悪性新生物<腫瘍>	C97
	上皮内新生物<腫瘍>	D00~D09
	真正赤血球増加症<多血症>	D45
	骨髄異形成症候群	D46
	リンパ組織、造血組織及び関連組織の性状不詳又は不明のその他の新生物<腫瘍>（D47）のうち	
慢性骨髄増殖性疾患	D47.1	
本態性（出血性）血小板血症	D47.3	
骨髄線維症	D47.4	
慢性好酸球性白血病〔好酸球増加症候群〕	D47.5	
心疾患	慢性リウマチ性心疾患	I05~I09
	虚血性心疾患	I20~I25
	肺性心疾患及び肺循環疾患	I26~I28
	その他の型の心疾患	I30~I52
急性心筋梗塞	虚血性心疾患（I20~I25）のうち	
	急性心筋梗塞	I21
	再発性心筋梗塞	I22
脳血管疾患	脳血管疾患	I60~I69
脳卒中	脳血管疾患（I60~I69）のうち	
	くも膜下出血	I60
	脳内出血	I61
	脳梗塞	I63
肝硬変	アルコール性肝疾患（K70）のうち	
	アルコール性肝硬変	K70.3
	肝線維症及び肝硬変（K74）のうち	
	原発性胆汁性肝硬変	K74.3
	続発性胆汁性肝硬変	K74.4
	胆汁性肝硬変、詳細不明	K74.5
その他及び詳細不明の肝硬変	K74.6	
慢性膵炎	その他の膵疾患（K86）のうち	
	アルコール性慢性膵炎	K86.0
	その他の慢性膵炎	K86.1

疾病の種類	分類項目	基本分類コード
慢性腎不全	高血圧性腎疾患（I12）のうち 腎不全を伴う高血圧性腎疾患 慢性腎臓病（N18）のうち 慢性腎臓病、ステージ5	I12.0 N18.5
糖尿病	糖尿病	E10～E14
糖尿病性網膜症	糖尿病（E10～E14）のうち 眼合併症を伴うもの （その合併症が糖尿病（性）網膜症（H36.0）である場合に限ります。）	E10.3、E11.3、 E12.3、E13.3、 E14.3
糖尿病性壊疽	糖尿病（E10～E14）のうち 末梢循環合併症を伴うもの	E10.5、E11.5、 E12.5、E13.5、 E14.5
高血圧性疾患	高血圧性疾患	I10～I15
大動脈瘤等	大動脈瘤及び解離	I71
四肢の動脈閉塞症	アテローム<じゅく<粥>状>硬化（症）（I70）のうち （四）肢の動脈のアテローム<じゅく<粥>状>硬化（症） 全身性及び詳細不明のアテローム<じゅく<粥>状>硬化（症） その他の末梢血管疾患（I73）のうち 閉塞性血栓血管炎〔ピュルガー<バージャー><Buerger>病〕 末梢血管疾患、詳細不明 動脈の塞栓症及び血栓症（I74）のうち 上肢の動脈の塞栓症及び血栓症 下肢の動脈の塞栓症及び血栓症 詳細不明の（四）肢の動脈の塞栓症及び血栓症 腸骨動脈の塞栓症及び血栓症 詳細不明の動脈の塞栓症及び血栓症 動脈及び細動脈のその他の障害（I77）のうち 動脈の狭窄	I70.2 I70.9 I73.1 I73.9 I74.2 I74.3 I74.4 I74.5 I74.9 I77.1

2. 上記1において「がん」とは、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学（NCC監修）第3.1版」中、新生物の性状を表す第5桁コードがつぎのものをいいます。なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類 腫瘍学」において、診断確定日以前に新たな版が発行された場合は、新たな版における第5桁コードによるものをいいます。

第5桁性状コード番号
／2 ……上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
／3 ……悪性、原発部位
／6 ……悪性、転移部位 悪性、続発部位
／9 ……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

3. 上記1において「急性心筋梗塞」、「脳卒中」とは、つぎのとおり定義づけられる疾病をいいます。

疾病名	疾病の定義
急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血および頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

別表31 入院、通院

(1) 入院

「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等（病院または診療所（別表16）以外の施設を含みます。以下、同じ。）での治療または通院による治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所（別表16）に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(2) 通院

「通院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療によっては治療の目的を達することができないため、病院または診療所（別表16）（ただし、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。）において、医師による治療を入院によらないで受けることをいいます。

別表32 病院または診療所

「病院または診療所」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
- (2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表34 肝硬変の診断

肝硬変について対象となる「診断」とは、つぎの各号のいずれかをいいます。

(1) チャイルド・ピュー分類にもとづく下表の（ア）から（オ）までの各項目の合計点数が7点以上と診断

	1点	2点	3点
（ア）肝性脳症	なし	軽度	昏睡
（イ）腹水	なし	軽度	中程度以上
（ウ）血清アルブミン値	3.5g/dl超	2.8g/dl～3.5g/dl	2.8g/dl未満
（エ）プロトロンビン時間	70%超	40%～70%	40%未満
（オ）血清総ビリルビン値	2.0mg/dl未満	2.0mg/dl～3.0mg/dl	3.0mg/dl超

(2) 病理組織学的所見（肝生検）により肝硬変と診断

備考〔別表34〕

「病理組織学的所見（肝生検）により肝硬変と診断」とは、新犬山分類にもとづく下表の線維化の程度が「F4：肝硬変」に該当する診断をいいます。

線維化の程度
F0：線維化なし
F1：門脈域の線維性拡大
F2：線維性架橋形成
F3：小葉のひずみを伴う線維性架橋形成
F4：肝硬変

別表35 移植術

「移植術」とは、臓器の機能に障害がある者に対し臓器の機能の回復または付与を目的として行われる臓器の移植術をいいます。なお、移植術は、ヒトからヒトへの同種移植に限るものとし、異種移植、人工臓器による移植術および自家移植は含まれません。また、再移植については、責任開始時以後に初めて移植術を受け臓器移植による特定疾病一時給付金が支払われることとなった後に同一の臓器について受けた再移植の場合のみ特定疾病一時給付金の支払の対象となるものとし、保険料の払込の免除の対象とはなりません。

備考〔別表35〕

1. 「異種移植」とは、ヒトと種の異なる個体から得た臓器を使用する移植術をいいます。
2. 「人工臓器」とは、臓器の機能を代行する人工材料または合成物を含むものをいいます。
3. 「自家移植」とは、臓器または組織の提供者と受容者が同一人である移植術をいいます。
4. 「再移植」とは、すでに受けたことのある臓器の移植術と同一の臓器についての移植術を、再度受けることをいいます。
5. 移植術には、心臓弁の移植および脾臓移植は含まれません。

別表36 臓器売買等の行為

「臓器売買等の行為」とは、つぎの各号のいずれかに該当するものをいいます。

- (1) 移植術に使用されるための臓器を提供することもしくは提供したことの対価として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること
- (2) 移植術に使用されるための臓器の提供を受けることもしくは受けたことの対価として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること
- (3) 移植術に使用されるための臓器を提供することもしくはその提供を受けることのあつせんをすることもしくはあつせんしたことの対価として財産上の利益の供与を受け、またはその要求もしくは約束をすること
- (4) 移植術に使用されるための臓器を提供することもしくはその提供を受けることのあつせんを受けることもしくはあつせんを受けたことの対価として財産上の利益を供与し、またはその申込みもしくは約束をすること
- (5) 臓器が第1号から前号までの規定のいずれかに違反する行為にかかるものであることを知って、当該臓器を摘出したは移植術に使用すること

備考〔別表36〕

第1号から第4号までの対価には、交通、通信、移植術に使用されるための臓器の摘出、保存もしくは移送または移植術等に要する費用であって、移植術に使用されるための臓器を提供することもしくはその提供を受けることまたはそのあつせんをすることに關して通常必要であると認められるものは、含まれません。

別表47 公的介護保険制度

「公的介護保険制度」とは、介護保険法にもとづく介護保険制度をいいます。

別表48 要介護1以上

「要介護1以上」とは、平成11年4月30日厚生省令第58号「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」に規定する要介護1から要介護5までのいずれかの状態をいいます。

別表54 手術、人工透析療法、切断術、血行再建手術

1. 「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えるものをいいます。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックならびに別表35に定める移植術は除きます。
2. 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
3. 糖尿病性網膜症について対象となる「手術」とは、網膜または硝子体に対する手術をいいます。
4. 「切断術」とは、1手の1手指以上または1足の1足指以上について、骨を切断する切断術をいいます。
5. 「血行再建手術」とは、カテーテルもしくはステント等を用いた血管内治療またはバイパス術もしくは血栓内膜摘除術等の血管に対する外科的治療をいいます。

主なお手続きの際の提出書類一覧表

	当社所定の請求書	本人確認書類		被保険者の住民票・戸籍謄(抄)本	当社所定の診断書・証明書	その他・備考
		保険契約者	受取人			
年金等のお支払い	●		●	●	●	
主契約による 保険料の払込みの免除	●				●	・不慮の事故であることを証明する書類
保険料払込免除特約による 保険料の払込みの免除	●				●	
保険契約の解約	●	●				
年金月額減額、特約の解約	●	●				
保険契約者の変更	●	● ※				・契約者死亡による契約者変更の場合 1. 現在の契約者の戸籍謄(抄)本 2. 相続人の本人確認書類 ※現在の契約者と変更後の契約者両者の 本人確認書類が必要です。
指定代理請求人の変更	●	●				
収入保障年金受取人の変更	●	●				
改姓・改名・字体訂正	●	●				

- 本人確認書類は、次のいずれか(※)をご提出いただきます。
運転免許証、パスポート、年金手帳、印鑑証明書、公的機関発行の写真付証明書等
(※) 年金等のお支払いの場合は、上記本人確認書類から2点ご提出いただく場合があります。
- 上記の提出書類のうち全部または一部の省略を認めることがあります。
- 必要に応じて、上記以外の書類の提出を求められることがあります。
- 2026年2月現在の取扱いです。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことから記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に・・・	ご契約のしおりのページ
● クーリング・オフ制度(契約申込みの撤回)	P.10
● 健康状態等の告知義務	P.13
● 責任開始(保障の開始)と契約日	P.16
● 保険料払込方法・保険料の払込期月等	P.31
● 保険料の払込みの猶予期間と保険契約の消滅	P.34
● 年金等をお支払いできない場合	P.40
● 解約と解約払戻金	P.48

等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからです。

上記の事項以外でもわかりにくい点がございましたら下記のはなさく生命お客様コンタクトセンターにお問合せください。

お問合せ先等

はなさく生命お客様
コンタクトセンター



はなさく いーな
0120-8739-17 (通話料無料)

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00(祝日、12/31～1/3を除く)

※プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。

※お電話をいただく際には、証券番号をお知らせください。

※はなさく生命お客様コンタクトセンターへのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音することがありますので、あらかじめご了承ください。

はなさく生命
ホームページ

<https://www.life8739.co.jp/>

はなさく生命 検索



はなさく生命ホームページではご契約内容のご確認や、住所・電話番号の変更等の各種お手続きができます。

[募集代理店]

[引受保険会社]



はなさく生命保険株式会社

<お客様コンタクトセンター> 0120-8739-17

<ホームページ> <https://www.life8739.co.jp/>